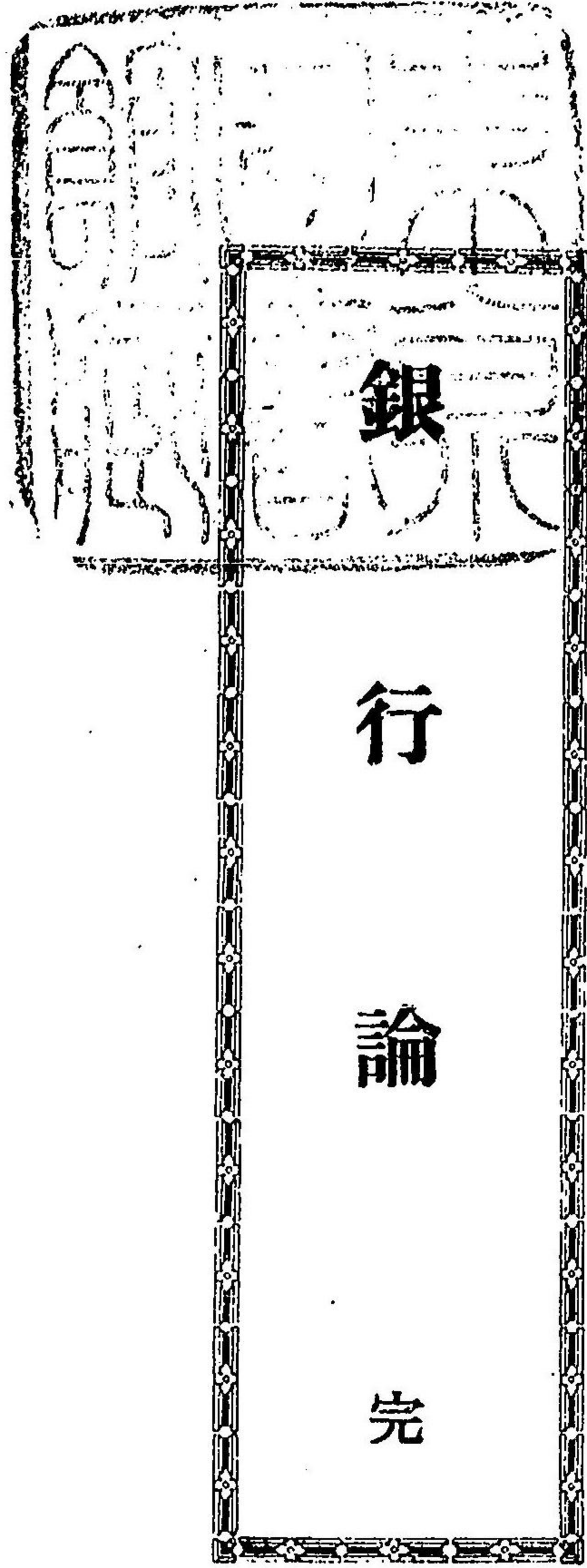


發行所 東京專門學校



文學士 天野為之 講義

政三年四月廿五日

310014-000-0

14-618口

銀行論 ○合1

天野 為之 述

M26



銀行論

目 次

總論

第一章 銀行の効用

第二章 政府が銀行に對する政策を論ず

第一節 銀行の危害

第二節 預金銀行の危害を豫防する方法を論ず

第三節 發行銀行の危害を豫防する方法を論ず

第四節 銀行紙幣發行の制限準備法を論ず

第五節 各國銀行制度の概略を序す

第一項 日耳曼銀行制度

第二項 佛蘭西銀行制度

第三項 英國銀行制度

第四項 北米合衆國銀行制度

目次

一	頁
三	一
四八	三
四八	四
五二	五
七八	七
一一八	八
一四四	九
一四四	一〇
一四八	一一
一五三	一二
一五九	一三

銀行論目次 完結

第五項	日本銀行制度	一六五
第三章	銀行の管理法	一八一
第一節	銀行家たるに要する諸資格を論ず	一八一
第二節	銀行理事法の概略を論ず	一八七
第三節	銀行家が手形鑑別に付き要する注意	一九七
第四節	銀行家が貸金を爲すに付ての注意	二〇四
第五節	銀行家が顧客に對する注意	二一三
第六節	銀行が金融必迫の時に處する方法	二二一
第七節	合本銀行と私立銀行との別	二三八
第八節	合本銀行の管理方を論ず	二四一
第九節	合本銀行の破産する原因	二五七
第四章	銀行畧史	二七五
第一節	銀行業の起原及び其發達	二七五
第二節	銀行の發達する順序	二八九

銀行論

文學士 天野爲之 講義
政治科 田中唯一郎 編輯
得業生

論 行 録

凡そ銀行家は通貨を取扱ふの商人にして貸借の媒介を勤め俗に所謂利違ひを以て重なる利益の本源となす者なり一層精細に之を説かんに銀行の事業は凡そ左の如し

- 第一 利息付き若くは無利息にて他人の金銭を預るに在り
- 第二 他人に金銭の貸附を爲すに在り
- 第三 手形の割引をなすに在り
- 第四 他人の爲めに遠方の負債を支拂ふに在り
- 第五 他店の爲めに取次をなすに在り

次に銀行事業をなすに必要な資本は大抵左の四者より成立す

總論

- 第一 株主の出したる資本
 - 第二 預け主の預けたる金銭
 - 第三 若し紙幣を發行する權あるときには發行の銀行紙幣
 - 第四 送金を依頼せる者の金銭
- 次に此資本を使用する方法は左の如し

- 第一 割引をなすに在り
- 第二 貸附をなすに在り
- 第三 公債證書其他負債の證券を買入るゝに在り
- 第四 其一部分を準備金として残し置き返還の要求に備ふるに在り但し準備金に二種ありて一を發行紙幣に對する準備金とし他を預り金に對する準備金とす

次に銀行諸入費は地代、租税、家屋、建物の修繕費、諸役員給料、其他諸雜費の支拂等なり而して銀行の純益は割引、貸附、公債の利子及び取次送附の手續料の中より諸入用を去りたる殘餘なり

第一章 銀行の効用

予輩は既に銀行事業の性質を略述せり請ふ是より此事業が公衆に向て大なる便益を與ふる所以を説明すべし

其一 銀行は公衆か其資本を預け盜難火災を免かるゝ所と爲すを得

其二 銀行は公衆か其資本を預け利息を得る所と爲すを得。例へば資本を有すれども其金額甚だ僅少にして一事業を起すに十分ならざるとあり此場合には之れを銀行に預け其利息を取るを可とす。又資本あれども自から事業を爲す丈けの經驗なきか又は其餘暇なく之れを運轉することの出來ざるともあらん斯くの如きときには之れを銀行に貸し付けて利息を取るべし。又餘財なきにあらざれども之れを事業に注入するときには人生非常の變に處する能はず因て疾病災難其他不時の出來事の起るときは準備として己れの掌中に保存せざるを得ず而して之を銀行に預け置くときは事の起らざる間は利息を取り事の起るときは直ちに之れか返辨を要求するを得るなり

序てに貯蓄銀行のことに付て一言せんに貯蓄と云ふも預金と云ふも其大體は異

る所なし只其異なる所は一は金額小なると他は大なると及び一は貯蓄の目的なれども他は利息を得るの目的なるとに過ぎず。今若し貯蓄銀行のとは政府に托するが可なるか將た亦た民間に任するが可なるかと云ふに何れにしたりとて甚たしき相違なしと雖ども政府をして之れに當らしむる時は人民は一層安堵の思ひを爲し知らず貯蓄心を増進せしむるの効果あるべき歟。但し茲に注意すべきは貯蓄銀行に商業上の資本を吸収せざる様にすべきと是れなり何とあれは貯金銀行の目的は貧窮人の貯蓄を奨励するに在りて通常の預金銀行とは目的を殊にすればなり商業上の資本は必らず出入の累はしき者なれば之れか爲めに手敷を要すると甚だしきなり故に貯蓄銀行の預金額には概ね制限を置き其利息をも低くし商業上の資本か此に注入し來ることを防くなり若し然らざれば有用の商業資本を此に移し來る者あるべければなり

其三 銀行は産業に従事せんと欲すれども充分の資本なきに困却する人々か就て以て資本を借り得べき所とす

其四 銀行は公衆か通貨を用ひす買賣取引を爲し貸借を結了する機關と爲すを

得

其五 銀行は常に通貨の使用を節省するのみならず其上に輕便にして價安き通貨を供給す

其六 銀行は公衆か其遠方の負債を返辨するが爲めの最良機關たり

以上列記する利益の中にて其一其二は説明を須たすして讀者自から之れを會得するならん故に是より其三以下の利益を説明すへし

其三の説明 パンホット氏の著書に依り英國金融事情の一般を窺ふときは以て能く銀行が資本に乏しき事業家を助けて其の目的を達せしむる所以を了解するを得へし。之を約言すれば英國は借用資本に富めり借用資本とは借り得べき資本と云ふ意味なり試みに倫敦府下諸銀行の報告書と巴里紐育或は伯林等諸所の銀行報告書を比較すれば英國が他に超越して借用資本に富むことは吾人の意表に出づるものあり。尤も英蘇兩國の如く銀行事業の旺盛を極むる社會にて銀行の中に在る資本と銀行の外に在る資本とを比較すれば外に在る者其割合に少く之に反して佛國獨逸等の如く銀行事業の發達未だ著しからざる國々にては銀行

の外に在る資本は其割合に多きに相違なし。左れば銀行内の資本の多寡のみに依て各國の資本の全軀を計算するは固より不公平の嫌なき能はず併しなから獨佛等にて銀行の外に在る資本は通貨市場の通貨にあらず即ち其通貨は自由自在に借り得へき通貨にあらず此等の國々にては生産社會の間に信用未だ充分に成立たすと見え資本を有するも之を貸すと能はずして空く其利息を失ふの有様あり。之に反して英國にては人々相互の信用甚だ旺盛なるに由り斷然人に貸して疑はず皆に此の勇敢の氣象あるのみあらず同國の銀行家は一方に於て資本家の金錢を集め之を資本なきに苦む事業家に貸與するが故に英國銀行内の通貨は得て借るへきの通貨なり去れば資本全軀に付ての計算は暫く置き獨り通貨市場の通貨の多寡を比較する時は何れの國か能く英國に匹敵するを得ん。是を以て借らんと欲する者は就て借る可き人と場所とを知る若し此財本をして八方に散布せしめば借らんと欲する者は就て借るへき所を知らず貸さんと欲する者も亦貸すへき人を知らず之れか爲めに通貨市場の通貨を減縮すると果して幾何なるを知らず然るに英國にては銀行事業隆盛を極むるに由り他國の望みに應じて資本

を貸し出すこと頗る大にして他國に行くも到底借入れの見込なき巨額の金銀も英國は容易に貸與するの勢力あり。内國の産業に於るも亦然り此事業を企つれば將來に於ては非常の利益あるに相違なければ之を實行するに充分なる資本の乏しきを奈何せん等の歎息は東洋の國々に於ては屢々聞くを得れども英國にては此歎聲は既に其痕跡を絶てり。唯だ將來に充分の見込なきを憂ふるのみ苟も充分の見込立たは如何に巨額の資本を要するも其欠乏を告ぐると決して之れあらず併しなから此歎聲は今日こそ殆ど其聲を絶ちたれ惟ふにエリザベス時代の倫敦府民は夢にたも今日の形狀を想像し得ざりしならん。蓋し他の國々を通過するに富める者決して少きにあらず然れども資本を有する人民か各々財産を固守して敢て他に貸出さるるか故に大事業をなすに必要なる大資本を募集すると甚だ困難なるのみ。英國は實に之と相違し非常の場合を除くの外は常に多分の貸付け資本を有す而して安全ある抵當を入るゝ者及び縦ひ抵當を入れざるも銀行の信用ある者は内國人たると外國人たるとを問はず一個人集合人に論なく銀行より資本を借出すと極めて自由自在にして古今萬國殆んど其比類を絶せり

倫敦のロムバードストリートと云ふ市街は許多の銀行が軒を連ねて事業を經營する處あり若し外國に於て新事業の起らんとするとき當て此市街に至り資本の借用を云ひ入るゝ時は忽ちに其目的を達するを得べきなり。抑も英國萬般の産業は大抵借用財本を以て之を經營せり己れ自ら資本を供給し己れ自ら産業に従事する者は甚だ僅少にして殆んど皆無と云ふも可なり實地に於て資本を出す人は産業に従事せず産業に従事する者は資本を出さず借る者と貸す者との區別判然たり是れ他邦人の意表に出てゝ昔人の夢にたも見ざる所なり。然り而して此貸借の間に立て能く媒介の義務を盡す者はロムバードストリートを捨てゝ他に求むへからざるなり

斯の如くして英國の産業は自ら資本を有する富豪の掌中にてのみ躊躇せず廣く資本なき人民の間に分配せらる。而して是より起る弊害は如何と詮索するにヴェニス或はセノアの豪商の如き商賣の才に加ふるに縉紳の風を具ふる人々は日に月に消滅して痕を社會に留めず彼の無學無識の細商之に代て跋扈するとならんか聊か懸念なき能はず且つ商權の漸く細民の掌中に移る時は爲に賣買土の徳

義を亂たす恐れなきや是れ齊しく患ふべきことなり。蓋し從來公衆に其名を知られたる商人は其名聲を墜さずして子孫に遺讓せんと欲するに由り大に警戒する處ありて些細の詐偽たも爲さざるへしと雖も新たに事業を企てゝ未だ其名の天下に知られざる細商は急遽の際利益を得んとして世人の毀譽を顧るに遑あらざるか故に目下の利益を謀て劣等の物品を販賣し其他種々の不道德をなして憚らざるの恐れあり。思ふに今日英國の物品が時として其聲價を墜せることある原因は職として之を細商の所爲に歸せざるを得ず

然れ共此弊害は之を補ふに足るの利益あり凡そ商權か二三の資本家に集る國々にては其産業較もすれば停滯不進の有様に沈淪する恐あり其故如何と問ふに巨多の財産を所有する人々は其才能如何程穎敏活潑なるにもせよ多少左の如き因循なる思想を抱懐するに相違なし。何そや曰く吾輩は年々若干の収入あり是は儘に保持せざる可からず然り而して生産社會の有様從來の儘なれば決して之を失ふの恐なしと雖も妄りに之れか改良進歩を計り都合能く行けば至極重疊なるも若し誤て失敗することあらんには舊來の収入も烟散霧消に歸するとなしと

せすと。斯くの如き考へよりして其利益も少きに満足して安堵をなすと多ければ此等の豪農巨商は改良にもせよ退歩にもせよ生産社會の變動を嫌惡すると蛇蝎の如く力を盡して之を撲滅せんことを計らざるはなし斯の如くなれば如何にして一國經濟の發達を企望するを得へけんや。然るに新たに商業社會に現出して事業をなさんとする者は全く之と相反し生産上の變更を機會として蹶起せんとを思ひ常に耽々として從來の事業を壓倒する新事業の盛興を待たざるはなし。之を以て英國の商人か今日の如き活潑なる現象を提出するは即ち其商權が無事に苦むの細民の手中に在るを以てなり此細民は實に從來の事業を壓倒せんとするにより種々に肝膽を碎て良好の事業を發明せんとを計るなり之に由て競争盛に起り不知不識の際に英國の商業は今日の如き有様に到達せり。然れば即ち銀行事業の利益は幾分か前述の弊害に由て其分量を減却すへしと雖も斯る巨大なる利益あるを觀察し來るときは其功能決して少なからざるを覺らん

其四の説明 此説明に付ては既に貨幣論に於て其大要を述べたれば讀者宜く參照あるべし。扱本論に入る前に簡短に振出手形の何物たるやを講述し置くべし

振出手形は爲替手形の如く一種の命令書にて其表面には此手形持參人の要求次第表面記載の金圓を渡されたしとの旨を記載す尤も此手形は別に銀行家の承諾證を要せず何んとなれば其用紙は預け主か其財産を預ると同時に銀行より受取りたる所の一種特別の式書にて他には求む可らされば之を以て充分の證となすを得ればなり。併しなから大躰に於ては何れも命令書たるに相違なし獨り爲替手形と異なる要點は其作用の點にあり即ち振出手形的作用は同一の銀行に就て直接に或は間接に其の財産を預くる人々の間に向つて金銀の授受を節省するにあるなり。今如何にして此手形か此作用をなすやを説明せんに例へば此に甲乙丙丁の四人あり相互の間に取引をなすとせんに若し此四人か同一の銀行を信用し少しにても餘財あるときは直に預けるとなさん乎四人の間には金銀を授受せずして總での交易をなし得るなり。其理由はと云へば假りに甲か乙より物品を購買したりとすれば甲は金銀を以て其代價を拂はず曾て銀行より受取りある振出手形を乙に渡すへし然るときは乙は之れを受取りて銀行に持參し金銀を引き出ださず却て之を預くるならん何となれば之を引き出すよりも之を預けて利息

を取り又火災盜難等を免かるゝの利あるに如かさるを以てなり。其他甲なり丙なり丁なり皆な現金を有せずとも銀行に預け金あるに因り其負債あるときは振出手形にて之を拂ひ若し振出手形を得るときは金銀を引出さずして夫れ丈け銀行に預くるならん夫れ然り故に四人の間に交易を爲すに金銀貨を用ひすして可あり只是等の人々が時としては金銀を引出だすこともある可きに因り銀行家は其幾分を保藏して非常或は平常の要求に應せざる可からず去れども其準備は僅に預り金の一部分たるに過ぎず是れ振出手形か金銀貨を節省して交易を進捗せる所以の單純なる場合なり

少しく問題を密雜にして研究をなさんに例へば西には甲乙丙丁か第一銀行に財産を預くるあれば東には戊己か第二の銀行の預主となるあり南には庚辛ありて第三銀行を信用し北には壬癸ありて第四銀行の顧客となると假定せよ。此場合に當り甲乙丙丁間の交易は皆第一銀行の振出手形を用ひて行ふ可く戊己間の取引は第二銀行の振出手形にて之をなすへし又庚辛間の賣買は第三銀行の手形を用ひ壬癸間の貸借は第四銀行の手形を用ひて結了し毫も金銀貨を要せざるの理

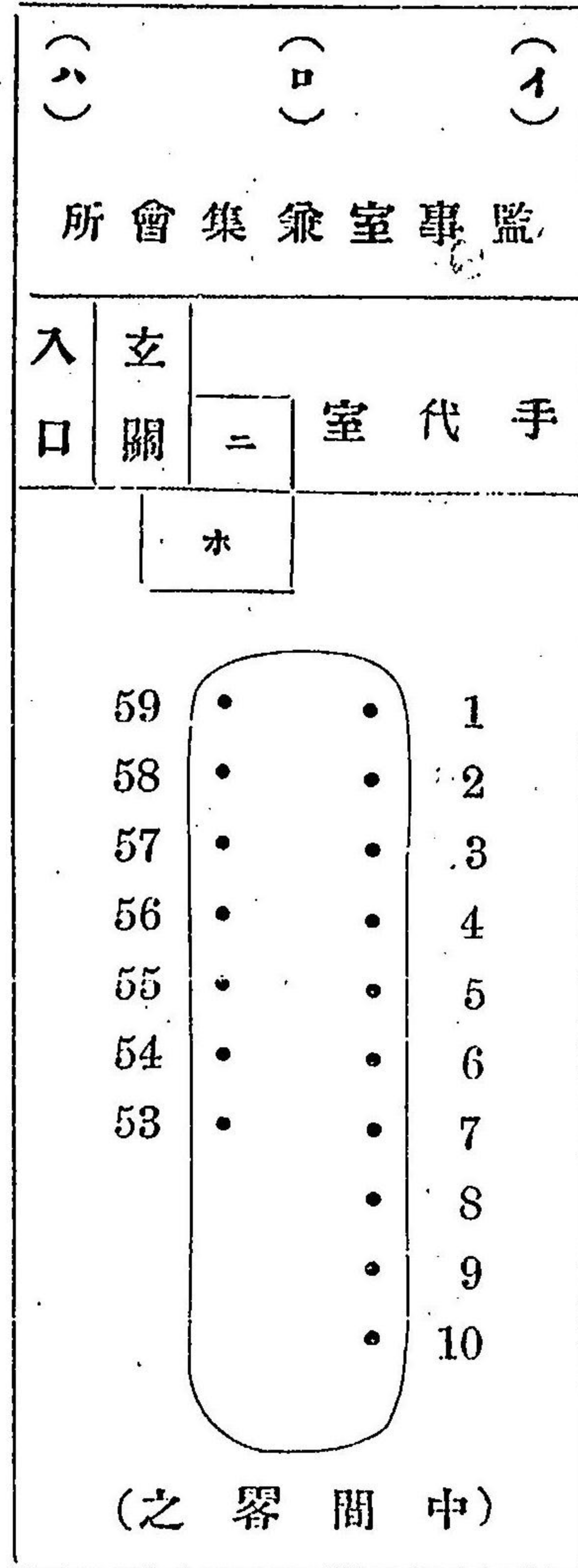
は既に前述の如し。然れども若し第一銀行の預け主甲と第二銀行の預け主戊との間に取引をなすか又は第四銀行の壬癸と第三銀行の庚辛の間に賣買を爲し其他甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の間に縱横旁午の交易をなすの場合に當りても尙ほ振出手形を以て之を結了するを得る所以は少しく思慮する所なくんば則ち之を知るに難からん

若しも第二銀行の預け主戊が第一銀行の預け主より物品を購ひ入れ第二銀行の振出手形にて之を拂ふとすれば甲は此手形を第二銀行に持參して金銀と引換へ其正金を己の信用する第一銀行に預くるとをなさず直ちに第一銀行に就て第二銀行の振出手形を預托すへし。之と等く乙も丙も戊も己も皆な他の銀行の振出手形を預托すへし之と等しく乙も丙も戊も己も皆な他の銀行の振出手形を受取るや己れ自ら之が交換を實行せず先づ之を己れの銀行に持參して之れに依頼すへし。果して然らば一日或は一週の終尾に於て第一第二第三の三銀行の手形か第四銀行に集ることと同じく第三銀行には第一第二第四銀行の手形集り第二銀行には第一第三第四銀行の手形集り第一銀行には第二第三第四銀行の手形集る。

さてこの四銀行は場所と時間を一定し置き之れに向ふて手代を差し遣はすへし又手代には他の銀行の手形を持參せしめ相互の貸借を比較し其完了をなさしむへし斯の如くするときには毫も金銀を用ひずして済むなり。例へば第二銀行の手代は第一の手形一萬圓を有し第一は第二の手形一萬圓を有す第三は第四の手形五千圓を所持し第一は第三の手形同額を所持す第四は第一の六千圓を受取り第一は第四の六千圓を受取るを假定せよ此の如き時は第一第二兩行間の貸借も第一第三の貸借も第一第四兩行間の貸借も皆一樣なれば互に相打消し四万二千圓の貸借は金銀を授受せずして行はれん。是れ單に想像上の例題なり實地に於て貸借の一致を見るを得ざるは勿論なれども相互の間に帳消し消合ひの法を用るときは僅かに其差額丈を勘定すれば可なり而して之を返還するにも必らずしも金銀貨を用ゆるを要せず此四銀行の振出手形を以て返還をなし得るなり而して之を受取る者も其銀行に至り金銀を引出さずして之を預く可し。斯の如くなれば其場合に於ても又一片の金額を用ひず唯た諸銀行の振出手形を以て許多の交易をなし得るなり亦以て振出手形の金銀を節省し從つて交易を進捗する所以を

知るに足らん

以上論ずる所に因て銀行が通貨の使用なく貸借賣買の結了をなし得る大跡を曉れるならん然れども今一層之を明かにする爲めに左に紐育倫敦及マンチエストル諸交換所の實地の有様を説明せん
紐育手形交換所は一千八百五十三年に於て始めて設立せられたり今日にて其仲間には五十九個の銀行より成立すと雖も當時は五十四の銀行を以て組織せりと云へり今ヤポンの著述したる銀行論に由て實地の模様を窺はんとす此交換所の諸室の位置は大抵左の如し



銀行の効用

(イ)は監事の席にして(ロ)は机案なり其上には常に雑誌新聞紙等を備へ置く(ハ)は集會の節會長の着坐する所にして(ニ)は諸銀行の手代が手形交換の前後に事務をなす帳場なり(ホ)は監事の見張り場にして(ヘ)點は各銀行の勘定方の席を代表す而して1234等は其机を代表す

さて交換の方法を詮索するに千八百五十八年頃迄は左の如し此交換所の仲間なる諸銀行は各此交換所へ二人の手代を差遣し其の一を手形方と呼び他を勘定方と稱せり手形方は豫て己れの銀行にて受取りたる他銀行の手形を持参し之れを他銀行の勘定方に渡す勘定方は他銀行の手形方より己れの銀行の手形を受取り勘定をなす而して此の人々大抵交換を行ふ時間の十五分前に到着す手形方は先づ監事室の卓上に一片の書類を置く其の中に此人の持参したる手形の金額を記載せり。副監事は諸銀行の手形方の記載せる金額を合計するときには直ちに當日に於て諸銀行より持参したる手形の總額を知るを得るあり

交換に取掛る三分前に監事は見張り場に来り鈴を鳴らして着席を命す是に於て勘定方は一同に着席す手形方は己れの銀行の勘定方と前の机を隔て、立ち並ぶ

但手形方は其左腕に輕便なる箱を懸け其箱の中には他の銀行の手形を有す而して外に手形受取帳を所持せり。既にして交換の時間となれば監事は第二の鈴を鳴らして交換に取り掛かしむ之を合ひ圖に第一席の手形方は第二の机に向ひ第二席の手形方は第三席に遷る其他の手形方は皆一齊に次席の勘定方の前に立ち此勘定方の代表する銀行にて發行したる手形を授け又別に受取帳を渡す勘定方は之を受取り帳面の上に若干の手形正に受取ると云ふ證を記して返還す手形方は之を受取り又其次に来りて同一の仕事をなし又其次に至り次第々に推し遷り僅々六分時間を経過すれば皆圖中の楕圓形を一周して己れの席に復することとなり而して其受取帳を閲見するときには手形方の果して其委托せられたる手形を渡し盡し其證を得たりや否やを判断し得るなり

さて勘定方は己れの代表する銀行の手形を受けて之を机上に集め置き交換の了はるを待ちて早速に之か金額を計算す是れ即ち借金なり而して己れの手形方か他の勘定方に渡したる手形の金額と之を比較すれば忽ち貸借の多少を確知するなり。何となれば他の勘定方に渡したる手形こそは即ち己の貸金なればなり

是にて手形方だけは交換所より退散するを得。但し勘定方は尙ほ仕事あり勘定方は己れの銀行が交換所に對して有せる権利と義務とを比較し其差額を得て之を副監事に報す蓋し交換所は諸銀行の集合体なるに因り銀行が他の銀行に對するの貸借は之を交換所へ對する貸借となすも差支なければなり。副監事は各勘定方の提出せる計算書を集め之に因て一種の精査表を製作す(精査表の圖は之を省く)暫らくありて借り越の銀行の手代は通貨を持參し監事は之を受け取りて請取證書を與ふ更に暫くして貸越しの銀行より手代來たり監事より正金銀を受取りて去る是に於て交換の事結局となるなり

以上陳述する所は千八百五十八年頃まで行はれたる實際なり之を其以前に比較するときは改良の點甚だ多けれども尙ほ不充分なる所少なからず現に千八百五十七年三月八日の交換の如きは金銀の授受を要したること百四十四萬餘弗の巨額に達せり假りに其重量を計算すれば殆んど六千五百斤にして之に運送する費用と危険とは決して鮮少にはあらずなり

然るに紐育交換所の仲間にて此不便を補ふ爲に一策を案出したる。即ち交換

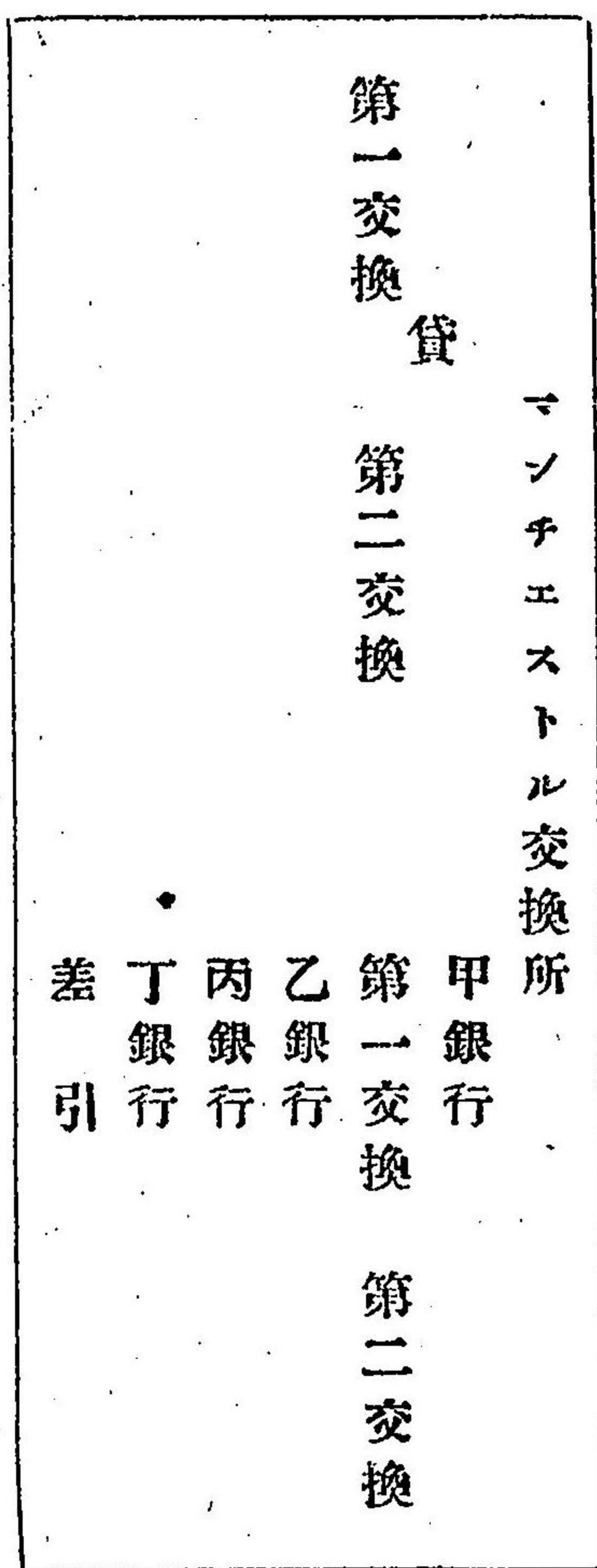
所の仲間の銀行は各々米國銀行に財本を預つけ一種の預り證書を渡さしむ蓋し其表面には某銀行は弊店に金若干弗を預けたると確實なり若し紐育交換所の仲間の銀行が此證書を持參するときは直ちに正金と引き換ゆ可し但し預け主の裏書記名あるを要す年月日米國銀行現金出納方印と記載しあり因て交換所の決算ありて互に貸借を結了するととなるや從來正金銀にて拂ひ居りしも其後は此證書を授受するとなりたれば巨額の取引賣買をなすに當りても極々鮮少の金銀あらは充分なりとす。交換所の功用は此に至りて殆んど其極點に達せりと云ふべきなり

倫敦の手形交換所はギルバートの銀行論並にセボンスの貨幣論に於て之を説くと詳らかなる故に讀者宜く參考すへし余輩は只簡短に之を説き去らんとす。此交換所は千七百十五年頃に當りて始て起る此時倫敦府中五六の銀行は一軒の家屋を借り受け茲に其手形を送り手形を交換して以て相互の貸借を結了せり千八百五十四年に當り倫敦合本銀行及び大英銀行も亦此會に加入したり千八百五十八年に及て地方の銀行も亦此會場に於て其貸借を結了するを得たり。是れ大に

ヲ非リヤムギレット及びジョンルボツクの盡力に成れるものゝ如し。但し従前
 に於ては一地方の銀行にして遠方の銀行の手形を受ることあらは即ち之を輸送
 して支拂を命せざるを得ず而して借方の銀行は倫敦に在る我が取次銀行に命し
 倫敦に在る貸方の取次銀行に宛て、支拂はしめたり。然るに千八百五十八年以
 後に於ては各地方の銀行は毎日幾多の手形を取りて東西に南北に之を分送する
 を要せず只之を集めて一束となし直ちに倫敦にある自己の取次銀行に送り此銀
 行に命し交換所に於て地方銀行の取次銀行に渡さしむ可ければなり
 今や交換の景況如何を問ふに彼の紐育交換所に比すれば稍や不規則不整頓を覺
 ゆるなり。各銀行は皆其手代をして他の銀行の手形を持って此所に集まらしむる
 と雖ども其員數や定りなし或は六人の手代を出たし或は之より少數を遣すこと
 あり而して手形の金額は手代が其銀行を出つるの前貸金帳簿に記載し置くなり
 且又此手形は之を發行したる銀行の異なるに従ひ分て二十五束となす是れ此交
 換所に加ふる銀行は其數二十六なるか故に自己の銀行を除けば即ち二十五
 銀行なるを以てなり

交換所に達するに及んで手形持參者は其借方銀行の手代に付て同銀行の手形を
 渡す貸方は之を受けて其金額を貸金帳簿に記入し直に其手形を本店に送りて眞
 偽を検査せしむ果して眞なるの報知を得るに及んでや各銀行の手形は其借金帳
 簿に就て吾か義務の惣額を知り貸金帳簿に付て吾か権利の總額を知り彼此相比
 較して始めて貸借の差額を知るなり。而して後之を監事に通知す監事は之に基
 き以て精査表を製す是れ前述の紐育の精査表と異るとなし故に監事若し精査表
 中の貸借正に相同しきを發見し又貸越し借越しの相同きを發見せば以て誤算な
 きの證となすへし若し同しからざるを發見せば是れ誤算あるによる者なれば更
 に計算をなして誤算の原因を搜索す精査のと終りて支拂のとあり蓋し此支拂た
 る近年までは銀行紙幣を以て之を爲せり現に千八百三十九年に於ては日々平均
 三百萬磅の取引をなし之を結了するに二百萬磅の紙幣と二十萬磅の金銀の授受
 を以てせり然るに近來はチャールスバツペーヂなる者の説を實行し支拂のこと
 は一切大英銀行の預り證書を以て之を爲すに至れり
 今や歩を進めてマンチエストル交換所の交換法を問ふに凡そ此銀行に加入する

の銀行は各一人の手代を差遣す此手代は其銀行を出つる前に先づ他の銀行の手形を分ちて十三束となす此れ自己の銀行を除くの外別に十三の銀行あるが故に若し同一の銀行の手形は悉く集めて一束となさば十三銀行の手形は自ら分れて十三束となるに因りてなり而して手代は之に應じて十三枚の式書を作り一葉毎に一銀行の手形の金額を記入し十三銀行の手形の金額を分て十三葉の上に記入す而して後此金額を以て左の如き式書を填寫す其法たるや銀行の名と相對して手形の金額を第一段に列書す故に彼れ若し之を合すれば即ち其權利の總額を知るを得可し



交換所に達するに及んでや手代は他の銀行の机に就て其手形を置き並に此か金額を記入したる式書を置く又た顧て自己の案上を見れば他の十三人の手代か残し置たる手形並に式書あり是に於て此手代は一々手形と式書とを檢査し果して誤謬なりしと認定せば之を右に掲げたる式書に記入す其記入の法は下より二段目に銀行の名と相對して列記す故に若し之を合算するときは自己の義務の總額を知るを得ん

此の如く第一段及び第四段を書填し終るに於ては手代は受けたる手形と式書とを持し本店に歸り更に檢査を請ひ若し善良ならざる物あれば直ちに之を差出したる銀行に送致す之を名けて返戻手形と稱す
暫らくして手代又來り我が權利を以て第二段を書填し義務を以て第五段を書填し而して後二段の金額を合して權利の總額を知り第五段の總額を合して義務の總額を知り此二者を比較して其差額を知る於是乎手代は其貸借と其差額とを左の如き式書に記入す

貸何、
借何、
差引何、
某銀行

監事
御中

式一第

紙色青

一金何々磅也
拙者の帳簿上より
右金額を交換所の
帳簿貸の部へ御移
記被下度且又交換
所に加入するの銀
行にして之を引出
さんとする者有之
は直に御渡し被下
度候

但し監事の印
ある引出手形
を持参する者
に限り御渡し
可被下候

年月日
大英銀行出納方
御中

式二第

紙色赤

一金何々磅也
今夕に於て何銀行
の帳簿より交換所
の帳簿へ右金額の
移記をなしたり

年月日
大英銀行
出納方某

右之通相違無之候

大英銀行
監事某

式三第

一金何々磅也
交換所帳簿貸の部より弊
行帳簿の貸の部へ右金額
御移記被下度候

年月日 某銀行

右之通り相違無之候

交換所監事某
大英銀行出納方
御中

式四第

紙色赤

一金何々磅也
本日(或は今夕に於て)何銀
行の帳簿へ交換所の帳簿
より右金額の移記をなし
たり

年月日

大英銀行出納方某
右之通り相違無之候

大英銀行監事某

監事之を受け由て以て精査表を制す但し精査表は倫敦及び紐育の交換所の精査
表と異なる所なし若し精査して誤なきを知らば即ち支拂をなす尤も此支拂と確
とも決して金銀を用ゆるにあらず又紙幣を要するにあらず借方は右に記載する
第一の式書を書填して以て大英銀行に送り第二の式書を得て之を交換所の監事
に渡すなり

之に反して貸方銀行にては第三の式書に貸金の金額及び其社名等を書填し之に

交換所監事の調印を得て大英銀行に持参し該銀行より第四の式書を受け取るなり斯の如くにして一片の金銀一片の紙幣をも使用せずして莫大なる取引を結了し得るなり

上來縷陳する所に因て考案を回らす時は銀行第四の利益則ち通貨なくして貸借を結了するの機能は更に説明を要せざるならん蓋し手形交換の事は今日尙未た世間に普行せられずと雖も已に發生發達の兆あり。惟ふに廿餘年前迄は合衆國に於て紐育交換所英國にてはロムバールドストリート交換所を除くの外別に此制度を施行せる者殆ど之なかりしに今日は合衆國にも更に十數所の地方交換所の設立あり英國にてはマムチエストル及ひニウカッスル交換所の創建を見るを得たり佛國にてはシアンブルド、コムパンサシヨンド稱し即ち此種の建物あり其交換の手續は英國に模擬する所多しと云ふ

其五の説明 銀行にては政府の許可を得れば交換紙幣を發行するの權利あり銀行紙幣即ち是なり此紙幣は實に輕便にして且つ價安く其の貿易上に與ふる利決して鮮少にあらざるなり尤も數年前の我邦の如く不換紙幣のみ行はるゝ時代に

於ては其功能も左迄較著ならざれども黄金白金の社會に於ては其有用なる蓋し疑を容れざるなり其理由を述べんに他にあらず夫れ物品貿易の時代去つて金銀貨の社會となるや之が爲めに交易を進捗せるは勿論の事なりと雖も其性質は元來礦産物たるに因り其常價は其供給の増加するに伴ふて高くあるものなり故に若し萬般の交易が盡く金銀貨を用ひて始めて行はるゝことならば交易の愈よ盛ならんとするも金銀貨の常價甚だ増加する爲めに掣肘せらるゝ所あらん歎。一層精細に之を云へば若し交易は如何なる場合にても金銀貨なければ行はれずとすれば交易將に旺盛に赴かんとすると同時に金銀貨の需要も愈増加せざるを得ずさて此需要に従て其供給を増さんとすれば其の常價も相伴ふて増すに因り人の之れを得ると愈難からん之れを得ること愈難ければ人の交易を爲すことも愈困難となるならん是れ金銀貨に固着する一大不便なり加之金銀は甚だ運送攜帶に便あるには相違なければも猶ほ未だ充分ならず運送攜帶の際に於て多分の危険を冒犯し多分の費用を必要とするを免かれず是を第二の不便とするなり若し之を用ひず更に便利ある方法に因りて交易をなすを得ば爲めに其發達進歩を

引き起すこと鮮少にはあらざるなり

然り而して交換紙幣なる者は之を作出する費用も金銀より安く亦た運送携帶の際にも一府の輕便を加へり故に此紙幣の世間に流通して金銀貨を代表節省するに於ては其利益ある云ふ迄もなきなり請ふ左に之を詳説せん

抑も交換紙幣とは一種の約束手形にして其表面には表面記載の金額を要求次第此手形持參者に返還す可き旨の約束を記載す故に若しも負債償還の本位を金銀貨たらしめは紙幣所持人は何時たり共之を以て金銀貨に換え得可きに因り夫の運送に不便なる金銀貨の代品として世間に流通するを得るなり。尤も振出手形と雖も同じく要求次第之を金銀と交換し得可きに因り金銀を代表する力あるが如し然れ共振出手形は大概或る期限内に持參するを要す但假令此期限に後れて振出手形を持參するも平生は差支なく銀行に於て之を返還するなり然れ共萬一此銀行が破産をなす場合に至りては期限後の振出手形は無効となり額面の金額に此手形の發行者の權理に屬するを常とす。去れば振出手形は金銀を代表して循環する効力は少なし例へば甲は乙より物品を買ひ金銀貨を與へずして或る銀

行に宛てたる振出手形を以てすとせんに若し乙は之を受けて信用し之を丙に傳へ丙は之を丁に傳へ丁は戊に戊は己に傳ふと假定せよ若し期限全く無きか否らずんば期限甚た永きときは戊も己も此手形を以て金銀に交換するを得るの安心あれども此期限の甚た短きに於ては何ぞ知らん手形の戊に達するときは早く既に期限に後れ之を銀行に持參するも銀行は己に破産して手形の無効とならざることを是故に人々は久しく振出手形を使用するを得ず忽ち銀行に持參するを以て振出手形は世間に流通すると能はず。之に反して交換紙幣は期限全く之れ無きか故に何時たりとも交換を要求す可く假令銀行が破産をなすも其財産を分配す可きに因り自由自在に社會に循環して金銀の代理を勤むるを得るなり但し振出手形のみならず夫の爲替手形も亦た金銀貨を代表して循環するの力至極鮮少なりとす其故二あり其の一に曰く爲替手形は大抵一覽後或は日附後拂ひなるに因り其信用の厚きもの世間にて之れを購買し以て割引の利益を得んことを計る已に利息を得んことを謀れば之を保有せざる可からず。之を聞く泰西諸國の銀行に於ては割引の事業甚た盛なりと而して割引の事業なるものは爲替手形を購買

して利息を取上るに外ならず之に因りて爲替手形は遠方の負債を償還する媒介たるありと雖も近密の地に在りては金銀貨を代表して世間に流通すること稀なり之に反して交換紙幣は要求拂ひなれば利息附帶せず故に之を保藏すれば却て利息を失なひ之を離散して始めて利息を收むるを得可きに因り人皆な利息を得る目的を以て之を使用し之を保握して空しく利息を損失するは稀なり是れ其一處に留滯せずして八方に流通する所以なり其二に曰く爲替手形を以て負債を償還せんとするも全然返還の義務を盡す能はさると是れなり例へば甲あり乙に對して爲替手形を發行し丙に渡したりと假定せよ若し期限方に到來しても乙未た之を拂ふを得ずんば其責は獨り乙に在るに非ず甲も亦た與からざるを得ざるの法律なるを以て人々の爲替手形を見る猶ほ銀行紙幣の如くなる能はず銀行紙幣或は其他の交換紙幣を以て負債を返還せば全然之を返還するを得るなり例へば甲あり乙よりして百圓の物品を買ひ入れ之か代價を拂ふに或る銀行紙幣を以てす乙之を受けて丙の物品を購求せんとす時に該銀行將に産を破り店を鎖さんとし甲乙丙丁戊己皆な之を疑ひ又一人として其紙幣を受くるを欲するもの無きと

となり乙の甲より受取りたる百圓の紙幣も誰ありて取る者なきに至れりと假定せよ此場合に於て乙は固より銀行に對して其返還を要求する権利あれども甲其他此紙幣を受授したる人々は毫も其責任に與かるを要せざるなり因是觀之負債を返還するに當りて爲替手形を以て之をなすは則ち舊負債を返して新負債を起すなり交換紙幣を以て之をなすときは全く責債を盡くすものなり是れ交換紙幣は世間に流通すると自由にして遙かに爲替手形に勝る所以の第二なり以上論する所に因て之を見れば交換紙幣は自由に流通して金銀貨と相去ると殆んど遠からず夫の爲替手形及び振出手形の如きに至りては金銀貨を代表し流通せざるにあらず又金銀貨に交換すべからざるに非ず然るに之には交換紙幣と云ふ名稱を與へず獨り銀行發行の約束手形のみを呼んで交換紙幣と爲す所以は決して銀行發行の約束手形のみ獨り能く交換紙幣たるを得て爲替振出兩手形は全く然らずと思惟するには非ず。爲替手形も亦た交換紙幣なり振出手形も亦交換紙幣なり唯銀行紙幣の如き其他所謂る交換紙幣なる者は大ひに交換紙幣たり爲替振出兩手形の如きは少しく交換紙幣たる故に大ひに然る者を選んで之れに與

ふるに紙幣の名を以てせるのみと知る可し
 箇様に交換紙幣は獨り紙幣の名を擅まゝにすと雖とも他の信用書類も多少紙幣たるを得るなり然れども所謂交換紙幣なる者は大ひに交換紙幣たる所以は争ふべからず已に此事にして争ふべからずんば金銀貨を代表するの點よりして見れば他に超過する所以は自ら明かならん。併し乍ら此交換紙幣自らも場合に因て大ひに金銀を節略するとあり又左程功力を有せざるともあり其故は此交換紙幣を發行するには常に多少の準備金を保藏して非常或は尋常の要求に備へ置かざるを得ず若し準備の金額の正に發行紙幣と同一ならん乎若干の紙幣を發行すれば同額の金銀を備置せざる可からざるを以て此場合には假令如何に紙幣を發行するも爲に流通の通貨を増加すると能はずして只た紙幣をして金銀を代表せしむると云ふ迄なり然りと雖とも準備の金額をして發行の紙幣よりも少なからしむる時は若干の紙幣を發行するも同額の金銀を備置するを要せず僅かに其一部分を保藏すれば充分なるか故に兩者の差額丈は流融通貨の増加を來したりと云ふ可きなり。例へば支那古代の紙幣は皆交換紙幣あり只に交換紙幣なるのみな

らす之を發行する主義は所謂金紙同額の主義に基き若干の金銀貨の匣底に入るを待て始めて同額の紙幣を發行するなり故に此主義に因りて紙幣を發行すれば世間流融の金銀貨は幾分か匣底に收りて其分量を減すへしと雖も爲に同額の紙幣を發行するを以て通貨全躰の増減を來たさず又紙幣は去りて世間に出で其分量を増す可きも同額の金銀の匣底に收まりたるを以て通貨全躰の分量は増減する所なし。之に反して方今の銀行は大概入金出札相同しきの主義に基かすして若干の準備を以て幾倍の紙幣を發行す此の如き時は交換紙幣の發行は大に一國の通貨を増加するを得へし何となれば通貨の匣底に收まる者は紙幣の世間に出づる者に比較すれば僅かに其一部分たるに過ぎされはなり三萬圓の準備を以て十萬圓の紙幣を出たすとせん乎此時に於ては入る所の正金は僅々三萬圓にして出づる所の紙幣は十萬圓なり其差額則ち七萬圓丈は通貨の増加を引起せり其金銀を代表して交易を進捗する効力豈に偉大ならずや
 然り而して銀行は此便利至極の通貨を世間に供給するを得るとすれば第五の利益は瞭然たるへし然れども其紙幣發行より生ずる便益は獨り上來説明する所に

止らず之と附帶して別に大利益あり何そや他なし紙幣の發行は預金事業を發達せしむるの功能あること是れなり。蓋し道理上より之を見れば人の銀行紙幣を使用すると銀行に金銀を預托するとは同じく銀行を信用するに出づるの所爲なり去れば或る銀行に就て金銀を貸附くるを以て危険なりとなさは其銀行の紙幣を使用するも亦危険なりと謂はざるを得ず銀行の紙幣を使用して疑ふとあらずんば此銀行に金銀を貸附くるとも亦疑ふを要せざる筈なり何となれば銀行紙幣は一種の信用書類たるに過ぎざるに因り若しも之を發行したる銀行が破産の有様に陥るあらば幾百萬の銀行紙幣は悉く變じて無價の廢紙となると恰も人あり銀行に幾百萬の資本を預け若し其銀行にして破産すれば悉く其貸金を損失するの危険あると一般なればなり故に金銀を預くるを以て危険となさは銀行の紙幣を用ゆるも亦危険千萬の次第ならずや。然れども自己の財産を取て之を他人に預托し自己の眼光の及ぶ能はざる所に置き晏然自若たるは人情の甚た難しとする所なるか故に金銀預托の慣習は容易に起らず是を以て一國人民が銀行の紙幣を使用し之を信すること恰も金銀貨に於けるか如くなるにも拘らず又之を預托

すれば火難盜難を免れ加ふるに幾分の利益を得るにも拘はらず自ら之を把握し敢て銀行に預托するの勇氣なきもの多きは諸國の實例に徴して知る可し是れ銀行紙幣流通のことは夙に行はるゝと雖ども金銀預托の慣習は勢ひこれに後れて起れる所以の一なり
次に通貨を用ひて百般の賣買と爲すの習慣は古よりして之れあるか故に人民が相貿易するの際銀行紙幣の媒介を待て之を爲すも煩勞を覺せること少なし然れども預金の慣習尙未だ起らざる時に方り銀行に自己の餘財を預托するは其手續に於て甚た煩勞なるものあり此故に人々か銀行紙幣を視る恰かも金銀貨の如く又是を銀行に貸附すれば盜難火難を免れ別に利息を得るにも拘はらず久しくこれを掌握して敢て放たざりしなり之れ乃ち銀行紙幣の流通は吾輩夙に實地に目撃するを得ると雖ども金銀預托の事は之に後れて起る所以の第二なり
此重要なる二理由あるに由り預金の慣習は其起るや遅く紙幣の流通は其行はるゝや早し而して二者の行はるゝや皆に早晚の關係あるのみならず第二は則ち先導者たるか如し此理他に非ず若し夫れ人民にして巨額の銀行紙幣を久しく所持

するに於ては遂に自から覺る所ありて言はんぞ余夥多しく銀行紙幣を有す而して之を有するもこれを預くるも銀行を信するに至ては淺深なし若し之を有して疑ふを要せずんば之を預くるも亦疑ひを要せざるなり余は既に銀行を信用して吾財産を預くるに足るとなせり然らば其紙幣を用ゆるのみならず又之を預くるに於て決して特別に危険ある可らず吾掌中に握りて銀行紙幣を保藏せんよりは寧ろ之を銀行に預托し以て火難盜難を免れ以て幾分の利息を博するに如かざるなりと。此事は理の甚た規易きものなれども尋常の人民は之を見るの明なくして或は暫らく或は永久に金銀の預托を以て甚た危険のこととなすならん併し乍ら遂には覺悟する所ありて預金をなすに至るまで之を爲すに至ては紙幣の額は大に減少し預金事業は隆盛に赴くべきなり

是に因て之を見れば諸君は第一に銀行紙幣の流通は先きに發作し金銀預托の事は次て起る所以を知らん次に銀行紙幣の流通は預金事業の隆盛を致す一大原因なる所以を知らん。請ふ吾輩は先づ第一の實例を擧げん今日に於ける蘇格蘭は預金事業の最も盛に行はるゝ所なれ共數十年前に在て銀行の利益は只紙幣の

發行よりのみ起れり就中近頃スコットランド銀行と合併したるダンヂー銀行の如きは千七百六十三年を以て始めて立ち爾後三十年の間は他人の金銀を預りたるとなし加ふるに送金事業と雖ども甚だ微々たりき千七百九十二年に及ひ始めて金銀を預りてより漸くにして今日の隆盛を致したり。英蘭に於けるも亦然り千八百卅年に至る迄は英國の銀行家唯だ紙幣發行を以て自己の利益の泉源となせり降て千八百四十年に及ぶも預金の事業尙ほ未だ振はす此故に千八百四十四年前後に於て大に行なはれたる銀行論は獨り紙幣のみに止まり一言一句も預金事業に論及したるとなし。佛國に於ても亦た然り字佛戰爭以前に於ける佛國銀行の紙幣は五千九百二十四萬磅にして其預金は僅に二千七百十二万七千磅なり降て今日に至るも預金の金額は此時と相距る遠からずして銀行紙幣の額は殆んど一億一千二百萬磅なり故に千八百六十五年を以て佛國國會に起りたる銀行論は大に紙幣發行のみに傾き夫の預金事業に至ては置て論せざりしなり。獨國に於けるも亦然り北獨戰爭の頃に在てや紙幣の額は殆ど三千九百八十七萬五千磅にして預金の金額は僅に六百四十七万二千磅なり今日に於ても紙幣の額は六千萬

磅にして預金の額は僅に八百万磅なり。其他瑞西の如き和蘭の如き皆此類なり。又以て銀行紙幣の發行は夙に起り預金事業は後れて起る所以を知るに足らん。吾輩は更に歩武を進めて預金事業の盛に行はるゝと否とは之か先を爲すの銀行紙幣が民間に流融するの多少に依つて岐るゝの實例を擧げ以て紙幣の流通は預金の慣習を引き起すことに於て大に効力ある所以を示さん。見よ佛國銀行今日の負債は合して一億二千七百萬磅にして内一億一千二百萬磅は是れ發行紙幣の員數なり而して預金の額は僅に二千五百萬磅なり然るに今日の瑞西に在りては銀行紙幣の總額は七十六万一千磅にして銀行預金の總額は四百七十萬磅なり。今や顧みて何故に預金事業の隆否此の如く其異なるやを問ふに佛國に於ては紙幣を發行するの權利ある者は唯た一つの佛國銀行あるのみ而して此銀行は巴里府下に棲存するに因り此銀行に従事するの人は地方の人物地方の事情を知ると甚だ詳密ならず此を以て此銀行若くは其支店にして紙幣を貸出さんとするも明瞭に借方の性質を知らざるを以て敢て大に貸し出さず而して銀行紙幣を世間に流通せしむるの方法は貸出のとを以て第一となすすれば大

に貸出をなさい佛國の銀行の紙幣は遍ねく全國に流通せざるは蓋し偶然にはあらざるなり。之に反して瑞西にては紙幣發行の權を全國の中央に集めずして之を地方に分つと昔日より然り爰を以て各地方に於て其事情に通曉するの人か相計つて銀行を設立し紙幣を發行して以て其信任する處の人に貸附するを得る也。故に今日の瑞西にては預金事業甚だ盛にして紙幣銀行稍々少なしと雖も昔日に於ては紙幣の全國に流通する實に夥多なりき。佛國の紙幣は流通少なし故に之に隨て起るの預金事業も亦た振はす瑞西の紙幣流通は甚だ多し故に之に隨つて起る預金事業は亦た大に振ふ由是觀之紙幣の流通は實に預金事業の好先導と云はざるを得ず蓋し獨逸及び和蘭に於て預金事業の振はすして獨り英國に於て大に振ふ所以は其遠因は姑く措き其近因に至つては實に同一轍に出づるか如し。但し獨逸と和蘭に於ては發行の權必すしも一方に偏倚せずと雖も其國情たる擾亂の間に在るを以て人々相互の信用甚だ少なし人皆謂らく吾人若し大に銀行紙幣を有するあらば何ぞ知らん明日に於て國家干戈秩序紊亂幾萬の紙幣も盡く無價の故紙に化し去らざるを。然らば即ち賣買取引の際勉めて正金銀の受授を計

らざる可からざるなりと人民の思想此の如くなるが故に紙幣の流通甚だ僅少にして英國と同日に論す可からず而して英國にては預金事業振ひ和蘭獨逸に於て此事業の少なき所以も亦大いに繋りて此點にあり

其六の説明 凡そ産業に従事するものは各地各土の人民と賣買取引を爲すか故に時ありては遠方の土地に向て金銀を拂ひ以て其義務を盡さざる可からざることあり此の如き時に方り人を雇ふて其土地に至らしめ金銀を以て其負債を拂はしめんか多分の危険と費用とを免かれす然らば即ち驛遞の配達に依托せんか是又大に煩勞あるを免かれす獨り銀行なるものは公衆の因て以て遠方の負債を拂ふの機械には甚だ便利なるものとす

例へば甲縣に甲と云ふ商人あり乙縣の乙に負債を返還せんとするや必ずしも正金を以て乙縣に運送するに及ばず甲縣と若くは甲縣の近傍に設置しある甲銀行に金銀を拂ひ込めば乙は乙縣か左なくは其近傍なる銀行にて其貸金を請け取り己れの權理を全ふせるを得ることあり今其法を掲ぐれば重立たる者三つあるに似たり

第一 銀行は支店の設置を利用して公衆の爲めに遠方の負債を返還し得るなり。例へば乙縣の乙銀行をして甲縣の甲銀行の支店なりと假定せんに甲は甲銀行本店に金銀を振込み送金の爲替を受取りて之を乙國の乙に遞送すへし乙は之を乙銀行即支店に持參し金銀と引替へ己れの權利を全ふするを得若し甲銀行を支店とし乙銀行を之か本店となすも又甲銀行と乙銀行とを共に或る他の銀行の支店たらしむるも齊しく二者の間に密着の關係あるに因り能く送金の器械たるを得るなり

第二 銀行は代理店の設置に因り送金の役目を勤むるを得るあり若し乙銀行を甲銀行の代理店たらしむるときは假令二者の間に本店支店の關係なしとするも猶ほ此事をなす。即ち前例の甲は甲銀行に金銀を拂ひ込み其爲替を受け取りて之を乙國の乙に渡すときは乙は甲銀行の代理店乙銀行に之を持參し金銀と引き換ゆるなり且つ又甲銀行と乙銀行とをして直接に本店代理店の關係を有せしめさるも第三の場所即ち丙縣に於てこの兩銀行の代理店の共に營業をなすときは又負債を返還し得へし。其方法はと問へば甲は甲銀行に金銀を拂ひ込み送金

を依頼し乙銀行に宛てたる爲替を得て之を乙に送る甲銀行は丙縣に在る己れの代理店に命令し同所乙銀行の代理店に同額の金員を拂ひ込ましむるか然らずんば之を己れの借金となし以て送金を委任す乙銀行の代理店は之を乙縣にある其本店に通知す乙は豫ねて甲より受取りある爲替を乙銀行に持参して其權理を全するなり

第三 銀行は銀行紙幣を利用して送金を爲替と同一の作用をなさしむるを得るなり若し甲銀行と乙銀行とをして本店支店の關係か若くは本店と代理店との關係を有せしめば甲は其發行の紙幣を乙に遞送す乙は之を甲銀行に持ち行き以て金銀と交換するなり

蓋し銀行に於て此事業をなすとすも若し正金運送の費用多ければ固より其功能少なし。然れども實際に於て其費用甚た少なく至極些少の郵税と手数料とを受け取れば公衆の爲めに遠方の負債を返還するを得るなり。其次策を問へは他なし本店支店の間支店と支店との間又は本店と代理店との間には所謂取引帳なる者の制度を用ふるに因り假令公衆の爲めに返還の義務を盡すも其都度々々

銀 行 論

銀

行

論

同額の金圓を運送するの必要なく大抵は帳消し消合ひの法を以て之を節省するを得るなり。又之を運送する時も銀行は尋常の人民と異なり此事業を職業となすか故に多分の費用を要せず况んや乙は金銀を受け取る權理を得るも常には之を引き出たさす却て之を預托するに於ては金銀の運送を要すると多くあらざるに於てをや

以上論し來る所に因て銀行か一國の經濟に向ふて重大の利益を與ふる所以は已に瞭然たるへしと信す。尙ほ茲に多數人か同一の銀行を信用するときは銀行の公益愈いよ増加する所以を論じ置くべし

銀行か一國經濟に向て與ふる利益は上來既に之を詳述せり而して若し夫れ多數の人にして同一の信用を置き其餘財多く此に蒐集し其賣買取引は大抵此所にて發行する振出手形此所に備へある預り金帳簿の作用に因て結了せらるゝととならば銀行の効益は最も著るしきに至るべし。試みに英國を見よ英國にある英蘭銀行は英蘇愛三國の人民の共に信仰する所なれば其人民苟くも餘財あらば或は直接に之を此大銀行に預托す假令直接には己れの棲息する地方の銀行に預托す

るも間接には同しく大英銀行に向つて多分の財産を預くるなり。例へば倫敦府下に櫛比羅列する諸銀行は皆な非常或は尋常の要求に對して豫しめ準備をなすと雖とも準備金として備へ置くは唯是れ通常一部分の準備金のみにして夫の巨額なる非常の準備金に至ては悉く之を大英銀行に預托するなり何となれば大英銀行は最も安全の預金所なりと人々の認定するに因り非常準備金の如きも無益に之を各銀行の匣底に保藏し置くよりは之れを大英銀行に預け利息を取り有事の時に當て之を引き出すに若かすと各銀行に於て思惟すればなり。而して地方の銀行に關しては同一の理由に由りて銀行の準備金を大英銀行に托する者も之れ有れども或は倫敦にある銀行を信用し之に向つて餘財を預くる者少なからず然れども已に述べたる如く倫敦にある他の銀行は其準備金を大英銀行に預くるか故に此種の地方銀行も間接には大英銀行に預金をなせるに同じ。斯の如く倫敦にあると地方にあるとを問はず總へて大英國の銀行は大英銀行の預け主なるか故に英蘇愛三國の人民も亦然らざるを得す何となれば總ての銀行に於て預る所の資金は是れ重に合衆王國人民の委託する者なり

さて箇様に英蘇愛三國の人民が直接に或は間接に大英銀行に預け金をなすか故に英國銀行制度の妙用殆んど其極所に達せり其次第は左の如し

(甲) 合衆王國の重なる買賣取引は大概金銀を用ひす大英銀行の帳簿上に於て移動をなすは可なり此事の詳細に至りては振出手形及交換所を論する章を參看すへし之か爲に金銀の使用を節省する若干そや若し甲銀行と乙銀行とは大英銀行を信用するも丙銀行丁銀行とは之を借用せざることをあらは四者の間に於て手形の交換をなすも貸借の結了は通貨を授受せずんば行あはれし

(乙) 合衆國の人民は大英銀行の紙幣を授受すること恰かも正金銀を授受するか如く毫厘も疑念を挾まざるなり此故に此銀行紙幣が得難く運送し難き硬貨を代表して世間に流通し貿易の媒介を勤め爲めに交易を進捗せる幾くなるを知る可からず若し甲と乙とは同一の銀行を信用せざるときは甲乙間の取引は銀行紙幣を以て結了し難し然れども全國皆同一の銀行を信する時は大抵の取引は紙幣を以て完済し得へきなり

(丙) 合衆王國の資本大いに此銀行に集合す。是を以て大資本を御して大事業を

起さんとして相當の見込ある者は其の邦人たると外人たるとを問はず此に來りて借用するを得るなり但し之れのみならず苟も外國貿易不平均にして金銀の濫出するか如き場合ならざるよりは資本常に充満するを以て尋常日用の事業をなさんとして資本なきに困却する者も亦此に於て之を借用するを得るなり若しも多數の人民か信用を同一の銀行に置かす分れて其資本を各所の銀行に預くるならば資本の積累充満する豈に今日の如きとあらんや

(丁) 非常準備の事は之を措き尋常準備金のみ就いて云ふに銀行に於て尋常の要求に應ずる爲めに備ふる準備金の必要額を減少し運用資本の多きを見る。一方には一國の生産を益し他の一方には一般の預主に向つて一層多分の利益を與ふるなり蓋し各銀行に於て大英銀行を信用すればこそ手形交換の事も行はれて貨幣の必要も減するなり若しも然らざる時は貸借の結了は金銀を用ゆ可し假令紙幣或は振出手形を用ゆることあるも之を發見せる銀行に持參して返還を要求する必要増氣せん。果して然らば準備金を増さざるを得ず從て自ら利息を得ると少く從て公衆に對しても利息を與うること少なきに至るなり

以上は英國の實例なり讀者之に因りて深考を回らすときは銀行の利益と及ひ其利益は人民が同一の銀行に信用を置けば愈々増加する理由とを覺悟し得へし

第二章 政府が銀行に對する政策を論ず

第一節 銀行の危害

銀行の利益は頗る大なり然れども退て之を考ふるに天下多數の人民が悉く同一の銀行を信するに至れば爲めに銀行の公益を増加すへしと雖も又甚た危険の之に伴ふあり若し其銀行にして責任を盡すと能はざる場合に陥らば之を信するの諸銀行及び其他の権利者は間接に或は直接に甚しき損失を被むらざるを得ず。又他の一方に向ては從來此銀行或ひは此他の銀行より資本を借用して商業を営みたる商人の如きは突然其資本の源泉を失ひ亦相次て破産せざるを得ず。之れを形骸にて示めずときは此等の銀行が相連絡する形は恰も圓錐形を倒にしたるか如く其基礎は至て小なれ共只信用の作用大なるか故に其仕掛けも成り立ち居れり故に僅少の現金を基礎とし其上に廣大なる信用の繋る者あり。言を換へて之れを云へば非常に多額の借金を僅少の現金にて維持し居るなり今若し貸借の多寡を計算上より見るときは銀行は借りたる金銭を貸し居るとなるか故に貸借共に其額同一にして而して其借金を拂ふには貸金を取立て之れに充つるを得

銀行論

るか故に格別借金の支拂はれざる様の不都合なきに似たり然れども銀行にて紙幣或ひは預金の集まりたる分を貸し出す時は概ね定期貸しを以てし其最も永きに至ては年余にも亘たる分あり。然るに之れに反し銀行の重なる借金は其期限定まらずして要求拂ひの分多きなり故に何時取付けらるゝやも知れされは豫しめ幾分の準備金を置くなり而して此準備金にて其要求に應ずるときは素より何の申し分もなしと雖も若し準備金か不足のときは一方の貸金を取立て、之に應ずる譯には行かざれば大に困難を來すなり例へば今千萬圓の紙幣を發行し(則ち世人の借金するに同して出すときは其紙幣たる勿論何時取付けに來たるとも之れを支拂ふと云ふ約束を負ふ所のものなるが故に銀行か自分に之れを利用して世間に出さんとするに當ては前以て準備金を備へ置かざる可からず又た預金の集まりたる分も悉皆は貸出さず平生其額の三分の一位をは之を自分の手元に留め置き預け主より受ける不時の要求に備へざるへからず。蓋し銀行の貸金は期限か來たらされは再たひ手に戻らされども銀行に對しての公衆の取付は不時にして且何時にても支拂はざるへからざるが故に銀行の借金と準備

金との差額大なれば大なる程銀行の利益も亦多けれども之れには又た以上の如き危険が随伴し來たるなり

然り而して今之を歐米の實例に徴し彼の國人の同しく信用する銀行が其義務を盡すと能はずして不景氣不融通不信用の極則ち世の所謂商業上の危急なるものを引起したると是ありやと問は、曰く有りやと答へざるを得ず。實に大英銀行の如きは千八百二十五年同しく三十七年同しく四十七年同しく五十七年及ひ同しく六十七年の諸年に於て其負債返辨の義務を盡さず爲めに全社會を擧げて殆んど破産の慘狀に陥れたり。米國にては一個の大銀行ありて全國人民の信用を收攬するもの之れなしと雖ども同一の銀行にして多數人民の金銀を預るもの少しと爲さず而して此諸銀行が相率て倒産の慘狀を呈出したるは決して一回に止まらず千八百〇九年同く二十五年同く三十七年同く五十七年若くは六十一年同く七十五年の諸年に於て米國の重も立ちたる銀行は其返辨の義務を盡くす能はず社會の不景氣不融通を惹起し産業上に非常の危急を來したり然り而して銀行か返還の約束に背戻すること其原因は暫らく置き其近因は恐慌の二字に在り。抑

恐慌とは英語の所謂パニックを譯填したるものにして其意義の所在を考ふるに他なし其々の銀行は此頃其準備甚だ減少したるを以て焉んぞ近日の内に預け主の要求あるも之に應じて返還の義務を盡す能はざるに至らざるを知らんやとの疑懼なり蓋此疑懼の念一度公衆の心を冒すに於ては忽ち其道理心を弱らし敵軍の襲來と風聲鶴唳も辨別する能はさらしむ。此故に恐慌の情念一度公衆の腦漿を壓制するに於ては人皆狂奔癡走周章狼狽して銀行に至り一時に義務を盡さんとを命ず然れども銀行事業の性質たる他人の金銀を預て之を匣底に藏むるにあらず更に別人に貸附して利息を收むるものなりとせば銀行と雖ども豈に突然の大要求に應ずるを得んや其返還の約に背戻すると素より期すへきとなり今や更に進て此恐慌の依て起る原因を問へは實に千差萬別にて一言以て命指すへからず。而して之を古今の歴史に徴するに二三の銀行ありて先づ失敗をなし爲めに世人をして疑懼を他の銀行に及ぼさしめたるもあり或は外敵襲來の風説ありて一般の不安心を來たして銀行の上に不信用を惹起したるともあり。此他の原因枚擧に暇あらざれども或は五年を経或は八年を経て必らず起る所の危

急の如きは大概貿易上の不平均に原因するを以て常となす。蓋し貿易の恰も其平均を得る時に方てや金銀の出入殆んど無からん然れども一國の輸入遙に輸出よりも少なきか如き場合あらば金銀は即ち濫出せざるを得ず何となれば平常に於て社會の金銀は大概銀行の匣底に藏り信用の書類之に代て世間に流融するか故に濫出の金銀は即ち銀行匣底の金銀にあらざるを得ざるなり

是に於てか金銀が銀行の匣底を去て皆外國に赴くを見れば公衆は忽ち疑懼の情を發して某銀行の準備金は既に如此く減したり寧んぞ知らん其銀行は須臾の間に破産せざるを。其未だ破産せざるに先たち速に金銀を引出すに如かずと即ち狂奔して銀行に至り交換を要求す果して如此くんは銀行の困難思ふへし其金銀は唯に外國に出つるのみならず其幾分は去て公衆の握中に入らざるを得ず然らば即ち銀行の倒産は決して怪むに足らざるに非ずや

第二節 預金銀行の危害を豫防する方法を論ず

吾は既に銀行の公益を説けり且つ又之が公害を論したり。今や此公害を避くるの方策を講究す可きの時期に際せり然り而て之を講究せんとするや豫め銀行事

業の危険を分て二種となすを以て便宜なりとす

- 一 發行銀行の弊害
- 二 預金銀行の弊害

言を換て之をいへば一は紙幣交換の要求に應ずる能はずして爲めに危険を惹起すことと是なり二は預金返還の要求に應ずる能はず爲めに危険を惹起す事是なり。然れども紙幣交換の結果と預金返還要求の結果は殆んど同一にもあり且つは紙幣のとは後章に論ずるが故に茲には單に預金銀行のとのみに付て論ずへし

今ま銀行か一度に紙幣を取付けられ若しくは預金の返還を申込まるときは立派なる大銀行と雖ども忽ちに破産し從て此下に在る諸銀行及び諸銀行の關係ある金融會社續々相踵て仆るゝに至れば其害や世間一般に蒙らざる所なし。左れば政府たる者は宜しく之れか救助に干渉すへきものなりとの論生するなり而して此論分れて二となる

- 一 紙幣に關する監督
- 二 預金に關する監督

銀行に對する政策

政府が預金に對して如何なる監督を施すを可とするやとの議論は甚だ六ヶしき處なれども是迄の學者並ひに實際家は専ら紙幣の方にのみ注意し銀行論の著書の如きも大抵は紙幣論に外ならず。然れども預金のとたる極めて肝要あるものにして銀行の興敗に關する所甚だ大なり元來紙幣と預金とは殆んど其性質を同くし双方とも準備金を銀行に備へ置くものにして預金を支拂ふと能はさるときも其結果は紙幣を支拂ふと能はさるときと少しも殊なる處あらず殊に我國銀行が閉店若しくは停止若しくは合併等の不幸に遇ふも皆な預金を取扱ふ方法の宜しきを失するに由來すると多しとす。他の一方の紙幣取付の如きに至ては斯くの如きとなく國立銀行の紙幣は日本銀行にて引受くるのみならず抵當物として公債證書を大藏省に預け居ると故縱令銀行は破産することありとも反古紙とあらず左れば國立銀行に向て紙幣を取付くものとは之れなきなり。只預金に至ては何人も之れを保證するとなきが故に時々取付けあり而して銀行が失敗するも此預金を支拂ふこと能はさるに出づるなり。則ち銀行の事業たる最初は紙幣發行の方なれども世間の有様の發達と共に預金事業の必要は益々大となる

ものなり夫の紙幣を發行するは固より必要の事業なるに相違なければとも今日に及んては預金のとも決して紙幣發行に譲らざる重要な銀行業たるなり此の預金に付ての政府の政策を論するに二あり

一 放任論

二 干涉論

放任論者の主唱する所を聞けば曰く金を預かり若しくは貸出しするは元と是れ一種貸借の契約たるに過ぎざれば政府は宜しく之れを放任すべく決して干涉を爲すべからず若し之れに干涉するときは理窟上八百屋器械商其他百般の商業にも同しく干涉せざる可らざるに至るべし何となれば八百屋器械商其他の如く銀行も一個の商業たるに外ならざればあり。元來政府が八百屋其他通例の商業に干涉せざる所以は他なし商人等は自己の利益よりして十分商業上の徳義を守り亂暴なる業を爲さず而して又其の一方に於ては買人は自己の損益に關するとなるを以て賣買の際十分の注意を爲すべければなり。若し夫れ之を以て八百屋以下を放任し置く理由なりとすれば更に銀行に對して同一の理由を推し及ぼさず

んはあるへからず則ち銀行も一の商業なれば優勝劣敗の理を鑑かみ銀行者も自
 から猛省して謹慎を加へ而して顧客も其取引に十分干渉すへければなりと
 之に反して干渉論者は曰く大凡そ銀行業は其仕掛け頗る大なる者なれば通常の
 商業と同一視すへきに非ず通常の商業なれば取引するに當ても相對の相談に打
 ち任せて可なれ共銀行業に至ては然らず其仕掛も大に其事業も入り込み居ると
 故一私人は取引の際に一々銀行の身代の確否や内幕の事情を詮索する譯けに行
 き兼ねるなり故に政府は之を放任し置く可らず。例之は時計商か時計を賣買す
 るか如き單純なる場合に於ては時計商は悪しき品物を賣らは其事忽ち現はれて
 自分の店の不信用を來たさんと云ふとを恐れて敢て不徳義のとは働らかざるへ
 く又顧客は十分品物を吟味して買ふか故に假令時計商か不徳義の所業を爲すと
 雖も其奸計に陥るとなかるへし故に此際には政府か之に干渉するに及はず獨り
 時計商に限らず其他之と同じき通常の商賣の場合なれば夫れにて可なれとも特
 別の場合には左様の譯けに行かざるとあり夫の航海業の如き則ち之なり。蓋し
 航海業とは畢竟は一種の商賣に相違なき故に前の場合と同様なるに似たれども

然れども茲には他に考ふへき譯柄こそあれ則ち船舶か堅牢なるや否やは乗客思
 ひ々々の勝手に任かすへしと云は、云へ本來是等のとは乗客か知るとを得ざる
 故に政府は宜しく豫てより船舶を檢査して其堅否を鑑定し客人を乗するも安全
 なりと思はるゝ船丈けに營業船たるを許して以て一般の危険を防くへし。若
 しも之を放任し置くときは公衆は造船術に暗きか爲めに誤て脆弱なる船に乗込
 み破船や沈没の危難に逢ひ甚たしきは千百人の財産生命を失ふとあり今日遞信
 省にて船舶のとに干渉するも此理由に出てたるに相違なし。而して彼の銀行業
 に至ても公衆は敢て深く銀行のとを知らざるを以て妄りに不確なる銀行と取引
 し遂に損失を爲すとあり故に政府は平生銀行に干渉し公衆を保護すると必要也
 と
 右の二つの議論の中何れか策の得たる者なるやと云ふに之を決するにも多少の
 議論を要するなれと概して云ふときは先づ放任論の方可なり。何となれば船舶
 の如き有形物なれば政府か之れに干渉するも甚しき誤謬なきを得へし併しなが
 ら無形の信用を基礎とする銀行業に至りては政府か一々之れを判別すると甚た

覺束なきなり若し果して政府が預金に關し相當の干渉を爲さんと欲せば如何なる標準に依るべきや到底是れそと云ふ標準は得難かるべし。例之は法律を以て預金の準備金を預金に對する三分の一に規定し是非共之れだけ銀行に備へ置くことを命するも金融の都合に依りて銀行者は此高より上下せされは實際不便なるとあるなり則ち或時は三分の一の準備にては不足なるともあれば又或る時は多きに過ぎ貴重なる金銀を全く無駄に遊ばせ置くに同しきともあらん。加之なれば此方法は紙幣の準備に比例準備法を設けしむると同一の弊害あるを免かれず何ぞや他なし原と準備金は機に臨み變に應じて之を使用すればこそ之を備へ置くの必要あるなれば若し三分の一丈は必らず保存せよと云はんか危急の場合には準備は十分ありなから使用するを得ずして徒らに破産するともあらん左りどて又た之を使用すれば法律に背違する責を免かれず豈に不便ならずや。尙ほ其他にも弊害多きとなるか要するに銀行の如き掛引の敏捷を要する事業に干渉すれば政府は單に其目的を達せざるのみならず若し之れに干渉すれば銀行者の自由の働らきを妨害し兼て其發達を妨害すると少なからざるか故に我輩は通例

の商業に於けると均しく銀行業に關しても政府は放任の政策を取らんとを希望するなり
殊に政府が其干渉を謹むべきは銀行が尙ほ幼稚なるときに在り其幼稚なるときは兎角政府は之を保護せんと意より或は又其の他の事情より之れに干渉せんことを企つるものなり。然れども是れ甚た後ち々々に不都合なるとにして若しも一旦此時に干渉を初むれば是れそ双方の悪因縁となり後世に至り其不都合を見出し其關係を絶たんと欲するも絶つべからざるに至る
然れども從來各國政府は大抵此失策に陥れり則ち政府は或る一二の銀行に初めより特權を與へ或ひは之れを保護し政府の財政の欠乏するときは之れより借金し餘裕あるときは又之れに預金し終始相提携し來たりたるか故に今日に至ては如何にも分離し難き譯柄とこそはなれり。左れば政府と銀行とは殆んど一身同体の有様となり若し銀行にして破産すれば政府も從て破産の域に沈まざるを得ざるを以て政府は種々様々の方法を以て之れを保護し且つ其破産を防かざるを得ざるに至るなり

斯くの如き結果を生ずるか故に之れより後には其銀行は半官半民の建物の様に相成り人民は此銀行を見ると他の銀行の如くならず却て此銀行を以て政府と同一物視するに及び此銀行は遂に銀行社會の專制君主として仰かるゝこととなるなり。英國の大英銀行佛蘭西の佛蘭西銀行日本の日本銀行の如き皆な然り。英國に在ては公衆盡とく大英銀行を以て金融市上の專制君主と思惟し諸銀行も皆な之れと拮抗する能はず止むことを得ず之れを己れの首領として立て置き何事も之れに依頼するの有様ありて諸銀行の準備金も此の大英銀行に幅湊し大英銀行は今日英國中各銀行の準備金の倉庫と爲り居れり。左れば各銀行は勿論公衆の運命大英銀行の運命次第にて決するに於て而して一朝大英銀行破産するときは各銀行や公衆が大なる損失を被むるのみならず政府も亦た破産の域に陥るか故に政府は今日大英銀行の紙幣發行のとのみならず預金事業に迄ても種々干渉し居るなり

蓋し特別保護なるとは商業上の一大害物にして若し此事あれば社會の競争を杜絶し商業の發達進歩を害すると幾許なるを知るへからず故に我輩は銀行業に付

ても之れに干渉し若しくは之れに特別保護等を與ふるとなく初めよりして斷然之れを放任せんとを希望すれども一旦各國政府の如く干渉政策の失計を履み來たりたる以上は最早致し方なし此上は今更之れを止むる譯に行かざる故只其特別の銀行に特別の責任を負はしむるを爲さざるへからず

茲に謂ふ責任とは何ぞや則ち恐慌の起りたるに當り其特別銀行則ち中央銀行か力を振ふて恐慌鎮定の責に當るの義務を云ふなり。大凡そ銀行の事業が進歩するときには當ては一方には恐慌と云へる大危害が生ずるとは勢ひの免かれざる所なれば銀行者は勉めて之れを防止鎮定するの策を講せざる可からず而して率先此策を講すへきものは中央銀行の外にはあらざるなり。蓋し恐慌のときは己一身の利益の爲めには勿論社會の爲めに盡力し其起れる恐慌を鎮定するの義務あるなり。他なし前にも述べたる通り中央銀行は政府より特別の保護を受け銀行社會の專制君主となり各銀行の準備金も平生より其庫に幅湊する程なるか故に若し己れにして失敗せば其影響を社會全般に及ぼし公衆に大なる損失を被

らすへければなり。左れば恐慌を鎮定すへき責任は第一に中央銀行の當るへき義務にして而して此義務は平生政府より受け居る特權に報償する所に外ならずと謂ふへし

然らば中央銀行は如何にして恐慌の時に處し之れを鎮定すへきかと云ふに畢竟貸出しを自由にすると利息相場を引上くるとを以て其重なる方法とすへし。然れども是等のは後編に於て銀行管理法中に之れを論ずるととし茲には暫らく之れを措き單に準備金のとのみに付て一言すへし
前にも述べたるか如く中央銀行の準備金は則ち全國の準備金なれば中央銀行は常に其の銀行にある預金のみに注意するに止まらずして并せて全國に在る金融社會の景況如何を察せざる可からず。他なし若し他の銀行が預金支拂ひの要求に逢ふ時は從て其の銀行は中央銀行に預けたる金銀を取付くへければ他の銀行が取付けに逢ふとは結局中央銀行が取付けに逢ふに異ならされはなり。通常の銀行は平生小心翼翼として業務を執り準備金に付ての注意を怠たらされども中央銀行は政府の保護あるが故に公衆は常に安心し居り不意に取付けを爲すと少

なきのみならず政府の後楯ありて容易に破産するとなき故に平生左程の準備金を必要とせざるが如し而して準備金に付き中央銀行に刺激を與ふるもの二あり
一 中央銀行の株主は成るへく其準備を減少せんと欲するなり

何となれば準備金多きときは遊金多き理なる故に從て株主への配當も減少せざるを得されはなり。從來通常の獨立の銀行にては常に當局者のみならず株主に至る迄も準備金に餘裕を設け取付けのときに至り世人の信用を落さざらんことに注意すれども保護ある銀行に至りては然らず只管ら政府に依頼する心を起し銀行が破産する影響は直接に牽て政府の破産に及ぶが故に如何なるとあるも政府は中央銀行を破産せしむるとしては有るまじと公衆も思ひ株主も思ふが故に公衆も大抵のとは取付けを爲さず而して株主は準備を多くせずして濟むとの考へより株主總會の時などに於て暗に準備金を減せんとを當局者に望み當局者も亦時に此望みに應ずるとあり

二 輿論は準備金を増加すへきを唱ふるなり則ち政事家新聞記者其他の論士は公衆の利益を保護せんとの意より豫め準備金を増加し置き以て危急

の場合に應せしめんとを當局者に忠告するなり

然らば此際に當ては果して如何に處すると適當なりやと云ふに若し之れを放任して置けば自然に準備金を減少するの傾きあり而して中央銀行の準備金は全社會に大なる影響を有するか故に政府は全く之れを放任する譯に行かざるなり。併しなから之れに干渉して其準備を制限するとして其制限の方法を案内するは頗る困難のとなり彼の大英銀行の如きは責任の總額に比例し何分の一と云ふか如く一定の割合を規定すれども是れとても必らず良法と云ふ可からず何となれば前段に説きたるか如く畫一主義は時と場合とに依りて柄鑿相容れさるとなれば始終一定の割合に従て準備金を置くときは時に依ては少きに過ぎ場合に依ては多きに過るとあればなり。要するに準備金額を定むるには責任の額の大小を以て標準と爲すとも亦なりと雖ども責任の性質を第一の基礎と爲し之れを斟酌したる上にて責任額の大小を見ると極めて肝要なり。則ち同一の預金にても通知預りもあれば定期預りもあり其預金の種類と性質とは必ずしも一定せず。左れば若し通知預りの分多きときは十分取付の準備を平

銀 行 論

銀 行 論

生より備へ置く必要なれども定期預りの方多きときは前の如く多き準備は要せず。然り而して保護銀行に有する預金の大部分は政府の租税金なれば其支拂ひの期日は大抵一定し又公債利子の支拂ひを依托せらるゝとありと雖も之れ亦銀行が公衆に一定の期日を以て拂ひ渡すと故に是等は平時に於て準備金を置くに必ずしも要用ならず。畢竟するに日本或ひは英國にて行ひ來る如く準備正貨の代りに公債證書を貯ふるとなり但小銀行は其所有の公債證書の利息を中央銀行より受取るや否や其場にて直ちに預金に振り替へて帳消しと爲すを通例なりとす

政府が中央銀行に干渉して準備の多少を制限するには其額が世間の信用を繋ぐに足る丈けに爲さざる可からず。バツホット氏の所謂豫備額アンプレヘンシブミツを基礎として其額を定むるか如きは或ひは適當を得べきなり其他預金の準備法は紙幣發行準備法を適用するを得るとにして例へば證券準備の法に依り其準備に利息の生ずる様に利用するをも得べきなり

又た準備の如何は世人の信用を繋ぐものなれば紙幣發行の報告と同じく週間報

告を爲すと頗ふる必要なり或ひは此くの如きの内幕を公けにするは恐慌を發する原因と云ふものもあれど然れども之れ姑息の論にして其實十分内幕を報告すればこそ世人の信用を繋ぐとを得るならめ内幕の明白ならざるは却て人をして疑心を生ぜしむるに過ぎざるのみ

次に銀行者が十分準備を所有するときは之れに付て素より何の氣遣ひもなけれども若し夫れ金銀が續々海外に流出し従て銀行の準備金も日に減少するときに當ては銀行者は果して如何なる處置を爲すへきか銀行の準備金が無盡藏のものなれば心配なしと雖ども元來準備金は割合ひに少額の者にして而して銀行の準備が減少の傾きを現はすときは公衆は己れには必要なきも只管すら損失を被らんとをのみ恐れて争て紙幣を交換し預金を引出すに至る於是乎即ち銀行は一層に困難を深くするなり

銀行は果して此場合に當ては如何なる策を廻らすべきやと云はゞ曰く他策あらず只金利を引上ぐるのみなり。蓋し金銀が海外に流出する原因は敢て一種に止まらず或は償金を外國に拂ふ爲めのともあれば或は外國に貸金を爲せし爲めの

論 行 銀

ともあらん然れども普通一般の場合には外國貿易の不權衡より爲替が我れに不利となる故に出つるなり而して斯く外國貿易が不權衡となり兼て爲替の不利を來す者は多くは金銀が内國に於て外國より其價安きに坐するものなれば此爲替の不利を治療し以て金銀の外出を防ぐには金利を高くして金銀の價を内國に高からしむると甚だ相當の方法と云はざる可からず。物品は價の高き所に向て需用を求むるとは經濟上明瞭にして疑ひを容れざる事實にして而して金銀も亦一種の物品たるに外ならざれば其價高ければ金銀は必らず之れに向て注入するなり故に金銀が外出するときに當て銀行が利息を引上げ相當の點に至らしむれば銀行の庫中を出てて外國に赴かんとする金銀も其利息が高くなりしか爲めに暫く銀行に止まるべく而して外國に在る金銀も其價の高きを見込んで續々内國に入り來るべきあり。此金利を引上る策は英米の各銀行にて近時往々施したる金銀回收の方策にして未だ曾て其効果を奏せざりしとあらざるなり

然れども右に述べたる金利引上げの方策は英米の如き文明國に施してこそ忽ち其効果を奉するなれ日本や露西亞の如き未開國にては實際之れを行ふも必

六八

すしも効果を奏せざるの事情あり蓋し彼の英米普佛等の諸國に於て商業上の信用互ひに成立ち且つ銀行事業も大に發達せるか故に諸國間の金融は互ひに融通流轉し金利英國に高きときは其の安き三國の銀行は直ちに英國に向て注入し佛國に高ければ又佛國に流入し其間敢て其流動を妨害するものなし。例へば英國の大英銀行は嘗たに英國人か之を信用するのみならず佛米獨逸等の諸國の人民も亦同くし信用せるか故に大英銀行にて一旦金利を引上げたるを見るや他國人民は直ちに其金額を英國に送り其金額は大英銀行の庫中に輻輳するなり。然れども日本や魯西亞に於ては事情斯くの如くなる能はず英米諸國人は尙ほ日本や露西亞を以て未開の國と思惟し居るのみならず實際此二國には未だ他國の信用を繋ぐに足る程の銀行も之れなきか故に利金高きも英米の金銀は之れに注入せず例之へは日本に在る日本銀行は未だ英米諸國の人民の信用を得ざるか故に日本銀行にて金利を高くして借入れんと廣告するも英米人は心を動かさず從て其金銀は日本に入り來らざるなり

以上に述ふるが如く日本等にて金銀外出する時に當り假令ひ銀行にて金利を引

上んとするも其金銀を呼戻すことを得されば銀行は果して如何なる方策を施さば可なるや銀行は嘗たに自己の運を天命に任するの外なきか將た他に施さすべき方策あるか此等の場合に際したるときは勿論銀行は座して其破産を待つ譯に行かされは如何にもして其救濟策を發見すると實に肝要なり

是に於て從來日本にて二種の方策を案出したり。即ち一は豫てより準備金を多く保藏し置くべしとの説及び一は正金を積み置くも結局同しと故に金貨爲替を積み置くへしと云へるの説之れなり最も右の内第一法は内國にて多く金銀を産出するときには可なれども然らざる以上は此の方法を實行するに付ても更らに金銀を取寄する方法を前以て講せざる可からざるものなりとす

而して從來日本にては豫め金銀の準備を貯へ豫て金銀外出のときに應せん爲め金貨爲替買入れのを行ひ來たりたるか其方法は左の如し。則ち日本にては器械其他の物品を外國より輸入すると多ければ輸入か輸出を超へて金銀か海外に流出する傾きあり是に於て正金銀行にて豫て爲替を買込み置くなり而して其の爲替は如何なる者かと云ふに横濱の輸出商か外國に宛て發行したる金貨爲替な

り之れを買込み置くときは金銀外出し恐慌か起らんと欲する場合に際し之れを以て外國へ負ふ借金を支拂へば正金にて拂ひ渡たすも同様なり。扱て正金銀行か此の爲替を買入るゝには如何なる手段に出づるか云ふに横濱の商人か外國宛の爲替を發行して之れを賣拂ふに當り若し之れを自然に放任するときば正金銀行は之れを買入るゝとを得ざるなり何となれば横濱には外國人の手に成れる銀行にして外國に關係を有する者あれば正金銀行よりは安き割引にて買取ればなり百圓の爲替を一圓の割引にて九十九圓にて買取るとすれば正金銀行は之れより高き割引にては買入るゝ能はず已に爲替を買入るゝと能はされは爲替を積み置く能はさるか故に此目的通りに爲替を積置かんとせば外國銀行よりは安き割引にて爲替を買入れさる可からず。然らば正金銀行は外國銀行よりは安き利息の資本を用ひ以て爲替を安く割引するを得るやと云ふに平生高利なる我國のと故通常なれば素より正金銀行は外國銀行と競争して之にて打ち勝つとを得ざる筈なれとも只々二三年前迄には正金銀行は政府の保護を受け政府の金を無利息にて使用したるか故に安く外國爲替を割引して其營業を維持し得たり然るに

其後政府の金は都合により正金銀行より引上くるととなりしが故に今度は日本銀行より低利を以て正金銀行に資本を貸し付け結極日本銀行にて正金銀行の形を再割引するとなれり則ち從來は正金銀行にて爲替手形を一度割引するのみなりしを以後は年々歩の利息にて正金銀行の買入れたる爲替手形を日本銀行にて再割引するなり。故に正金銀行にては二歩以上にて手形を買入れ其歩合の違ふ丈け手数料に得る譯なり百圓の爲替にて一ヶ年の期限なるときは四歩の割合にて九十六圓に割引し之れを日本銀行に持参し九十八圓に再割引すると故其差なる二圓丈けか正金銀行の利益たるなり斯くて千萬圓の爲替を多人數の輸出商か正金銀行へ割引を依頼するに當り正金銀行は他へ使用する金を一時流用し置くとなれば到底其金は日本銀行より出てゝ正金銀行は只其取次を爲すに過ぎすと知るへし

右の如くにして日本銀行は爲替手形を再割引して之れを貯へ置くとなるか此政策の誤れるとは明瞭なり何となれば則ち爲替を一所に積むには其額面の金丈けは積む所より出て行く道理なればなり假りに日本と外國と貿易上の權利義務か

同額なる場合とせんか日本銀行にて千萬圓を積み置くときは夫れ丈けは権利の動きを爲さざる譯け故千萬圓丈けの義務者は何を以て外國に義務を盡すへきやの疑問起らざるを得ず平生の如く爲替の賣手あらは之を買取りて送くるとを得れども此場合にては止むとを得ず正金にて送くらざる可らず而して他の一方を見れば日本銀行よりも賣手に向ひて千萬圓を渡し居るなり故に此策は無益の手段に止まり何程の巨額を貯ふるも恐慌の防き方とはならざるなり曾て五六年前に金貨爲替を積みて一方に銀貨の濫出したるとあるも實に此道理に外ならず。例へば日本銀行に四千萬圓の準備金ありとせんか千萬圓丈け爲替を積みは準備金は則ち減して三千萬圓となり四千萬圓積めは四千萬圓丈け爲替は入るも準備金は皆無となるなり故に種々買入れの手續も結局無用の手續たるに過ぎず。然れども茲に考ふべきは實際は全くの徒勞ならずして少しく利益ありし事なり爲替を積みたる結果として若干の正金を日本銀行並に大藏省に積み即ち爲に實際は千万圓も増加したりと云ふ此利益は如何して生じたるかと云ふに爲換の差即ち金銀の價に差を生じたるか爲なり。五六年前の頃に於て銀は益々下落する

の傾ありしかば一時中止したりしかども再び下落し始むるの評判ありき扱て斯く銀が下落すれば何故に利益なかりしかと云ふに金貨爲換を千万圓積み居れば期限の來りし時金貨二百萬磅を英國より取立て得へし其二百萬磅の金を銀に直せば之を買取りたる時よりも餘分の銀あれば夫れ丈け利益となる譯なり。即ち最初横濱にて二百萬磅を兌換券にて(時の銀相場にて)買取りたるは銀相場の高き時なれば割合上金貨爲換を安く買取りたり然るに其期限來りて拂ひを受けたる時は銀相場下落して利益を得たり銀貨五圓にて一磅買ひたるか期限に致りて一磅を取立て銀下落して五圓五十錢となれば五十錢丈けは餘分のものなり斯くして屢々買ひ常に下落して大なる利益を得たるなり。去れば之れは得策なりやと云ふに日本銀行は爲換を得る爲めに無利足の金を貸し其鑄造費、運賃、保険料、正金銀行に拂ふ手数料など種々の入費を掛けて試むるとなれば是れは銀行の職務に非ず銀行は相場に手を出すべからず幸にして利益あるも右の諸入費を差引けば實際左程のともなかるべく況してや銀相場の騰貴するに於てをや。併しながら其策の善悪は扱置き金銀の差よりは利益あるとも之れあるへし去れども爲換を

貯へて準備金とはならざるなり。之を要するに正金銀行を保護して金貨爲換を買入るゝは徒勞たらずんばあらず況んや輸出入を平均するか若しくは自分の國が借越となる場合には金貨爲換を積むも決して効用なく空して手数料の損失となるをや

更に一步進んで往昔の重金主義の説の如く貿易の有様を順にする時は貸越丈け積むも差問なかるへし義務十圓にして權利十一圓ならば一圓丈けは匣底に残れはなり。去れば金貨爲換を積むには第一に貸越の金ならざるへからず彼の英國の如きも表面上は自由貿易起れども内實は保護策を探りて大英銀行に金を積む様に爲せり夫れと同じく日本銀行も成るへく輸出を盛にして輸入を少なくし永く金を手元に置く様にせざる可らず。併しながら此方法も今日は行はれず大英銀行にても斯る有様は今日は恐らくあらざるへし大英銀行は高き利子にて輸入商に貸し安き利子にて輸出商に貸すとは之れなくして全く自由に任せり道理上右様のことはなき等なり若しも之を日本にて行はんと欲せば輸出商に恩典を與へざるへからず又外國より輸入する物には重税を課して防禦せざるへからず去

銀 行 論

銀 行 論

れども此策は今日實行すへからず何となれば自分の國に行へば他國も亦復讎主義を採ればなり况んや輸入品に重税を課すれば内地の人民に高き品物を買はしむることゝなるをや。又輸出商に保護金を與へ器械を貸すか如きも不經濟の策なり縦しや多少の利益ありとするも差引すれば眞の利益ならざるなり是等の點より考ふれば輸出を盛にして貸越の金を貯へんとするよりも斷然利子を拂ふて外國の資本を借入るゝに若かず况んや輸出入を奨励して貸越となるも此有様は永く續くへきにあらずして輸出入は平均の傾きを持つものなるをや。内地の産業を保護するを得るも輸出入の差は永續せしむへからず其結果は輸出入の金高を少にするのみ之を自由にすれば之に反して金高多くならん故に保護策を行ふも一方を伸張して一方減縮すへきにあらず輸出入共に減縮せんのみ去れば此場合に於ても金貨爲換を積むに無益なりと知るべし。

然らば如何にして之を防ぐべき乎固より臨機應變なるべきも茲に述べんと思ふは露西亞の財政策なり前述の如く露西亞は金利を高くするも日本と同じく外國より金の入り來るにあらざれば斯る危急には公債とすれば信用あるが故に利息

にして高ければ何人にも買取るべし一個人には貸付けざるも政府が借る以上は露西亞にても土耳其にても自由に借出を得べし。去れば金銀の濫出する時は公債を發行して之を外國人に賣却す。扱て露西亞政府は此金を如何にするかと云ふに銀行に貸付けて融通せしむるなり故に銀行は金銀の濫出して信用墜んとするの虞ある時は大藏省に行きて此金を借り以て恐慌を防遏せり。是れ大英銀行か金利を高くして金銀を喚び込むと同様に唯外國の信用なきが故に政府か社會に代りて借入れるなり日本も露西亞と同様に金利を上ぐるも外國より入金あらず然れ共政府にて借んとならば直に辨すべし是れ維新以來屢々實際に試験したる處なり。故に日本に於ても亦假りに政府の名を以て外國より借入れ之を日本銀行に貸すべし是れ政府が保護人に立つ者と云ふべし而して其使用法は大英銀行の使用法と同一にすべし。然れども外國債は國の獨立に危險あり併しながら返辨の方法にして確立せば敢て恐るゝに足らず其返辨は何を以てするかと云ふに日本銀行に於ては恐慌に陥りて一時融通に苦めども固より權利は之れあるなり決して金銀を無益に浪費して恐慌の起るにあらず故に少しく猶豫を與

銀 行 論

ふれば貸金を取り立て、負債を拂ひ得べきなり。日本銀行が發行する八千萬圓の兌換券は決して無益に使用したるに非ず去れ共一時に要求に遇ふ時は其間に合はされども猶豫すれば交易の干係よからして貸金を取立てその義務を盡すを得べし唯無益に使用して不足の穴を塞かんが爲め金を借るは人民の租税にて保護するとなれば大に議論あるべしと雖も右の場合は引當てありての借金なれば漸次に返済するを得るなり。之を借入るゝには例へば日本の商人が英國の商人に千萬圓の借金あらんか之を拂渡せば日本の金銀が減するを以て政府にて其千萬圓を借入れ輸出を防くなり即ち英國の商人千萬圓の爲替を發行したれば英國の資本家は之を買取り日本輸入商の處に來りて兌換券にて受取り其兌換券を政府に貸付して大藏省の證文を携へて歸國するなり。併しながら右は濫出を防ぐに止まれり實際濫出したる後に於ては外國の資本家が現金を持來りて之を貸付するにあらされは効用なきを以て少しく面倒なり之を要するに信用ある處にては會社自身に借り得れども否らざる國柄にては政府が助力するの外良策あるを見ず。

第三章 發行銀行の危害を豫防する方法を論ず

既に前章に於て預金のとを論じたるが故に是より紙幣のことに及ばんに銀行紙幣發行の事に付ては從來學者實際家の間に大なる議論ありて今日に至るも未だ其決定する處なし。其論する處一方は稱して通貨主義と云ひ銀行より紙幣を發行するに付ては政府は宜しく之を干涉すべしと云へる説を爲し他は稱して銀行主義と云ひ銀行紙幣の發行には政府は他の商業を放任すると齊しく之を放任すべしと云へる議論を稱道せり。而して我輩は銀行主義の論旨が甚だ可なりと信ずるか故に茲には先づ通貨主義の論者が依て以て其議論の土臺とせる要點を掲げ之れを評論し其上にて政府が銀行紙幣の發行に干涉するとの不可なる理由を明らかにせんと欲するなり。

論者は曰く紙幣を發行するとは銀行者の正業に非ず元と々々通貨を發行するの特權は獨り政府に屬する者にして彼の銀行者の營業の如きは適當に之れを云へば單に通貨を貸借する丈けに止まる筈なり故に若しも政府が己れに屬する特權を割き紙幣發行の事を以て銀行に許容する時には政府は宜しく之れに干涉せざ

る可からざるなり。蓋し論者は銀行を以て單に一方に借り一方に貸し貸借の媒介を爲す者と思ひ込み彼の預金事業の如きは銀行の正業なれども約束手形即ち紙幣の發行は其本分に非ずと爲す者なり。併しなから今我輩を以て之れを見れば此議論は誤謬の甚だしきものと謂はざるを得ず。思ふに銀行者は一方に借り一方に貸し貸借者の媒介を爲す者なりと云へるは實に適當の見解に相違なしと雖も論者にして既に貸借事業を以て銀行の正業となしなから獨り紙幣則ち約束手形の發行を以て其正業ならずと爲し之れを云々するに至ては我輩實に其意を得ざるなり。試みに一考せよ紙幣則ち約束手形は其性質果して如何ある者そや夫れ約束手形は一種の信約なり銀行にして此手形を發行するは一方に借り一方に貸し貸借者の媒介を爲すと少しも異なる處なきにあらずや銀行にして其手形を發行し之れを他人に貸附するや此人に對しては貸主なりと雖ども世間にて之れを受授する人は取りも直さず銀行に對する貸主なり故に預金事業と手形發行の事業とは双方其外面を殊にすれども其實貸借の媒介を爲す所以に至ては均しく是れ同一なり。然るに論者が獨り彼のみを以て銀行の正業と爲し此れ

を以て其正業にあらすと云へるは何そや我輩は其議論か前後相容れざるを思惟せすんはあらざるなり。

更らに歴史に依て之れを徴するに瑞典若くは英國の如き銀行事業の盛んに行はるゝ邦國に於て其初めて銀行の起るや一として紙幣の發行を以て其利益の泉源と爲さざる者なく預金事業の盛に行はるゝに至りしは誠とに近代の事に屬せり。蓋し英國倫敦に於て千七百年代の頃に當ては世人皆な以爲く銀行の事業は獨り紙幣の發行に在るのみなりと左ればにや英國政府が曾て法令を出し大英銀行を除くの外は倫敦府下并ひに其近傍に於て五人以上結社して約束手形を發行することを禁止せるや世人一般は直ちに此條例を以て五人以上結社して以て銀行事業に従事するを禁止するの精神に出でたるものと認定せるに至れり而して政府の志望も亦實に此に在りたるなり。然るに其後に至り二三の人は翻然悟て曰く此條例は我々を禁して五人以上結社して紙幣を發行せしめされども我々か五人以上結社して預金事業に従事するは敢て此條例に牴觸する處ある可からずと是に於てか則ち倫敦及び其近傍に於て合本預金銀行の設立あるに至りしなり。

若し夫れ此等の事蹟に以て之れを見るときは紙幣を發行するとは當初よりして當然銀行事業に固着したる所以を知るに足るへしと雖ども我輩は尙ほ更らに茲に一例を示さんに世人の熟知せるか如く彼の蘇格蘭は今日預金事業の最も盛大を極むる處なれど僅々數十年前以前に遡ほりて之れを見れば銀行事業の利益は獨り約束手形の發行より生ずる者のみなりき就中ダンテ銀行の如きは千七百六十三年を以て初めて開設したるが爾後殆んど三十年許りの間は他人の金錢を預りたる之れなく且又爲換金の如きも甚た微々たりしなり而して此銀行が今日の如く預金事業の隆盛を見るに至りたるは千七百九十二年以後に在り。蓋し此時に至る迄は單に其銀行にて發行する紙幣を以て其營業の資本金となしたるなり此等の事實に依て之れを考ふるも銀行が約束手形則ち紙幣を發表するは決して稀有のことに非ざるを了知するに足るべきなり。

以上は則ち紙幣發行の事が銀行事業の一部分たるべきことを證明したるに過ぎざれども今若し假りに一歩を譲り紙幣發行の事業は銀行本來の正義に非らずとするも尙ほ論者の議論は甚だ不可なる所あるなり。

銀 行 論

論者は曰く一國社會の通貨を供給するは政府の特權なり故に若し此特權を割き紙幣發行の權利を銀行に許容するに於ては政府が之れに多少の干渉を施すは固より正當の事なりと。然れども此説たる頗る勝手の立論と謂はざる可からず凡そ社會に於ける事物を議論し其可否を判断せんとするに當ては吾人は須らく利の在る者は採て以て用ゆべく害の有る者は宜しく排斥すべしと云ふが如く初めより利害の點を觀察し其上にて適當の判断を下さざるべからず。單に此事は其利害の如何に係はらず宜しく斯の如くなる可く或は此事は宜しく斯くの如くなる可からずと云ふか如き專斷の議論を以ては決して判断を下たす可らざるなり。而して論者が通貨を供給するは政府の特權なり故に云々せざる可らずと云へる者は豈に夫れ論者が專斷の議論たらざるを得んや從令ひ通貨を供給すると果して政府の特權なるにもせよ將た亦然らざるにもせよ銀行紙幣發行のことに付き政府か之に干渉するに於て害あらば宜しく之れを放任すべく之れに反し政府か之れを放任するに於て害あらば宜しく之れに干渉すべきのみ豈に又通貨供給のとか政府の特權たるを否とを問ふとを要せんや。故に論者の特權論は到底採

るに足らざるなり然るを况んや前段に述べたるか如く紙幣發行の事は銀行正當の營業たるべきに於てをや。

銀 行 論

於是乎論者は更に其論旨を提出して曰く彼の所謂恐慌なる者は甚たしき慘毒を經濟社會に與ふる者なるか其由て來る所以を尋ねれば實に外國貿易の不權衡より逆爲替と爲り金銀が海外に流出する時に當り人々大に恐慌の念を生し銀行に迫り金銀の取付を爲すか爲めに起るなり。而して此金銀の流出は畢竟商業上の危急に起り商業上の危急は物價の變動に起り物價の變動は投機商業に起り投機商業は更らに紙幣の過發を起因するなり此故に若し紙幣に行に付て適當の制限を與ふるときは紙幣の過難を制し投機商業を未だ起らざるに抑へ從て恐慌を未萌に防止するを得べしと雖も政府が若し之を放任するときは銀行は次第に紙幣を過發し遂に恐慌を惹起するに至るべし。

今此説に對して我輩は左の順序に依て銀行紙幣の社會に於ける勢力を論し然る後恐慌は論者の希望するか如く人爲の力を以て豫防するを得べきや否やに及ばんと欲するなり。

第一 銀行紙幣は果して無制限に増發し得べき者なるや否や
 第二 銀行紙幣は果して投機商業を助成するや否や
 第三 銀行紙幣と物價との關係如何
 第四 銀行紙幣と外國爲替との關係如何

第一、我輩は前章に於て銀行紙幣と預金とは其性質同一なるを論じたり其社會に及ぼす影響も兩者均しく同一なり。蓋し銀行が預金事業を以て通貨の融通を助くると紙幣を發行して通貨を増殖するを問はず通貨市場の融通を増殖すると云ふ結果の一點に至ては毫も異なる處なければなり。例へば今或る商人が從來己れの庫中に保存し來りたる一百萬圓の金額を銀行に持參して預け入れたりと假定せよ此場合に於て銀行が右の金額を割引若しくは社會に及ぼす影響に取て相同しければなり。而して兩者の相異なる一點は彼は預金なれば之れを使用することを得されど此れは自由に紙幣を發行して何時にては使用することを得る所に在り。

然らば銀行より發行する紙幣の數額は全く無制限なりやと云ふに之れ決して然

らず其發行は自然の制限を被むるか故に銀行が勝手に増發するとは出來可からざるなり。而して其制限は何そやと問へば第一は即ち社會の需用とす蓋し銀行は妄りに其紙幣を社會に流通せしむるとに汲々たるにあらず其紙幣は確實なる抵當を以て貸金し或は善良なる手形を割引するときに之れを發行するものにして而して其割引貸金は他日利息とにも已れに拂ひ返されんとを欲するなり。若しも銀行にして無暗に抵當も手形も構はず貸金の已れに歸り來るや否やを問はずして紙幣を發行することにのみ勉むれば或は其紙幣は社會の必要を待たずして過發せらるゝことあるべきも銀行は決して斯くの如き貸金を爲すものにあらず而して公衆が銀行に貸出しを要求するとも元と々々限りあるか故に紙幣は社會の必要を過ぎては過發せられざるなり。成程銀行と雖ども他の商人と同く顧客の詐偽に陥り過分に顧客を信用し以て其損失を招くことも之れ有るへしと雖ども然れども是れは之れ銀行者の不幸なり銀行者は常に此不幸を避けんことに苦心するなり左れば銀行發行の紙幣は一方に於ては公衆の需用に依て限きられ他の一方に於ては銀行者が自己の利益を保護せんとする希望に依て限らるゝ

と知るべし。

銀行紙幣が要求次第金銀に交換せらるべしと云ふとは一層有力なる制限を紙幣発行の上に與ふるなり假令ひ銀行が割引貸金として抵當の不確なるにも順着せず手形仕拂の覺束なきにも構はずして貸金し爲めに一時過度の紙幣を社會に出たすとを得たりとするも尙ほ其紙幣は永く社會に維持せられず。何となれば紙幣流通の多寡は銀行自から之れを左右するを得ずして全なく公衆に屬する故公衆にして過多の紙幣を要せされは續々金銀の交換せられて紙幣は銀行に戻り而して銀行が紙幣を社會に維持せんとて如何に盡力するも到底維持するを得されはなり且又紙幣は何時交換の要求に逢ふやも圖る可からされは銀行は必ず多少の準備金を要する故若し準備金の少なきときは銀行は紙幣を發行せんとするも意の如くならざるなり。

又第三の制限は何ぞやと云へば他あし數銀行間に行はるゝ手形交換法之なり銀行は紙幣を貸し出たせば利息を得る故一銀行は他銀行の紙幣を通貨市場より逐去するを以て利益なりとす其理由は他銀行の紙幣が流通を少なくすれば夫れ丈

け自己の紙幣が貸金と爲り社會に出づる譯なればなり。故に或る銀行か他銀行の紙幣を受取るとあれば再び之れを社會に出たさす便宜の爲め一週一回若しくは三三回各銀行一所に集會し其紙幣を互ひに交換するを常とす若し又或る遠隔の地方にある銀行か他の地方銀行の紙幣を受け取りたるときは互ひに自身にて集會する譯けに行かざるか故都會にある代理銀行に依頼して交換するものなり。左れば一銀行發行の紙幣は他の銀行の爲め流通を妨げられ地方にある銀行の紙幣は流通の區域狭き内に限られ遠き地に迄流通する様のと殆んど之れなし此理に依て各銀行紙幣は有限の範圍内のみ流通し假令過發せんとするも忽ち近隣の銀行との交換にて再び己れの手に戻り來る者なり

以上三箇の場合の外に尙ほ紙幣の發行に自然の制限を爲すものあり。人若し自己所有の金錢に付て利息を得ることあらんには此人や必ず無益に其金錢を貯蓄せざるなり故に社會の必要に應ずる丈けの紙幣は流通するなれども必要以上の紙幣は無益に残る勘定なるを以て其過發の分は使用するに途なく其所持人は之れを銀行に預け入るならん。何となれば自己の掌中に置けは一文の利益なけれ

と之れを預ぐれば拱手して相當の利息を得ればなり。而して此預金の場合に於ても紙幣は同しく通貨社會を退くなり

以上の四條の理由あるが故に特別の事情あるに非らざれば銀行紙幣は容易に社會の需用を超へて過發するとなきを知るへし

第二凡そ投機とは如何なるを稱するかと云へば或る機に臨み將來或る物品の價值が騰貴せんと想像し其物品を購求する類にして現在直ちに其物品を賣却せず他日物品の價が貴くなりたる時に賣却し利益せんと目論むものにして云はゞ僥倖を宛て込むものなり。諸て投機商なる者は斯くの如きとを企つるものとせば此投機は果して銀行紙幣に起因するや否やを論せんに若し夫れ吾人の需用する物品にして日々隨意に需用を充たし得る供給無限のものならば此際決して投機商の起るへき餘地なきなり。何となれば斯の如くならば需用物品の價に高下を生ずるとなければなり。併しなから吾人の需用する物品は然らず其大部は季節を擧て生産せられ季候の好惡に依ては其生産額も多寡を來たし而して物品の價は其生産額の多寡に従て高下するのみならず平和戦争其他種々の事情に依て

も亦變動を生ずるなり。此理由に依て之れを見れば投機は物價の變動に起ると故此變動を引起す原因ある以上は投機業も決して跡を社會に絶たざるなり。然らば則ち銀行は投機業を防遏する能はさるとも亦銀行紙幣か元來投機を起すものに非らずして全く無關係のものなるとも明瞭なるへし。夫の往昔に在て穀物を所有する者が今日其價の騰貴せんとを想像して穀物を賣却することを拒みたりと云ふ事實は聖書中にも記載しあることなれば銀行紙幣をも流通せず銀行をも成立せざりしユデアの古昔に於てすら業に已に投機業のありたるを知るに足らん。左れば銀行紙幣は投機の原因たりと云ふ者あらは此説は架空の言たるを免れざるなり。併しなから銀行は銀行なきに比較すれば投機業に幾分の便宜を與るとは今更ら覆ふ可からざる事實なるか如し。蓋し銀行の目的は商業に便利を與ふるに存すれば一般商業に便宜を與ふるの餘澤延て投機に迄て便宜を與ふるに至るも亦寔とに止を得ざるなり。商業者は勿論銀行より低利の資本を隨時に借用すれども銀行者は決して其商業者か其資本を何々に用ゆるやを聞き質たす者に非らず又聞き質たすと雖ども通常の商業も投機商業も相近似し之れを一

々區別すること難き故に此商業は投機なり故に貸金せず是の商業は投機にあらず故に貸金すべしと云ふか如きとは到底一々銀行者に出来可からず銀行者は其人の信用と抵當とを見込んで貸出すのみなるが故に一旦銀行より借り出したる以上は如何なる事業に其資本を向けるべきやはその人の勝手あり。夫れ牛肉の價安ければ暴食に便宜を與へ麥酒の價安ければ豪飲に便宜を與ふ資本の低廉なる亦投機に便宜を與へずんばあらざるなり

然れども正當なる銀行事業は何れかと云へば寧ろ此の投機業を防止する方に傾くものなり。之れは如何なる理由ぞと云へば他なし自分に莫大の財力と資本とを有する輩は随意に投機業に従事するを得る故に銀行は此輩を掣肘すると能はされと若し中等以下の商人が投機を行ふとあれば銀行は成るべく之れを制せんとを欲すべし。何となれば此投機者を支持するは決して銀行の利益にあらざればなり。若しも此輩にして投機を營まんとせば僅少なる抵當にして長期の貸出を願ふなるべしと雖も此二者は銀行に取て甚だ不利益なるか故に銀行も容易に其望みに應ぜず而して投機者も資本を銀行に得るは易からざるか故に銀行者

か着實に其業務を營むときは投機は却て行はれ難き事情あるなり
或は紙幣過分なれば投機を惹起すと云ふものもあれども是れ畢竟本末を轉倒せる議論にして投機こそ紙幣の増發を促かすなれば紙幣か投機を起すとは更らになし。英國に於て千八百廿四年并ひに廿五年に投機か行はれしときを見るも投機業行はれて而る後紙幣増發せられ投機業止て而る後紙幣も銀行に回へりたるも明なるとなりとす

以上論ずる處を以てすれば紙幣か投機の原因たらざる所以を了知するに足るべければ是より第三の問題に移らん

第三銀行紙幣は物價を騰貴せしむる力を有するや否やと云ふに我輩は決して斯の如き勢力を有せずとの決論を提出せざるを得ず。乞ふ少しく之れを論せん今若し或る銀行にして不換紙幣を發行するとせば此銀行は物價か騰貴する程多くの紙幣を出すを得べしと雖も元來銀行紙幣は金銀に交換せらるべき紙幣なるか故に社會の需用を超て増加せらるゝ憂ひなく既に此憂ひなくんば從て物價の騰貴を來すの憂ひなきなり。彼の英蘭銀行の如きは平生無量の信用を有す

るか故に其紙幣は人民之を受授して毫も疑はず大抵のときには交換を要求せざるか故に一時需用の上に増加するとなしとせされと爲めに物價の變動するか如きとは之れあらざるなり。其理由は他なし若しも増加して物價騰貴せんとすれば其價格が下落に傾くと故紙幣は金銀と交換せられて銀行に回へればなり。故に銀行者か世間の需用を超へ永久に紙幣を増加せんと勉むるも得可らずとなす。此故に茲に一時或る事情の爲めに紙幣が増加したる場合ありと假定して論を爲さんに

(一)市場の物品増加したる爲め紙幣の増加を來すとあり此場合に於て物價は勿論騰貴せざるなり例之へは我國に於て秋冬の交には農産物か一時に市場に推積せらるゝか故に此物品の支拂ひを爲す爲め多分の通貨を要し従て銀行紙幣の需用も大なり其他各種の商業各種の製造業も皆な甲の時節よりは乙の時節に於て一層活潑に赴くとあれば其活潑の時代には通貨の需用多く流通の紙幣も多きなり。而して此紙幣は賣却したる物品に對して生産者か發行したる手形を割引する爲めに若くは預金の仕拂の爲めに銀行か出したるものはれば毛頭社會の需用を超

ゆるとなく物價も亦た騰貴せざるあり

(二)紙幣の増加は往々物品の生産額を増加するとあり而して此場合には物價は騰貴するかと云ふに決して然らざるなり。元來銀行か紙幣を發行するは或ひは割引或ひは貸金或ひは預金の仕拂に出つへしと雖も其何れの場合たるに係はらず其紙幣を得たる人は何れにか之を使用すへければ物品の需用は當に増すへし而して此需用にして供給物品の額に超過せんは物價管に騰貴せざるのみならず却て社會を利益するなり。例之は銀行より金錢を得たる者は物品と交換して其金錢を商賈に與へ商賈は物品を仕入るゝ爲め生産者に與へ而して生産者は其金錢を採て従前より一層多くの粗成品及び一層多くの勞力者を使用し以て製造業に従事するならん。左れば茲に至て生産物の數増加し是迄増加したる貨幣と相交換せらるゝならん。此時に當り物價には如何の影響ありやと云ふに需用と供給とか相平均せざる故に物價は騰貴せざるなり

(三)時に依ては紙幣の増加が物價の減少を來すとあり元來生産者の投機は必ずしも害あらず時としては社會に利益を與ふるとあるものにして例之は生産者か

銀行論

従前より一層少き入費にて物品を産せんと欲し新企の事業に資本を用ゆるとあり此時若し生産者の希望を達するとあれば其生産者は大抵價格を安からしむるなり。故に斯くの如き事業を助くるに銀行か貸出したる紙幣は物價を低落せしむる傾向あるなり。其他生産者は銀行あれば銀行なきときより低利の資本を借り得るか故に其生産入費減するとあり或は農業家か土地を改良する爲め資本又は製造家か事業を擴張する爲めの資本を銀行より供給する時あり是等の場合には單に低下するの一方あるのみなり

(四) 若し以上三箇の場合を差し措き紙幣の増加の爲め物價の騰貴したりと假定するも此騰貴は一時暫且の事にして且つ其騰貴は畢竟他の事情に原因する者なる故に之を以て紙幣の罪に歸すべからず。蓋し物價は需用供給に依て一定する者故に何時物價か騰貴するも其原因は必らず需用の増加せるか或ひは供給の減少せるかに在り。思ふに紙幣の増加が物價を騰貴せしむと云ふは如何なる場合かと云へば此紙幣を以て急に産し能はざる物品を需用するときに在り。例へば米穀を買はんとする米商に銀行か貸金を爲したるときに米の需用を増して價を

銀行論

騰貴せしむるともあるへく又租税か地代を拂ふ爲めに金錢を銀行に貸付けたるときは農業者は急に租税地代を支拂ふ必要なきか故に米の供給を減するなるべし。然れども此場合に起れる物價の騰貴は一時にして永久に亘らず則ち是等の投機は到底全國中の穀類の分量を減する能はざるを以てなり

凡そ多くの場合に於て紙幣の増加は物價を騰貴せしむる原因とならずして却て其結果たるものなり。例之は今西京の織物師か千圓の價格ある品物を東京の商人に賣却したりと假定せよ此の織物師は東京の商人に宛てたる手形を發行し西京の銀行に向て其手形の割引を求むへし左ればこそ一千圓の紙幣世間に出つるなり然るに今若し或る事情の爲めに織物か二千圓に騰貴したりとせば銀行は二千圓相當に手形を割引し二千圓の紙幣世間に出つるなり。之れに依て之れを見れば物價の騰貴こそ紙幣増加の原因たるを知るへし一旦斯くの如くして百般の物價騰貴すれば従前と同じ事業を爲すにも多額の資本を必要とするを爲り銀行預に金を爲し置きたる人は其預金を引出し之を使用するに至るか故に此預金に拂ふ紙幣も亦増加するものなり。紙幣増加か物價騰貴の原因たらずして却て

銀行に對する政策

其結果たると之れを以て見るも亦明瞭なり
 第四外國爲替と紙幣との關係は詳説するを要せず。要するに外國爲替の利不利は輸出入金銀の多少に依て定まるものにして外國に對する權利多ければ爲替は利にして義務多ければ不利となるなり故に爲替の不利にして金銀外出する原因は外國貿易の差を支拂ふ爲めのもあれは或ひは外國に償金を拂ふ爲めのもあらん又或ひは外國に貸金を送くる爲めにもあらん此場合に於て假令紙幣の額が多きも又少きも其輸出さるべき金額を減すると能はざるなり。若し夫れ不換紙幣か内國に増發せられ物價騰貴すれば輸出輸入を償はす爲めに金銀の流出を促かすともあるへけれども交換紙幣は前述の如く増發もなく亦物價を騰貴せしむるともなき故に外國爲替の利不利には毫も關係を有せざるなり
 之れに依て之れを見れば論者が紙幣の増發を憂ふるは畢竟杞憂に過ぎず紙幣は外國爲替にも關係を有せされは又物價をも又騰貴せしめず投機商業をも養成せされは又過發せらるゝともなし。故に論者が紙幣の發行を制限して恐慌を豫防し得へしと信するは實に迂濶の見解と稱せざる可らざるあり

尙ほ此他の方法を以て恐慌の原因を抑へ之を未發に防かんとを欲する者なきにあらずと雖も要するに皆是れ無益の話しなり人智既に完全の域に達したる上は或は之を爲すとを得ん。併しながら今日の人智は甚だ淺薄にして恐慌を未發に防止する能はさると恰かも暴風迅雷洪水を其未だ起らざるに抑制すると能はさるに同しとなり。只人智の爲すとを得る所は既に起れる恐慌を抑へて其災害を甚たしからしめざるに在るのみ恰かも既に起る暴風の害を防止するか爲めに堅牢なる家屋を備へ既に起るの迅雷を避くるが爲めに避雷針を置き既に起る洪水を防ぐが爲めに堤防を築き以て其災害を防止するとは出來れとも初めより天災の源因を絶ち家屋の如き避雷針の如き堤防の如きものにして不要に屬せしむるとの出來さると殆んど同一一般なり
 果して然らば如何なる方策を施として恐慌を未だ旺盛ならざるに防遏せんとする乎と云ふに。蓋し此議論に付ては諸説紛々として一ならずと雖ども然れども之れを大別すれば前段に述べたる干渉主義と放任主義との二者に出てす。而して干渉主義の非なるとは前段既に陳述したる理由のみならず之を英國の歴史に

徴するも干渉主義か恐慌を鎮止するに其効なきを知るべきなり即ち英國にては恐慌を以て紙幣發行の制限なき爲めと思惟し遂ひに千八百四十四年を以て有名なる銀行條例を發布し銀行の發行紙幣を制限したり是れ蓋し此紙幣の増發を制止し恐慌の原因を撲滅せんとの精神に出でたるに相違なきと雖も豈に圖らんや條例發布以後恐慌は頻々として起り此恐慌を鎮止するか爲には却て其條例を停止し紙幣の増加を許したると前後數回に亘たれり。是丈けにても干渉主義か到底其功を奏せざることを知るべし。而して我輩を以て之れを見れば或る特別の事情ある場合には已むを得ず干渉の政策を施すべきとも之れあるべしと雖も一般の論としては主義を放任に取ると最も必要なるを知るなり其理由は他なし學問上より論するときには紙幣發行も亦一種の商業たるに過ぎざるに依り政府に於て其他の商業に關し放任主義を採るか如く銀行業に關しても同一の主義を採るべし又必ず同一の利益あるべしなり。要するに自然の競争に一任し優勝劣敗の作用に依頼し天然に銀行制度の進歩發達して復た今日の如き不都合なきの時に達し而して巧みに恐慌に處して自から仆れず又社會にも荼毒を流さ

るゝか如き實地家の經濟社會に出づるを待つの外なし。之れに反して濫りに政府にて之に干渉する時は之より起るべき弊害の云ふに堪へざるものあるは千古萬國の經濟史に徴し瞭然又た疑ひを容れざるなり。以上は則ち銀行紙幣を發行する上に付ての議論なれども此他にも尙論者か銀行事業に付き政府の干渉を要すと主張する議論數多あり。彼の一二の銀行にのみ紙幣發行の特權を與へて他の銀行には一切約束手形の發行を禁せんとするか如きも則ち其一なり而して此事たる單に論者の口頭に上るのみならず現に歐米各國大抵は此論を實行し紙幣發行の特權は擧て之を一二の銀行のみに許容せり英米佛獨諸國の如き則ち是れなり。然れ共斯く紙幣發行の權利を以て特に一二の銀行のみに許容するは一國經濟社會爲めに不利多く却て之れを各銀行に許容する方途かに利益あるなり其の所謂不利とは何をや曰く若しも紙幣發行の特權を以て一二の銀行に附與するときには自他の各銀行は自づから之れと競争する能はず遂に之れをして銀行業の獨占を爲せる有様に至らしむると是れなり。夫れ競争ある者は一國內に於ける産業の依て以て改良上進する所以の道具なるに今若

し政府の力を持出して強て此競争を産業社會より放逐したらんには其の結果遂に如何なるべきか産業は全く停滞し其改良上進は殆んど全く之なかるべきなり。競争の社會に在ては優勝劣敗自然淘汰の作用に支配せられ社會を益すると大なる者は勃興し之に反して其小なる者は次第に消滅し其結果必ず社會を利益すべしと雖も專業の社會に在ては然らず社會を利すると少く從て存立す可からざる者も政府の保護に依て命脈を維持し偶々自から勃興すべき傾向ある者も政府の干渉の爲めに發達を妨害せらるゝに至るなり。銀行事業に於けるも亦然り若し之れを自然に放任する時は優勝劣敗の作用に依りて生存する能はざる所の銀行は自然に消滅し從て銀行事業の發達を見るなるへし夫の蘇格蘭を見よ蘇格蘭に於ては政府初めよりして銀行事業に干渉せず之を自然の趨向に打任せたるか故に小弱なる私立銀行は漸次に消滅して其跡を留めず合資銀行の強大なる者之れに繼て起り以て其支店をして全國に普及せしめたり而して銀行事業の隆盛を極むる者今日先づ指を蘇格蘭に届する程なり。以て銀行事業も他の商業と同じく自然に放任し優勝劣敗の競争界に自然淘汰を受けしむるとの甚た可なるを知る

へきなり

或は言を爲して云ふ者あらん曰く銀行事業を放任して競争せしむるときは優勝劣敗の作用にて小弱なる銀行は消失し只其強大なる銀行のみ存立するに至るへしと雖も果して之を以て甚だ喜ぶべきの現象なりとする時は初めよりして政府が一二銀行を保護し其存立を確實ならしむると却て一層可なるへし何となれば斯くの如くすれば初めより夫の残忍なる優勝劣敗の作用を用ひて小弱なる銀行を犠牲に供するの結果なく許多の財産を消耗するの不幸を見ずして而して其結果は彼此同一なればなりと。此議論たるや之を机上に談ずれば頗る道理あるに似たれども之を實地に施すときは大なる不都合あるなり蓋し人類の事業を爲すや協同一致に若くものはなし銀行事業の如き殊に然りとなす。例へば今日我國の各銀行家か所在に割據して互ひに相睥睨するとを止め合せて一體となり互ひに本店支店の關係を有するに至れば各銀行家の爲め又た社會公衆の爲め其利益を増加すると決して鮮少に非らざるなり。此點に付ては我輩固より論者と意見を同ふすと雖も然れども論者か單に政府の力に依頼して此結果を得んとを欲

1011

するに至ては我輩は其謬見の最も甚たしきと思惟せずんはあらず夫れ協同一致は素より深く望むべき處あれども相互の間に信用の存立するに非されは此事たる決して行はる可からず互に相競争し互ひに相對峙する者を強ひて一體と爲すときには協同一致の成績を得ざるのみならず却て破裂を來たすに至るへし今日各所に成立する銀行者と雖ども豈に協同するとの利益あるを知らざらんや而して容易に相協同すると能はざる所以の者は其間に信用の成立せざるか爲なり。然るに今若し政府よりして之れに命令を下し全國の銀行を合併して同一體と爲し銀行業に従はんとする者は必ず某銀行株主と爲り若しくは支店となり之れと協同一致すべし別に大銀行を開設するとを許さすと云はば銀行者は論者の希望の如く果して喜んで政府の命令に従ひ前日と同一の精神を以て其營業に従事すへきや否な決して然る能はざる耳ならず將さに各地方に設立せられんとする銀行も未だ起らざるに消滅し左ればとて又政府が指定せる銀行の支店ともならず爲めに公衆の不便不利を來すこと幾許なるかを知らざるなり。故に法律の力に依り能く銀行者各自の信用を喚起することを得ば政府が初めより一二の特權銀

行を設立するも之れを利用するを得へし尙くも然らざる以上は此方法に依り一の銀行をして其資本を増し其株主を増し兼て此事業の發達せんとを望むも豈に夫れ得へけんや而して他の一方に於ては既に成立せる者と將さに成立せんとする者とを抑制し其間に行はるゝ競争を杜絶するに至るへきなり是れ抑銀行事業の發達を妨害する者に非ずして何ぞや

思ふに現時歐米諸國の政府が銀行に向て甚しき干涉政略を施す所以の者は蓋し政府が銀行發行の紙幣の法貨の効力を附するか故に出づる者多し。即ち政府が此紙幣を以て法貨と爲し強て人民間に受授せしむるか故に政府も亦此紙幣に付て責任を有するに至り既に責任を有するか故に従て又之れに干涉せざるを得ざるに至るなり。然れども銀行紙幣を以て法貨の性質を有せしむるは果して善良の方法なるかと云ふに決して然らず凡そ人々が品物を買ひ其代價を拂ふに當り若し法貨を以て之れを拂へば販賣者は縱令此法貨を嫌忌するも之れを受取ることを拒絶すると能はざるなり。貸借の場合に於けるも亦然り貸主が銀行紙幣を以て其貸金の返濟を受くるに當り其銀行紙幣にして若しも法貨なる時には貸主

銀 行 論

か縦令ひ其紙幣を信用せしめて借主に向て他の通貨を要求するも借主は之れに應ずるの義務なきなり。故に銀行發行の約束手形をして法貨たらしむれば即ち人民に強て此手形を受取り此銀行を信用せよ此銀行に金銀を貸付けよと云ふに異ならずして人民は其銀行の將さに破産せんとするも看す々々其紙幣を受授せざる可らず若し此銀行にして果して其約束を反くとなしと保證し得るものならば夫れ或ひは可なりと雖も苟くも然らざる以上は人民の迷惑は決して尠少ならず。銀行紙幣を以て法貨とするの弊害宴とに斯くの如き者あるあり或ひは曰く銀行紙幣に法貨の効力を付するとは云は、政府よりして其紙幣を保證したる者なれば政府にして信用すへき限りは人々は其紙幣の受授を疑惧するを要せず然れども是れ紙幣を法貨とするの最も不可なる點なりとす政府にして既に紙幣を法貨として之れを保證したる以上は其紙幣の始末に付ては政府飽迄も責任を負はざる可からず然れ共其の銀行か一旦危急の場合に臨みたるときは政府は果して如何にして其責任を盡さんとするや思ふに銀行か紙幣交換の要求に逢ふ時は金銀貨か海外に流出し國內に拂底を断ふるの時なりとす此時に當り

銀 行 論

銀行にして既に其紙幣交換の義務を盡くすと能はされは政府も亦必ず其交換を引受くるを得ず遂には政府より交換遷延の令を發して自己の信用を失ひ甚たしきときは交換停止の令を下して一國社會を不交換紙幣の悲境に陥らしめざるを得ず。政府か銀行紙幣を法貨たらしめ爲に人民を迷惑せしめ併せて自からも亦非常の困難に沈むに至ると夫れ斯くの如く甚きものあるなり。惟ふに銀行紙幣をして初めより尋常の手形として適用せしむるも人民は必しも信す可からざる銀行を信して失敗すると決して之れなきを保す可からざるも是れ畢竟自業自得の失敗なれば人民自から警戒注意を爲すの外なし然るに政府か人民に向て銀行を保證し其手形を通用せしめ銀行者失敗の爲めに人民をして一時たりとも其權利を全ふすると能はさらしむるは實に政府の一大失政と云はざる可らざるなり是故に我輩は一旦政府か特權銀行を設立したる以上は兎に角なれど苟くも然らざる以上は政府をして全く銀行と分離し政府か銀行を待つと恰かも他の商業に於けるか如く其主義を放任に取らしめんとを希望するなり。而して政府と銀行とをして互ひに相分離せしむるの第一着歩は一方に於ては銀行に向て法貨同様

の紙幣を發行するとを禁制し他の一方に向ては總ての銀行に約束手形を發行することを許すに在り何となれば前既に之れを論述したるが如く政府が銀行に對し主義を放任に採ると能はず却て種々の干渉を施すに至るの必要ある所以は先づ約束手形をして一種の法貨たらしむるの干渉より由來する者なればなり。一銀行の約束手形をして法貨の性質を負はしむるは是れ政府人民に強て此銀行を信用せしめ人民に勸めて此銀行に金錢を貸附せしむると其結果同一なるか故に政府にして苟も銀行に法貨紙幣を發行する權を與ふる以上は從て又種々の策を設け此紙幣をして善良なる通貨たらしむるの義務を生ずるなり。故に英米其他銀行事業の盛に行はるゝ諸國の政府は或は銀行の約束手形をして法貨たらしむるの策を實行するか故に止むを得ず紙幣の發行高を制限し若しくは紙幣の準備法を制限し其他種々の干渉を用ひて此紙幣の交換を鞏固實確ならしめんとを謀れり。然れども是等の處置は交換を確實ならしむるに足らず從て銀行紙幣をして善良の通貨たらしむること甚だ難きのみならず却て幾多の幣害を銀行事業の上に醸成するの傾向あるか故に寧ろ我輩は政府と銀行との關係を分離し政府が銀

行發行の約束手形を見ると尙ほ振出手形と同様ならしめんとを所望して止まざるなり
 今や本章を終るに臨み我輩は蘇格蘭及び英蘭土二國の銀行は聊さか本論に必要なる歴史を有すると信するか故に兩國の銀行を比較して以て讀者の參考に供せんと欲するなり
 顧みて英國の銀行を見るに其有名なる大英銀行は千六百九十四年に於て起れり蓋し是より先き英國に於て銀行の設立全く之れなきには非らずして其實英國に於ける銀行の濫觴は千三百四十五年頃に在り。其後ち千六百四十五年頃に至り英國の商人は大に其富裕を増し從て其所有の金銀を預托する適當の場所なきに苦しむか故に遂に之れを政府の出納局に預托すると爲れり。然るに其後に至り彼の暴虐なるチャールズ一世王は之れを押へて返さす爲めに大に人民の不信用を來たせるが故に商人等は再たひ之れを政府に預くると能はずして各々之れを自宅に保藏し其家僕をして之れを監守せしめたり。是時に當りチャールズ一世は議院と不和を生し遂に國內の革命を生し世狀紛々たるに際し其家僕等は往

々其金銀を奪て逃走し主人之れを追跡せば忽ち軍人となりて其責を免るゝ者甚だ多かりし。是に於て乎商人等は已むを得ず其所有の金銀は之れを金冶に預托することゝ爲りたり。然るに千六百七十二年頃に至り又々大に銀行家の困難を來したるとあり即ち當時は政府の信用も漸く回復したるか故に金冶銀行家等は人民より金銀を受取れば再び之れを政府に預托することを爲せしにチャールズ二世は又も其出納局を閉鎖し元利を合せて返却せず人民は爲めに大なる困却を來したり。斯くの如くチャールズ一世二世は相次て不法の處置を爲したるを以て政府の信用は全く地に落ち一人として又政府に信用を置く者とはなく而して千六百八十八年ウヰリヤム三世の英國に渡來せる時には國庫全く空乏にして勢ひ國債を募集せざる可からざるとなれり。然れども人民は再度の困難に懲り其募集に應ずる者なかりしか故に止むを得ず一の窮策を回らし此公債を買ひし人には一大銀行を組織することを許し之れを大英銀行と名け且つ此銀行に三種の特權を附與することを約したり是に於てか政府は僅に入用の金額を得又大銀行の設立を見るに至りたり。所謂三種の特權とは即ち國庫の餘裕金は無利

息にて預ると約束手形を發行する專權を得ると、有限責任のと是れなり其後に至り初めて起りたる銀行を「ロンドン、アンドン、ウエストミンスター」銀行と爲す。此銀行の創立は容易に行はれしにあらす蓋し政府の目的は大英銀行の外に別に合本銀行を起さざらんとするにあるか故に種々の手段を盡して之れか創設を妨げたり。然るに「ロンドン、アンドン、ウエストミンスター」銀行を發起したる人々の以爲らく政府は銀行に紙幣の發行を禁制するも預金の事業は敢て之れを禁せざるへし則ち大英銀行は紙幣を發行するの特權を有すと雖も金銀を預かる特權は之れなかるへしと主張し。此議論に依て政府か法を設けたる精神に逆らひ始めて大英銀行の外に合本銀行の設立を見るに至りしか。之れに踵て諸銀行は續々として勃興せり千七百九十七年有名なる那翁戦争起りたるに際し大英銀行にして交換の停止を爲し不換紙幣の會社と爲り千八百年後に再び舊に復したるか此間常に恐慌の有様を現はし千八百十四年十五年十六年廿二年廿五年等に於ては大なる恐慌を生せり而して此恐慌の原因を尋ぬるに當て政府は一に之れを銀行紙幣の過發に歸し千八百廿六年に於て法律の上に一の改革を施せり。其改革

令に曰く如何なる合本銀行と雖も紙幣を發行するを得へし然れ共其銀行の社員は無限の責任を有すへしと。蓋し政府は合本銀行か種々の人々の集合體なるを以て互に相箝制し非常に過激無謀の事を爲さざるへしと雖も然れ共若し之れか責任をして有限ならしむるときは或ひは危険のとあるへしと思惟し乃ち其責任を無限として之れを束縛したるに外ならざるなり

然り而して千八百三十六年より三十七年に亘り恐るべき商業上の危険到來せしか故に政府は銀行紙幣を制限するの必要を察し則ち千八百四十四年を以て有名なるロペルトヒールの銀行條例を發布したり。蓋し此の條例たるや或る點迄は正貨の準備なくして紙幣を發行するとを得れども此點を超過するときは金紙同額の方法に従ひ紙幣を發行する丈の正貨を準備せしむるなり。此條例の得失に付ては種々の議論ありて經濟上の一大問題を爲し今日に至るも尙其の歸決する所なし。今其議論を略説せん此時此議論は通貨黨と銀行黨との二途に分かれたり。銀行黨は曰く紙幣を發行するは銀行の一事業にして則ち金銀を預ると少しも殊なる所なし又何ぞ政府の干渉を要せん且又通貨なる者は商業の景況に

從て其需用に多少あると恰も通常の商賣品か時に從て需用を大小にするか如し故に政府に於て或る點を超過すれば金紙同額の主義に従ふへしとの制限を誤るときは經濟社會に在ては忽ち大不便を來すとを免かれず。其故如何となれば凡そ通貨なる者は交易を便にする所の一の馬車の類にして其社に必要なると恰も尋常の馬車か交通を助けて社會に利益あるか如し而して尋常の馬車に制限を加へ其需用如何に増加するも之に應じて定數を超過するの馬車を造くるを許さずと云はば社會に取ては頗る不利不便なるが如く或る點迄は自由に紙幣を發行して通貨を増加するも可なりと雖ども其の點を越えれば金紙同額ならざれば通貨を發行すへからすと云ひ以て通貨の増加を妨害すれば其の不利不便果して幾許そや經濟社會には借用資本を以て商業を營むもの其數夥し然るに若し此條例ありて紙幣の發行を制限するときは是等の商人は銀行に付て資本を借らんと欲するも勢ひ之を貸付する能はざらん。斯くの如くなるときは大に金融閉塞し商業社會の不自由を來たすを免かれず故に此の條例は甚た不都合なり但し通貨黨は大に商業上の危急を恐れて法律を以て之れを防禦せんとするなるへしと雖ども是

これは決して其目的を達せざるのみならず却て銀行事業の發達を害するの結果あらんと。之れに反して通貨黨は曰く金銀の貸借は銀行事業の一なるも社會の爲めに通貨を供給するは政府固有の職分なり此二者の間は必らず確然區別なかる可らず而して政府が特に紙幣發行の事を銀行に許すに於ては政府は宜しく之れに干涉すべく尋常の商業と同一視して之れに放任するは甚た不可なりと。此兩議論の得失に付ては既に前段に論述したれば我輩又茲に之れを詳説せざるべきあり

偕て又降て千八百四十七年及び同五十七年に於て更らに商業上の危急起りたるか是に於てか又銀行黨と通貨黨の議論再燃したり。或ひはピール條例の効なきと今日に徴して知るべしと云ひ或ひは條例の無効なるにあらす他に危急を醸せし原因あるなりと云ひ議論紛々たり。而して此際に當て最も注意を要する要件を生したり則ち政府が合本銀行をして有限責任たらしめたるは是なり。元來銀行をして有限責任ならしむるは政府の欲せざる處なれども千八百五十五年頃に於て一般の商社は有限責任たらしむべきか將た又無限責任たらしむべきかの議

論起り遂ひに從來無限責任たりし商社は此時一變して有限責任と爲り獨り銀行のみ一時の間依然として無限責任なりき。然るに千八百五十七年恐慌起て銀行の倒産する者多く之れか爲め其株主にして富裕なる輩は自己の株金を喪失するのみならず其責任の無限なるか爲めに他の財産をも併せて之を失ふに至れり。左れば多少の財産を有する徒は大抵合本銀行の株を賣り獨り財産を有せざる者のみ銀行の株主と爲るの結果を來たし銀行なる者は極めて曖昧危険なる事業に變し大に世人を誤まるの傾向を生せり。之を以て政府は千八百五十八年條例を發布して合本銀行を有限責任ならしめ銀行事業をして獨り財産なき者の手中に陥らしめず財産ある者をして之れに従事するを欲するに至らしめたり。今や顧みて大英銀行が千八百廿五年頃より千八百五十八年頃に至るの間の有様を見れば失敗頻々として踵を接したり而して其失敗の原因を考察するに左の三者に出でざるを知るなり。第一政府が自己と銀行との關係を誤まり法令を以て銀行に干涉したると第二恐慌の時に際し大英銀行が銀行者共同の働きを爲さざりしと第三貸金の利息を引上げざりし事是れなり。蓋し當時大英銀行は假令他

の銀行は倒産するも己れは退いて其獨力を守るに若かすと信し取立つべき金は悉く取立て一旦取立てたる金は更らに之を貸出すことなく毫も他の諸銀行と共に一致の働きを爲さず且つ金融必迫の時に當り利息を引上ぐれば愈々其必迫を甚たしからしむへしと思惟し利息を高め外國の資本を呼入るゝとをば勉めさりしなり。是れ實に大英銀行の誤解にして却て其困難を來したる原因なりとす眼を轉して蘇格蘭の銀行を見るに其最も早く設立せられたる者は蘇格蘭銀行なり。此銀行は大英銀行と同じく政府よりして特典を受け成立ちたり。其特典は第一向ふ廿一年間蘇格蘭に於て銀行の專業を爲すを得ると第二特別に有限責任なると第三政府の出納を司ると是れなり。斯くの如く大英銀行と同じく三個の特典を有せりと雖ども其相異なる所は即ち大英銀行は一度得たる特典を年限後に至るも常に之れを繼續し之れに反し蘇格蘭銀行は其年限二十一年を経過して直に特典を返還せるの一點に在り。故に英蘭土に於ては大英銀行設立の後は大英銀行の合本銀行の設立を見さりしも蘇格蘭に於ては其後直ちに合資銀行續々輩出し而して其間敢て特別保護等の事なく能く平等均一にして各銀行とも自由

由に紙幣を發行したり。抑も私立銀行即ち一二人若しくは三四人の少數より成立する銀行は其の力甚た微弱にして所々方々に支店を設くると能はず又諸方の信用を繋ぐと能はされども合本銀行に至ては大に然らず其力や強大にして又能く各地の信用を收攬するを得るなり。之れを以て英國の如く私立銀行を擧て合本銀行を抑へ一方には紙幣の發行を許しなから他の一方には之れを許さるか如き不公平の處置を爲さず二者をして平等の競争を爲さしめは社會に適する合本銀行は必ず勝を制して益々隆盛を加へ私立銀行は自から衰滅に皈せざるを得ざるなり。故に蘇格蘭に於ては千八百二十五年頃には三十四個の銀行ありて其支店は百三十多所あり同五十年頃には本店は十八にして支店三百八十二あり同七十二三年頃には本店十一にして支店八百〇一ありたりと云ふ。而して斯の如く本店の數次第に減して支店の増加夥たししき所以は何に依るかと云ふに是れ偏に早く合本銀行の設立を許したる結果と云はざる可らざるなり

今茲に英蘇兩國銀行の比較を爲さんに

第一 種々の事情よりして蘇格蘭の銀行は悉く合本銀行なれども英蘭土に於て

令は勿論千八百廿六年の法令も尙ほ合本銀行並ひに支店銀行の進歩を妨るに於て効力ありたる者なるか故に若し今日の傾向を以て喜ぶべき者と爲さば此等の干渉は甚だ嘉みす可からざる者なるを知るに足るべきなり

第四節 銀行紙幣發行の制限準備法を論ず

我輩は前章に於て銀行の制度を論究し銀行事業は當初より之を放任して自然の發達に打ち任かせ此際決して政府の干渉を容る可らずとの結論を提出したり。然れども本章に至ては我輩は全く前章の論旨を放棄し翻て干渉論の範圍内に立入り以て多少の講究を銀行紙幣に費やすの必要を有するなり何となれば即ち現時歐米各國中銀行に對する政略を放任に採る者とはなく大抵は之に向て種々の干渉を施し殊に紙幣發行の權利は概ね一二の銀行にのみ許容し絶へて之れを放任する者なければなり。我輩は實に此政略の弊害多きを信ずると雖ども然れども歐米各國政府は種々の事情より已むを得ず之れに干渉して以て今日に及べり則ち或る國にては政府財政の都合より一二の銀行に特權を與へ従つて之れに干渉するの已むを得ざるに至りしものあり又或る國にては當初誤て干渉政略

を施したるよりして今更ら之れを放任する譯に行かざる者もあるなり。其茲に至りたる各國銀行の沿革の如何は強て之れを討究するを要せずと雖ども兎に角今日各國政府が銀行に干渉し銀行紙幣發行の上に多少の制限を加ふるは一般の事實なるか故に我輩は茲に其特權銀行が紙幣を發行する上に付き考察を下たさる可からず。蓋し初より放任せば夫れにて別に議論を要せざるへしと雖ども政府が一旦之れに干渉して紙幣發行を一二の銀行に限りたる以上は其銀行の紙幣發行法に付ては更らに別箇の考究を下し果して干渉すべくんば則ち之れに干渉するを憚かる可からざるなり

政府にして一旦紙幣發行の特權を一二の銀行に附與し且つ其發行の紙幣に法貨同様の効力を附するときは政府は勉めて其紙幣交換の確實なるを圖らざる可からず。何となれば此紙幣の交換にして確かならず人民より取付けられたるとき銀行が之を支拂ふと能はされは人民は非常なる迷惑と損失を受け社會を擧て不換紙幣の境界に沈むへければなり。故に政府は十分紙幣交換の確實なるを圖らざる可からざるの義務あり既に其確實を圖らざる可からざる義務ありと

せは從て又此銀行に干渉を加ふるの必要あり。而して政府か之に干渉を與ふるの止むを得ざるに至るとあるも此銀行は既に許多の特典を享有せるとなれば其干渉に向て今更ら不平を訴ふ可からざるなり

交換の確實と云ふとは銀行紙幣の第一要義なりと雖も如何なる方法に依りて之れを發行せは果して交換の確實を保するに足るやの問題は随分重大なる難問題とす。而してシェボンズ氏は此方法に十四種ありとて之れを分類したり此事は既に貨幣論に於て述へたれば重複の嫌ひあれども講義の順序なれば再ひ左に述ふる處あらんとす

第一總額準備法 此方法は金紙同額主義に依り紙幣を世間に發行したる丈けの金銀を準備せしむるなり。蓋し此の方法に依り發行したる紙幣は純粹の代表貨幣にして紙幣と同額の金銀は常に其交換準備に保藏せらるゝと故に紙幣交換の確實なると之れに優る者とはなし。然りと雖も此方法の確實なる所以は則ち取りも直さず其利益の渺なき所以なり之れ他なし此方法にて發行したる紙幣の便益は金銀貨幣の磨損を防ぐと金銀に比し其運搬使用に輕便なるとの二點にあ

るのみ而して毫も社會に無利息の通貨を供給する能はざるなり。例之へば茲に一千萬圓の紙幣を發行したりと假定せよ之れを發行する代りには一千萬圓の金を借入れて之れか準備と爲すとを要するか故に此紙幣を流通する公衆は從つて夫れ丈けの利息を拂はざるを得ざる道理なり。左れば此方法にて發行したる紙幣は利息を節して以て價安き通貨を供給すると云へる紙幣第一の利益を欠く者なり往古伊太利の諸都府若しくはアムステルダム、ハンボルク等の諸銀行は此方法にて紙幣を發行したるとあれども現時は各國一として此の方法を採用せざるは尤ものこととす

第二分類準備法 此方法は紙幣の發行高に對し一部分は公債證書若しくは其他の證券類を以て保證に當て其の殘餘の部分は入金出札同一の主義に従ひ金銀にて準備するの法なり。彼の英國は則ち此の方法を採用せる者にして大英銀行は千八百四十四年の銀行條例に依り千五百萬磅迄は證券保證にて紙幣を發行し其以下は正金銀を準備するととなり居れり。尤も此法には制限を置く者と置かざる者との二様の別ありて英國の様に何程迄は證券準備にて發行するを得と定むる

もあれは又佛國の如く準備金は當局銀行者の隨意に任するもあり
 第三最低額準備法 此法は銀行にて紙幣を發行すれば少くも何程の準備金を要
 すと豫め定め置き其以上に準備金を増加するとは素より當局銀行者の隨意に任
 するなり。左りなから此法は左のみ其効用を奉せず何となれば其一定の準備金
 には銀行者平生手を觸る可からず若し手を觸るれば忽ち法律に背違するなり。
 元來準備金は臨機應變に使用するか爲めに外ならざれども此方法に依るときは
 如何にしても之れを使用すると能はざるなり但し非常の時に臨んで初めて之れ
 を使用するとに爲り居れども非常と平生とを判然辨別するは容易のこと非ら
 ず若し當局銀行か止むとを得ず使用せりと云は、其れ迄のとならんのみ。或は
 又其取締方を嚴密にして政府に伺ひたる上にて使用するとを得るとせんか斯か
 る緩慢なることにては危急の時に際しても容易に使用す可からず到底準備金の効
 用を爲さざるあり況んや準備金は事情の如何に依て多きを要するともあれば又
 少くして濟むともあり故に之れを定めたりとて毫も信用を保つを得ずして恐慌
 豫防の用を爲さざるおや。故に此方法も現今は餘まり行はれず

銀 行 論

第四比例準備法 是れ日本國立銀行紙幣の準備法なり即ち紙幣發行高に對し幾
 割丈けは正金銀を準備して置くへしと銀行に命する方法なるか故に紙幣發行の
 多少に從て準備金額にも亦多少あり。彼の北米合衆國の「ナショナル」銀行の制度
 は此準備を用ゆるとあるか畢竟日本の國立銀行制度は合衆國に倣ひたるなり。
 元來此法は前述の最低額準備法と其利害を同しくし紙幣交換の目的物としてこ
 そ準備金あるとなれども容易には之れに手を觸る可からず何となれば若し總額
 準備ならば總額準備も紙幣一と準備一との割合なれば道理上よりは比例準備と
 云ふを得一部分を引換ふるも其割合毫も違ふとなしと雖ども我國々立銀行の如
 く若し四分の一に比例する準備金を要すと云ふときは其一部分を紙幣に交換し
 て拂ひ出せば大數よりも又少數よりも同一の數を引去りたる譯なる故に其殘餘
 は元の如き割合を保たざるなり。假令は一千萬圓の紙幣に對し四分の一則ち二
 百五十萬圓の準備あるに當り一旦五十萬圓の交換を爲さは發行紙幣の殘額は九
 百五十萬圓にして準備金は二百萬圓と爲り其割合ひは元の如く四分の一ならざ
 るへし則ち元の準備金は四分の一にて二割五分なりしも其交換は忽ち十九分の

四となりて二割一分強なるに過ぎず。此道理に従ふ時は其準備金中より僅かに一圓丈けを交換に使用するも割合は忽ち變して背法の結果を來すか故に法律の精神は危急の場合に臨て其準備金を使用するに在りなから銀行は結局之を使用するとを得ずして甚たしき不都合を生ずるなり。合衆國に於て千八百七十三年千八百七十五年に恐慌の起りたるときは銀行は準備金を有しなから之れに手を觸る可らざる不都合ありしか爲め大に世間の信用を失ひたるとあり而して今一つの害は時と場合に依り法律を守るも其用を爲さざるの不都合あるなり

第五發行最高額準備法 此方法は紙幣發行の最高額を限り一定の度に制限するなり夫れは如何なるとかと云ふに紙幣は大抵一國に何程位ひと定めて夫れ迄は發行を許し其以上は假令如何なる事情あるも發行するとを許さざるものとす我國々立銀行の如きも明かに條例面にて記載なけれ其實第五百五十二迄の國立銀行にて一億五千萬圓まで紙幣發行を許し其以上は政府は内規に背くとて之れを許さざりしなり又た日本銀行にても正金銀の準備なき紙幣の最高額は條例にて之れを一定し八千五百萬圓より以上は發行するとを得ざると爲り居るなり。

論 行 銀

抑も此方法は如何にして紙幣發行上に於ける弊害を妨ぐとを得るやと云ふに紙幣は往々にして濫發の弊なき能はず若し夫れ國內紙幣餘り夥多に過ぐるときは物價を騰貴せしめ輸出入不平均を來たして金銀漸く海外に向て流出し銀行の準備金は日に減少して爲めに一般の恐慌を起し其極は銀行が倒産し大なる不幸を經濟社會に加ふることあり此故に初めよりして劃然紙幣發行の最高額を定め置き其の濫發を制するなり。斯の如く此方法には利得とする點ありと雖も更らに他の一方よりして之を考ふれば其害のある所も亦小ならず。何そや則ち紙幣の發行高を制限すれば大に社會金融の融通を妨害するの結果なきを得ざるなり而して夫の恐慌の發生したる場合に當ては其害殊に著しと爲す恐慌起りて小銀行或は仲買商等か續々破産するに至れば之れに關係ある者は忽ち其影響を被りて其事業の果して投機たると將た又着實なるを問はず企業家は孰れも將其蹙れに失敗し遂に大英銀行の如き或は日本銀行の如き大銀行までにも其影響を波及するに至るへし。此時に當り紙幣の發行に制限あらすんば之を發行して世間に貸出し小銀行に助力し恐慌を能く既發に鎮定するを得へしと雖も若し夫れ紙幣

論 行 銀

發行に制限あらんか紙幣を貸出して小銀行を救ふを得ず看す々々其倒産を傍觀して愈々益々恐慌を煽起せざるを得ず之れ豈に方策の善良なる者ならんや。成程或る人々の思惟せるが如く紙幣を増發せざる限りは恐慌も決して發生するとなしとすれば紙幣の發行を適當の度に制限し以て斯かる危急を未發に防止するを得るならんなれども元來恐慌なるものは獨り紙幣の増發より來るのみにあらずして其原因は種々あるか故に單に紙幣の發行を制限したりとて決して之を未發に防くを得可らず英國に在ては實際紙幣發行に制限ありと雖ども尙ほ屢々恐慌の難を免がるゝ能はざるのみならず大英銀行は却て何時も紙幣を増發し以て此危急を救ひたるとは歴史上掩ふ可からざる事實なりとす。且つや此方法に従ひ其發行額を制限せんとするも其制限を如何なる點に置くべきやを決定するは甚だ容易の事にあらず其度にして低きに失せば通貨不足を告げて金融梗塞すべく左ればとて又高きに失すれば制限は有名無實に至るべし。是れに依て之れを見れば實際紙幣の發行高は始終同様に豫定すべき者に非らざるのみならず其しや之れを適當に制限し得たりとするも獨り此方法のみに依るときは金融社會

の危急に臨む毎に銀行者か臨機應變の働きを爲すことを妨害するなり
 第六發行紳縮法 是れは獨逸にて始めて之れを實行し近時日本銀行にても採用せる法にして其方法たるや豫め紙幣の發行額を一定し置き若し必要の時機に迫り其定額を超へて發行せんとするときは其の發行者に命して相當の義務を課する者とす。則ち日本銀行にては八千五百萬圓迄は平時正金銀を備せしめて發行するを得れども尙ほ無準備を以て其以上を發行せんとするときは其超過額に對して年五分の租税を政府に拂ふなり。是れ則ち伸縮と云へる名稱ある所以にして此方法の善良なる特殊の點は平時は紙幣發行の總額に一定の制限あるか故に増發の虞なく若し甚だしき必要あれば租税を政府に納れば其定額以上を發行するを得るなり而して此租税あるか故に銀行は必要止むを得ざるに至てこそ始めて増發すへきも平生は無暗に之れを増發するとなかるべきなり。英國の大英銀行は千八百四十七年以來都合三度の恐慌毎に千五百萬磅以上に紙幣を發行せんと欲せば必ず同額の正金銀を準備せよと云へる千八百四十四年のロバートピールの銀行條例停止の命を政府に願ひ之に依りて正金を準備せず紙幣を増發

したるか此場合に於て政府は銀行より増發紙幣に附帶せる利息を徵收したり是れ即ち伸縮法の實を得る者なり。獨逸日本に於ては明かに伸縮法を採用し租稅徵收のとを法律に規定せり

第七證券準備法 此法は政府の負債に係れる證券を準備保證と爲すものにして銀行が紙幣を發行するときはその資本金を以て政府の公債證書大藏省證券等を買入れ其銀行紙幣の保證と爲し而して萬一銀行が倒産したるときは銀行若しくは政府にて此證券を賣却して紙幣を引き換ゆるなり是れ正金銀を積み置く時は其金銀は全く庫中に伏在して少しも利息を生ずるとなれば證券を積み置くときは其證券は利息を生ずるがゆへ銀行には大に利益あり而して一旦取付に遇へば之れを賣却して紙幣を交換するを得るか故に其の極一舉兩得を收むるの仕組なりとす。偕て今此方法の利害を精査するに素より一見したる處にては頗る便宜なる仕組の様なれど其欠點は銀行が取付に遇ひたるるとき此證券を賣却して金銀に直ほすとの甚だ出來難き所に在り。若し夫れ紙幣にして取付けられ金融にして必迫するの場合に當りては是等の證券類をブルースに持行くも之れを賣却

論 行 銀

ふて金銀に換ゆるとは實に困難にして其之を賣却ふとを得たりとて其價格は平時の如くならず額面價格の三分の二甚だしきは二分の一若くは證券の種類に依ては其以下に迄も其價を下落するなり。蓋し證券類の相場は時と場合に依て異なる者なれば世間何人も金銀を需用するとの急なるときは如何程確實なる證券にても其買手は少なきが故に價格は勢ひ下落せざるを得ず左れば證券類は平生は縱令ひ便利なる者に相違なしと雖ども其性質は銀行の紙幣準備とするに甚だ不適當なる處ありと知るべし。加之のみならず凡そ證券なる者は其種類次第にては銀行の貸金の抵當に取ると大に慎むべきにして日本銀行株の如き或は郵船株の如き平時は其賣買の相場頗る貴きが故に之れに對して貸金を爲すには必ずや之れを高價に引受けざる可からずと雖ども然かするときは一朝恐慌起り金融必迫する時に逢はば銀行は大なる損失を招かざるを得ず故に銀行にて貸金を手堅くせんとするには此證券抵當は餘程安く見積らざる可からざるなり。兎に角證券準備の方法は以上の如き弊害を免かれずと雖ども是れは之れ専ら此の方法のみを採用するのときにして若し此方法を他の方法と混用するときは前述

論 行 銀

の害を淺ふするを得へし。現に今日各國此方法と他の方法とを折衷して採用する者多く英國の大英銀行も千五百萬磅以上の分は正金銀を準備に當つるも此定額迄ては公債證書若くは大藏證券等を以て保證準備に充て我日本にても紙幣八千五百万圓迄ては證券を以て準備に充つるとの出来る仕組と爲り居るなり

第八不動産準備法 此法は例之は佛國革命時代の紙幣アツシナアの如き者にて土地水車鐵道或ひは運河等を以て紙幣の抵當と爲すなり故に其確實なると動産の準備に比すれば多少優る所なしとせされども是れも亦平生に於て稍々便利なるに過ぎずして金融必迫の時に際し其抵當を賣却せんとすれば其價格の下落は決して免る可らざるなり。故に不動産か如何程確實なりとするも金銀の如く頼みにはなり難し併しなから之れを長き間持續くに於ては不動産も公債證書も充分に賣却するを得へしとの説あれ共金融必迫の時は一刻千金早きを要する際は之れを永久に持續くへきに非らず止むを得ず安くとも之れを賣却して紙幣の取付けに應せざる可からず左れば銀行者は甚たしき損失を蒙り公衆も多少の損害を免るゝを保せざるなり

銀 行 論

第九外國爲替法 此法は現今世間に行はるゝ處の外國爲替手形を買ひ置く者とは異なりて其精神は則ち外國爲替の利益なる間は紙幣を發行するも一朝爲替の不利益なるに至るときは發行を止むるの方法なり。即ち金銀か國內に流入するときは發行し之れに反し海外に流出するときは之れを止めるなり今其理由は如何と問ふに金銀か國內に流入し來るときは敢て銀行に取付けを爲すものなければど其流出するときは必ず取付けらるゝか故に此時に於ても矢張り紙幣を發行するならば其發行したる丈けは直ちに取付けられ銀行に不利益なるのみならず遂ひには世間一般恐慌を惹起すると全くなしと保證すると能はざるを以て外國爲替の利不利に依りて紙幣發行を整理すると云ふに在り。偕て其得失は果して如何ならんと考ふるに此方法は餘り善良の方法と云ふ可からず何となれば前に屢々陳述したると同理由にて外國貿易の不利益なる時にこそ紙幣は入用なれば彼の信用薄き小銀行は此場合には必ず大なる困難に沈むと故に大銀行は紙幣を發行し小銀行を救助すると頗る肝要なり。蓋し小銀行の不信用を受くる理由は金銀拂底の故に外ならざれば此時に於て中央の確實なる大銀行則ち大英銀行日

銀 行 論

本銀行の如き地位に在る銀行か一時の困難を恐れて貸出しを爲さざるるときは縦令ひ恐慌は起るも決して其鎮定する望みは之れなきなり然るに此方法に依れば斯かる一髮千鈞の際に當る毎に必ず紙幣を發行せざるとなれば到底實際に必要の効果を收むる能はざるなり

第十自由發行法 此法は銀行者に取りては其發行紙幣を交換するの義務素より十分之れありとは雖ども準備金も又紙幣發行も全く銀行の自由に一任したとひ銀行にて其紙幣交換の義務を盡さざるも政府は一切之れに干係せざるの方法なり。我輩今此方法の利害を討究するに當り茲に少しく讀者の注意を乞ふべきとあり夫は他に非らず既に前章に於て我輩は紙幣發行のことは銀行の自由に放任すべきことを論述したるか故に今本章に於て紙幣發行の方法を論ずるに當りては當然自由發行法の善良なることを論ずべき筈なるか如しと雖ども之れ決して然からざるなり。何となれば前章に論したる所と本章に論ずる所とは假令ひ同しく紙幣發行上に付ての議論なりとは雖ども兩者の間顯然たる區別あればなり即ち前章の論は凡ての銀行に自由に約束手形即ち紙幣(素より法貨とせる者)の發

行を許すへしとこのことを決論したるなれども本章に於ける議論の範圍は前章と異にして政府に於て紙幣發行の專權を特に一二の銀行にのみ附與し而して他の銀行には約束手形の發行を禁ずるの場合なれば素より前章とは議論の區域甚た殊ならざるを得ざるなり。依て茲には豫め一二の銀行にて紙幣發行の專權を有せるとを假定し置き偕て此銀行の紙幣發行を自由發行法とするの利害如何を討究するに此法も亦完全の方法と云ふ可からず蓋し政府か一二の銀行に紙幣發行の特權を附與する以上は其紙幣に法貨の功力を附するは現今通常のとなれば此法貨たる紙幣に對しては獨り銀行のみならず政府も亦十分相當の責を負はざる可らず良しや明に政府か紙幣に法貨たるの功力を附せざるにもせよ一旦此紙幣發行の權を限り特に一二の銀行に附したる上は其紙幣の始末に付ては政府之れを等閑に付す可からず。若しも政府か飽く迄て之れには關係せずと云は、其れ迄てなりと雖へども斯くては政府の德義を害する故に到底政府は銀行か萬一にも倒産したるときは其紙幣の始末を處理せざる可からざるなり。果して然らば則ち政府は自己に責任を有する紙幣の發行を銀行の自由に一任すべきにあらず

銀行の成行次第にて政府自身は勿論公衆にも大なる利害を及ぼすか故に政府は十分の監督を施さざる可からざるのみならず一二の銀行にて政府より特典を受くるときは人民は常に政府の後楯ありとし其銀行を過信するの傾きあるが故に若し其銀行にして倒産するのともあれば忽ち全國人民一般の頭上に大なる損害を來たすなり左れば政府は公衆の爲めよりするも其銀行に干渉を容るの必要あり。而して銀行も既に特權を政府に受け居る以上は全く其干渉を拒絶するの理由なきなり是れ我輩が政府が始めより銀行事業を放任すれば紙幣の發行を銀行の自由に任すへきも一旦紙幣發行の特權銀行を製造したる以上は之れに向ては十分干渉を施すへしと云ふ所以なりとす

第十一金紙同價法 此方法は交換紙幣には取付けありて準備を要するなど種々の面倒あれば寧ろ不換紙幣を發行して其紙幣をして金銀貨と同一の價を保たしめ置かんとする法なり。此法より起る弊害は漸次に多額の紙幣を發行するに至ると云ふ點に在るか故に若し此弊害を免れんとするには何時に限らず金紙の差を生し次第に直ちに紙幣を縮少せざる可らず。普佛戦争のとき佛國の銀行にて

發行したる紙幣は準備金なきか爲に不換紙幣たりしなり然るに如何にして其弊害を免れたりしやと云ふに他なし紙幣の價格と金銀の價格と差違を生したる時は必ず其紙幣の流通額を縮少したればなり。是故に若し此伸縮の策略を時に臨み場合に應じて敢て懲まることなくんば甚しき危険の恐れなくして都合よく不換紙幣も流通するを得へし即ち佛國の如きは不換紙幣流通せりと雖も巧みに其處理を施したる爲め物價を騰貴せしむるか如き不換紙幣の幣害を來たさざるなり。然れども何れの國も始終是迄の佛國の様なる成績を得へしと信す可からず助やもすれば主義を守もらざるか現世に於ける人情の弱點なれば近時の佛國の如く不換紙幣を巧みに運用し得るは先つ々々稀有のものと云はざる可からず大抵不換紙幣は之れを發行するにも多額の費用を要せず其製造も無造作あるが故に知らず々々の間に漸々巨額の發行を爲し遂に縮少す可からざる困難に陥り易きと各國の歴史に徴するも歴然疑ふ可からざるなり。若し夫れ當初金紙の差にして些少なる間には容易に其紙幣を縮少するを得可けれども商業社會の有様昔日に比すれば全く一變して金銀は海外に流出すれど更らに國內に入り來る

の途なき曉きに至ては如何に千辛萬苦して紙幣を縮少せんとするも其發行額の莫大なる容易に回收すべくもあらず斯かる場合に際しての救濟策は單に外國より金銀を借入るゝことにありと雖ども畢竟金銀を借入るゝ位のことなれば初めよりして準備金を置きたると同一の結果にして而も此方法は特殊の利なく準備金を初めより置き初めより此困難を防ぎ得たるに若かさるなり故に此方法も決して頼みにならず。之れを要するに此方法にては紙幣の分量を少にして其發行高を定め置かば其幣害を醸もすとなかるべきも若しも大に之れを發行すれば物價忽ち變動を來たすか故に遂には正金銀の入用を起すなり左りとして發行の額を低きに限られて其利益を天下に洽ぬからしむるを得ざるの嫌あり彼の佛國紙幣の如きは其額僅少にして充分世間に流通し居らざるか故に其策は毒にもならず又藥にもならずと云ふて可なり

第十二租稅支拂法 是れは如何なる方法なりやと云ふに是れも亦不換紙幣にて金紙同價法と大抵同一なり此方法にては如何にして紙幣の下落を支ふるを得るや交換紙幣か法律の力を借らすして能く其價の下落を支ふる所以は之れを金銀

と何時にても自由に交換し得るを以ての故に外ならず併しなから不換紙幣は金銀と交換するを得ざるか故に其發行の適度を誤まらざれば兎に角苟くも少しにても其の度を誤まれば其の價の下落は到底免るゝを得ざるへし。然るに之れを以て租稅を支拂ふとを得るときは租稅の上納に便利なるか故に公衆は安心して之れを受取り爲めに其價の下落するとはあらざるへしとの考へよりして此方法を案出したるなり。併しなから此方法とても亦左のみ効力あらず何となれば若し一旦増發して金紙の差を生したるときには此紙幣を以て假令ひ租稅を納められたるとして其價格を回復するを得さればなり。若しも取り立たる紙幣を政府にて焼き棄てるならば或ひは之れを回復するを得へけれども然るときは別途の金を以てするに非らざれば政費を支辨するに能はざるへし去れば此方法にて發行したる紙幣は何時も金銀と同一の價格を保つと云ふとは出來ずして遂には市上にて價安く取扱はるゝに至るとを免れず

第十三交換延引法 是れも亦一種の不換紙幣銀行法なり。純然たる不換紙幣は時に依りて其價格を下落するの恐れあるか故に此法は之れを救はんか爲めに縱

令ひ目下之れを交換せすとも何年後には相違なく之れを交換すると云ふとを約束し交換準備金なきにも係はらず交換紙幣の名目を付けて發行するなり。例へは曾て日本に行はれたる民部省札を十三年後に至て之れを交換すと云へる約束にて發行したるか如し。斯くの如くすれば將來に向て信用ありて交換紙幣と同効力を有するか如しと雖ども是れも亦甚た不都合なり目下交換するに非らずして之れを將來に期するか故に其價格は増發の度に從つて下落し容易に回復すべからざるに至るなり

第十四不交換法 此の最後の方法は少しも制限なき自由發行にして其紙幣は純粹なる不換紙幣なりとす殊に不換紙幣中に在ても金紙同價法の如く制限をも爲さず亦交換延引法の如く將來の交換をも約せず凡て金銀貨を發行すると同様に不換紙幣を發行する方法なり。此紙幣は往々諸國にて行ひたるとなるか其弊害最も甚たし單に取付けなきの點よりして之を見れば却て良法なるに似たれども是れ其害毒の伏在する所にして一旦増發せらるれば外國に出て行かず左りとて又金銀に交換せられざるか故に其價下落し物價忽ち騰貴す加之あらず不換紙

幣は一度増發すれば必ず再度三度の増發を促すなり。何となれば一朝政費多端に迫るときは之れを増發せざるを得ざるに至り之を増發すれば其購買力下落し政費の豫算不足を告ぐるか故に又々止むを得ず増發して一時其不足を補填せざる可らず之れを補填する爲めに増發せんか翌年の収入は一層不足を告げ終に停止する所を知らざるに至るへし。之れを譬ふるに劇薬を服するに段々其分量を進めされは効驗なく或は酒を飲み馴るれば漸次其量を多くせされは酔はざるか如し去れば不換紙幣は若し増發したるときは只に其増發したる紙幣に害あるのみならず漸次増發の傾向を來すの性質あるなり

以上掲けたる十四種の方法はマエボンスか學理上より紙幣發行の方法を分類したる者にして紙幣發行の方法は大抵網羅して洩す所なし其中には紙幣の額を一定して以て發行を制限するあり又準備の方法に依りて紙幣の發行を制限するものもあり。併しなから銀行紙幣は元來金銀に交換すべき者なるか故に茲には第十一以下の方法は普く之れを除却し殘る十種の方法中よりして銀行紙幣發行に付ての最良制限方法を撰擇せざる可らず

是に於て第一より第十に至る十種の方法中何れか尤も完全なりやと云ふに各々一利一害あり一概に之れを決断すへからず左りなから此等の方法は必ずしも一種のみを擇て之れを専用するを要せざるのみならず若し之れを適當に折衷すれば十分此諸方法を混用するとを得るか故に吾人は諸方法中害のある點を除き利のある點のみを擇ひ之れを一に結構せば或ひは完全の方法を構成するを得へしと信するなり

我輩の見る所を以てすれば右の中にて分額準備法と伸縮制限法とを折衷したる獨逸并ひに日本にて採用せる方法と從來の實驗より出てたる最新の工夫に係るものにして能く前載諸方法の得を具し今日迄按出せられたる内にて最良の方法なるに似たり。則ち證券準備にて發行し得へき最高額を一定し其以上は必ず正金銀を準備せしむるは則ち分額準備法と最高額準備法を折衷し其利のみを收むる譯にして而して之れに交ゆるに伸縮制限法を以てし若し金銀の準備なくして定額以上を發行せんと欲するときは之れに對して租税を政府に入るゝなり。蓋し一國社會に流通する通貨の額は敢て一定せず商業取引の有様に従て増減する

なり商業活潑に赴くときは此商業を支持する通貨は多きを要すへく之れに反し商業沈滞不景氣に陥るときは通貨も亦少なきを要すへし加之のみならず同し一歳間にても季節に依て通貨の増減を必要とすることあり例へば我國に於ける生産事業は農業を以て第一とし而して農業は大概ね秋季に於て收穫するか故に秋季より冬季に懸け數千萬石の米穀市場に積載せらるゝなり故に此際に當てば此米穀を取引する爲め市場にて通貨を要すると多く紙幣は漸次に膨脹す而して春季に至れば此米穀も早や市場を退き消費者の手に入るか故に通貨を要すると少く紙幣も收縮するを常とするなり。然れども社會は未だ曾て一日も通貨の皆無を許さゝるか故に社會にて必要とする通貨の最低額は概略一定の程度あり是れ即ち國の内外に通し物價の平準を得る水平點の所にして假令ひ商業が衰頽して通貨收縮するも決して此點をば下ることなきなり。何となれば此點以下に迄減する時は之れに對する物價は必ず下落せざるを得ずと雖とも然れども物價は元來一國內のみに限り下落し得る者にあらず良し又或る事情の爲に一時下落したりとするも忽ち平準を得るか爲め國の内外より金額を沒

收し其平準を得るを待て初て止む此所か所謂最低の度なり。此故に若し適當に通貨の最低額を假定し然る後紙幣發行の制限を以て其度に置けは爲めに紙幣過發せられて金額を國外に驅逐するの憂ひなし且つ社會には必ず必要丈けの通貨は流通し之れよりは減少するとなきか故に縱令ひ紙幣か或時に於て交換の要求に逢ふことあるも紙幣收縮して或る度迄に至れば其れより以下は更らに交換の要求に逢ふとなかるへし故に大抵此假定の額迄紙幣を發行する間は其準備として金銀を保藏して利息を損するを爲さずとも利息付きの證券を抵當として紙幣を發行するも決して危険なし。而して此額の制限以上は如何と云ふに正金銀を準備として發行せば通貨必要のときは正金準備を以て紙幣を發行するを得るなり而して又之れを發行したりとて已に正金銀を準備するとなれば濫發の弊害あるへき等なし。然れども前述の如く社會に於ける通貨の需用は始終必らずしも一定せるものにあらず流通の最低額には大抵一定の限りあれども時と場合とに依ては通貨の増加を必要とすることあり而して通貨必要のときは從て社會に正金銀か拂底のときなるか故に定額以上の紙幣を發行するには必らず正金銀の

準備を要すと云ふときは銀行は準備とする正金銀を得ること出來ざるを以て紙幣を發行し通貨を供給する能はず爲めに金融は益々必迫に陥らざるを得ず此れ伸縮法を用ゆるの止むを得ざる所以なり。之れを英國の經驗に徴するに英國にては金融必迫の未殆んど恐慌を呼起せる際に當り銀行條例を停止し定額以上に亘る無準備紙幣の發行を許可し以て必迫せる金融を疏通し恐慌を鎮定したることあり但し此の場合に於ては定額以外の紙幣に對する利息は政府にて之れを徵收せり。然るに獨逸并ひに日本の方法は敢て法律を停止するの必要を煩はさず若干の租税を納むれば額外の發行を許すなり蓋し斯くの如くすれば銀行は常に金融の必迫を救濟するを得べく左ればとて平時は世間の利息相場安きか故に租税を納れて紙幣を發行するも銀行に利益なく銀行か私利を圖り紙幣を額外に濫發せんとするも得ざるなり。之れに反し金融必迫の時は世間の利息相場騰貴するか故に銀行は己れの損失なくして租税付の紙幣を世間に供給するを得金融回復せば其價のhigher紙幣は忽ち銀行に歸り來るなり獨逸日本に採用せる方法こそ吾人か見て以て紙幣準備の最良なりと思惟する方法なりとす

第五節 各國銀行制度の概畧を序す

第一項 日耳曼銀行制度

一四四

今日日耳曼帝國銀行と云へるは原と普魯西銀行の相續者にして普魯西銀行は千七百六十五年の頃に當りフレドリッソ二世が州の銀行として創立したる者に係る千八百四十六年に至り更らに之れが組織を改め是迄の如く州の政府のみか株主たるを廢し一般人民も亦た之れか株主たるを得るとせり而して當時州の法にては百二十六萬マルクを出金し公衆は一千萬マルクを出金せり。此時に當て普魯西銀行の事業とせしとは紙幣を發行すると短期の爲替(三ヶ月以内の爲替手形)の割引を爲すと普魯西政府並ひに地方政府の公債證書を買入若くは之れを抵當として貸金を爲すこと及び之れに加ふるに預金の業を營み且つ物品を抵當として其價格の五割丈の貸金を爲すこと等なりし。而して其時に於ける法律上の紙幣發行最多額は二千萬マルクに限りたりと雖とも其後ち千八百五十六年に至り其發行額に制限を置くことを止め如何なる巨額に達するも自由に之れを發行し得るとせり。但し其の仕組は分類準備の方法に従ひ發行紙幣

銀 行 論

の三分の一は正金銀の準備を要し殘餘の三分の二は彼の短期爲替手形を以て抵當と爲すとなりしなり。然るに千八百七十五年の頃に至り普魯西の權勢漸く盛大に赴き日耳曼聯邦を統轄すると爲りたるか故に遂に普魯西銀行を以て日耳曼帝國銀行と改名したり。此日耳曼帝國銀行は日耳曼政府の監督を受け其營業は紙幣を發行するの外第一正金銀の賣買、第二短期爲替の割引、第三獨逸政府の公債證書を抵當として其價格の四分のみに當る丈の貸金を爲すと、第四他國政府の公債證書ならば其價格の二分の一に當る丈の貸金を爲すと、第五確實なる爲替手形ならば其九割に當る丈の貸金を爲すと、第六物品ならば其價格の三分の二に當る丈の貸金を爲すと及び其他株券の賣買を媒介して其手数料を取ると、公衆の爲めに支拂ひを爲し或は貸金を取立つると、預金のと保護預のと、金銀財寶其他貴重品の保險預のと等にして獨逸の公債證書を買入れ或ひは鐵道株を買ふとも、差支なきとなり。然り而して日耳曼帝國銀行の營業期限は當時千八百九十一年を以て終るとに定めたるか果して此時に至らば政府に於て表面の金額にて其株券を買ひ受け従つ

て又之れに屬する所の負債をも引き受くる事と爲り居るなり。而して其準備金は政府と株主との間に相當に分配するとし利益の四分五厘だけは株主に歸し其殘額の一は之れを準備金に繰り込み其餘分は大藏省に取るとの定めなりとす千八百七十五年迄は日耳曼には普魯西銀行の外に三十二の銀行ありて其所在の州の異なるに従ひ區々の法律に依て營業し來たりしか同年に至て日耳曼政府は銀行條例を發布したり此條例に依れば若し其銀行所在の州内のみ流通する銀行ならば各州政府の特典次第にて銀行は紙幣を發行するも妨げなしと雖ども。若し其紙幣をして廣く獨逸全國に流通せしめんとならば第一發行紙幣の總額の三分の一は正金銀の準備を置き残り三分の二は短期の手形を抵當とし而して其手形の支拂所は伯林或はフランクフルトに於て之を爲すとし其他二三の規則を遵奉せされは政府は之れを許さしるとなれり。茲に於て日耳曼帝國銀行の外三十三の銀行中の十八の銀行のみか此銀行條例に従て紙幣を發行するか故に今日にて全國に流通すへき紙幣を發行し得るは日耳曼帝國銀行と此十八の銀行あるのみ但し斯くの如く他の銀行は紙幣を發行せずと雖ども一地方丈けに流通する手形は今日と雖ども尙ほ之れを發行し居るなり

今又帝國銀行并ひに是等十八所の銀行の紙幣發行法の如何を見るに始め帝國銀行の尙ほ普魯西銀行と稱せしときは其發行紙幣の最高額を制限したるともあり其後一度此方法を改め發行額の制限を止め單に準備金額のみを規定したるともありしか現時は更らに其方法を改め前述の如く發行紙幣の三分の一は正金銀にて準備し残り三分の二は短期の手形を以て之れに宛つると雖ども而かも此手形を以て抵當に充つる發行の總額は諸銀行併せて三億八千五百萬マアクに限るなり。故に此定額に達したる以上は之れに超過して發行したる紙幣と同額の正金銀準備を要すると知るべし然れども斯くては金融必迫の際に臨み紙幣を増發するとを得ず爲めに大なる不自由を來すとなきを保せざるを以て右準備法に交ゆるに伸縮發行法を以てせり。則ち政府は若し紙幣發行の制限を超過したる金額に對し銀行より五分の租税を納るゝに於ては紙幣の増發を許すなり此方法の利害は前段に述べたれば茲に之れを論せず但し紙幣を發行する銀行中にて將來紙幣の發行を止むる者あれば從來其紙幣が手形準備にて發行し來たりたる丈け

の紙幣は特に日耳曼帝國銀行にて同しく手形準備にて之れを發行し得ると爲り居るなり

第二項 佛蘭西銀行制度

今時佛國に在て中央銀行の地位に立てる所の佛蘭西銀行は千八百年にナポレオノ第一世が設立せし處なりと雖も佛蘭西に於ける銀行の濫觴は遠く其以前に在り惟ふに十八世紀の中頃に當り佛國に於ては銀行事業の漸く將さに盛大に赴かんとするの傾向あるを示したりと雖も一利一害は事物の數にして千七百八十年の頃には諸銀行相次て破産閉店し爲めに大いに公衆の困難を惹起したりき。此に於てか第一世ナポレオンは己れが平常に執る所の畫一主義を主唱し謂て曰く佛蘭西に於て諸銀行が斯くの如く相次て倒産失敗し公衆をして非常の迷惑損失を蒙らしむるものは抑も誰れの罪そや是れ一に有司の監督宜しきを得ざるに出づるなり然れども今日の如く許多の小銀行ありて各所に散在するときは有司の監督に未だ盡さる所あるも亦俄かに咎むべからざるもの有るなり依て今日より銀行制度を改革し約束手形を發行する銀行は悉く之れを合併して一體と爲し

巴里に在る佛蘭西銀行を以て之れが首領とし自他の銀行は皆な其の肢體に屬せしめ而して有司に命し此一大銀行を監督して公衆を害するに至らざらしめは庶幾くは之れを利用して公益を社會に普及せしむるを得んと。是れ今日に至る佛國銀行制度の精神なり此の制度の利害は前段に陳述したるか故に今茲に贅言せず

當初佛蘭西銀行の資本金は一株一千フランクにして三萬株に分れ總計三千萬フランクにして其營業は手形の割引紙幣の發行并ひに預金のことにのみ限りたり。而して當時他の諸銀行も大抵紙幣を發行し居りたるか千八百三年に至り佛蘭西銀行は將來十五年間則ち一千八百十八年迄紙幣發行の特占權を許され地方銀行は政府よりして特別の免許を得るに非らされは紙幣を發行する能はさるとはなりたり。然るに千八百八年に及ひ其獨占期限を擴張し千八百四十三年迄の期限と爲し且つ資本金として一株一千フランクの新株四萬五千株を追募し并せて是れ迄では純然たる私立銀行なりしを改めて政府の所屬物となしたり取締役并ひに検査役は株主の選舉に出づるも總裁副總裁は政府にて選任すると爲れり

千八百年佛蘭西銀行は始めて支店銀行を各地方に開くの權を得里昂及び外二ヶ所都合三ヶ所に支店を設置したり是れより先き佛蘭西銀行は紙幣發行の獨占權を政府に得たりと雖とも然れども政府は敢て從來紙幣を發行し來りたる銀行迄も發行を禁じたるにあらず只々自由に之れを發行せしめすと云ふの意に過ぎざりしか故に千八百四十八年迄は紙幣を發行せる銀行佛蘭西を除き都合九行ありたり。然るに佛蘭西銀行は支店銀行設置の權を得たる以來常に汲々として支店銀行増置を圖り千八百四十八年には支店數十五となり而して此年に於て從來紙幣を發行したる九ヶ所の地方銀行は悉く佛蘭西銀行に合併したるか故に爾來佛蘭西にて紙幣を發行する銀行は獨り佛蘭西銀行あるのみなり。但し今日に於ては佛蘭西銀行は各縣に各一箇の支店を有するに於て其營業は抵當貸し手形割引保護預(物品預)預り金并ひに紙幣を發行すると佛國の市邑に貸金公債の如き類にして租税を保證とするに故に別に抵當を要するとなしを爲すと等なり。併して又佛蘭西銀行の營業期限は千八百八八年に於て同四十八年迄と定めたるか其の後延期して同五十七年迄と爲し同年に至て更らに千八百九十七年迄に延期し

併せて其資本金をも追加したり。千八百七十年普佛戰爭起れるに至り政府并ひに銀行は大いに財政の困難を來したるか故に政府は其紙幣制度を改め止むを得ず不換紙幣と爲し之れに本位貨幣の効力を附し其代り嚴に其發行額を制限し千八百万フランク以上を發行すると能はさるとしたるか同年の暮に至り二千四百萬フランクに上ほし幾くもなく二千八百萬フランクとなし遂に同七十二年に以て三千二百萬フランク迄は之れを發行し得るとしたり。故に今日に至るも佛蘭西銀行の發行紙幣は依然たる不換紙幣なりと知るへし。依て茲に今日に於ける佛蘭西の幣制の利害を觀察せんに元來不換紙幣は前段に記述せしか如く大なる弊害ありと雖も佛國の幣制は尋常の不換紙幣の制度に非ずして其制度は所謂金紙同價主義に基ける者なり。而して佛國に於ては紙幣發行を低額に止め制限を守り妄りに之れを過發せさるか故に紙幣の價格も下落せざるのみならず剩さへ交換準備等の面倒なきとなれば一見甚た善良なる紙幣發行法に見ゆるなり然れども此方法は其性質甚た好みすへき方法にあらず。第一佛蘭西の如く一方に不換紙幣を發行しなから他の一方にて其價格の下落を防か

んとせば必らずや其發行額を以て極めて低き度に置かざる可らず。何となれば交換紙幣にして時に必要ありて増發せらるゝ場合には爾後其必要止めは必ず銀行に歸り交換せらるべく或は交換紙幣の増發せられたる爲め物價騰貴し金銀海外に流出するときは其紙幣は金銀に交換せられて收縮し従て物價も平均に復すべけれども不換紙幣に至ては到底此事ある能はずして其一旦社會の需用を超て増發せらるれば徒らに物價の騰貴するのみにして其紙幣の忽ち收縮すべき途なし。故に佛國の如く銀行紙幣を不換紙幣ならしめんには謹慎の上にも謹慎を加へ其發行額を極めて低額に制限せざる可らず。然れ共斯くの如く紙幣の額を少からしむるときは其流通の區域狹隘なるか故に金融流動の便を與へ社會に紙幣流通の便利を普及せしむる能はず。又商業の有様に從て紙幣を伸縮し商業社會必須の需用に應ずると能はざるなり。第二紙幣の發行は預金の發達を促すものなることは我輩前章に於て之れを論述したり故に若し佛蘭西の如く紙幣の發行を低額に止むるときは從て全國の預金事業を發達せしむると少なからざるを得ざるなり。

蓋し千八百七十年頃迄には巴里銀行は英國の大英銀行と共に世間の金融社會に稱たりしか第三世ナポレオンの失敗と兼て幣制の不換紙幣に變したるか爲めに遂に大英銀行に其勢力を專領せられ巴里銀行又昔日の隆盛を見る能はざるなり是れ佛國に取りて惜むべきの甚たしき者なりとす

第三項 英國銀行制度

我輩は前節に於て英國に於ける銀行の沿革を擧げたれども尙ほ大に不完全なる點少なからざるか故に茲には重もに大英銀行の沿革を述へ然る後大英銀行の紙幣發行は果して如何なる方法に依れるかを見んと欲するなり。史を案するに千六百八十八年ウイリヤム三世が初めて英國の王位に上りたる時は英國は國庫空乏にして財政の困難なると殆んど名狀す可からざる者ありたり。千六百九十四年に及んては更らに一層の困難を極め八厘の利息を以て千二百萬磅の國債を起さんとしたるも政府の信用甚だ薄弱にして其募集に應ずる者とはなく政府の進退は實に谷まじりたり。是に於てかパテリソンなる者一策を案出して曰く政府は此公債の募集に應じたる者を合して一會社を結成し英蘭銀行會社と稱せし

め此會社に銀行事業を營むとを許し兼て其銀行に特典を附與すへし斯くの如く
 せは世人の此公債の募集に應ずるや應さに響の聲に應ずる如くならん然らざれ
 は到底近日の政府を維持すると能はざるなり此策たる單に銀行事業の上より云
 へは不可なる點多かるへしと雖ども今日の場合に於ては止むとを得ず忍て之れ
 を行はざる可からず窮鳥豈に枝を擇ふに違あらんやと。此政策か其後上下兩院
 の賛成を得て公布せらるゝや公債の募集に應ずる者雲の如く忽ちにして千二百
 萬磅の金額を得政府は初めて一時の急難を凌ぐとを得たり是れ則ち英蘭銀行創
 立の事實なり

然り而して英國政府は當時如何なる特典を此銀行に附與したりやと問へは左の
 如し

第一 國庫に餘裕あらは英蘭銀行は無利息にて之れを預かるとを得るなり銀行
 事業の盛大を致たせる時節に於ては銀行は公衆の預金に依て營業を爲すを得
 るを以て此等の特典も左まて効力を見ざるへし然れども千六百年代の末頃の
 英國の如く預金事業は尙ほ未だ發達せざる時に當ては無利息にて政府の餘裕

金を預かるとを得るは實に非常なる特典なりしなり

第二 倫敦及び其六十里四方内に於ては英國銀行特に紙幣發行の獨占權を得る
 なり故に私立銀行は勿論のと合本銀行と雖も倫敦より六十方里内に在る者は
 決して紙幣を發行するとを得ず獨り地方の合本銀行は其發行を爲すの權あれ
 ども其實力を有せざるか爲め公衆への信用厚からざる故に偶々之れを發行す
 るも一地方に限り通用するのみ。然るに英蘭銀行の如く政府の特典を受くる
 銀行は公衆の信用大に従て其紙幣は全國に普く流通するか故に英蘭銀行に限
 り紙幣發行の權利を興へたるは非常なる特典と云はざる可からず。序に一言
 す我國の從來の銀行制度は米國に倣ひしにて私立銀行と云ふは國立銀行に對
 して區別せし者にして國立銀行は紙幣を發行し得れども私立銀行は此權を有
 せず。然るに英國の所謂私立銀行は之れに殊なれり英國に於て私立銀行と云
 ふは合本銀行に對する名稱にして十人以下の株主より成れる銀行を私立銀行
 と云ひ十人以上多數の株主より成れる銀行を合本銀行と稱するなり

第三 英蘭銀行が獨り有限責任なるとなり今日に在てこそ合本銀行は有限責

任なれども近年迄は皆無限責任なり獨り英蘭銀行のみ此時より有限責任にして株主の義務は其株金のみに止まるが故に此事たる亦當時は大なる特典たりしなり

英國銀行創立の事情は實に右の如くなりしか其後英國政府は前後銀行のことに付き條例を發布したると少からず或は合本銀行の設立を禁せしとあり又之れを許したるとあり或は紙幣發行を禁したるともあれば又條件を付して之れを許可したるともあり。遂ひに千八百四十四年に至り有名なるロバートピールの銀行條例を發布したり但し此條例は英國にて當時屢々發生したる恐慌は總て紙幣の過發に基因すると思惟せしより紙幣の發行を制限せんとの精神に出でたるものにして其要點は左の如くなり

- 一 千八百四十四年八月三十一日以後英蘭銀行の營業に係る通常の銀行業務と紙幣發行の業務は全く相分離すると
- 一 英蘭銀行は正金銀の準備なく單に證券の保證を以て千四百萬磅今日は千五百萬磅となれり迄の紙幣を發行するを得べきと

千八百四十四年八月三十一日以後は英蘭并に威士に於て何人にも紙幣要求の約束手形を發行するを禁ずること

- 一 從來紙幣を發行し來りたる銀行は是迄發行したる紙幣の額を超過して紙幣を發行するを得ざると
- 一 從來紙幣を發行したる銀行が將來若し其發行を止めたるときは其銀行にて發行し居りたる額丈の紙幣は英蘭銀行にて金銀準備なしに發行するを得ざると
- 一 英蘭銀行にて千四百萬磅を超て紙幣を發行するときは必ず同額の正金銀の準備を置くべきと

是れ今日に行はるゝ條例なりとす
然るに果して此條例は其立法者の希望を充たしたるや則ち能く恐慌を豫防し得たるや否やと云ふに英國に於ける實驗は屢々其反對の結果を呈したり則ち千八百四十七年同五十七年同六十七年に前後恐慌を生し却て政府は此の條例を停止して其恐慌を鎮定したり。何となれば恐慌の場合には大銀行が紙幣を發行し猶

豫なく小銀行を救助すると第一の鎮定策なればなり。蓋し恐慌の起るは必しも紙幣の過發によらずして其他にも種々の原因あり而して英蘭銀行若くは其他の銀行の如き其負債は獨り紙幣のみに限らず現に其負債の殆ど三分の二は預金に屬する程なるか故に紙幣世間に出つれば正金銀か銀行に入り他日紙幣の交換を要求せらるれば此正金銀を以て支拂ふへしとて常に安心す可らざるのみならず若し預金を引出さるゝに當り之を支拂ふに金銀貨なく従て紙幣を發する能はされは甚だ不便なるか故に遂ひに恐慌を惹起すの結果あるなり。右條例に依れば英蘭銀行の紙幣發行法は分額準備法と最高額發行法を折衷したる者にして則ち最高額千五百萬磅を限り證券準備にて發行するを得其以上は正金銀にて準備するなり。故に能く二方法の害を去り利のみを收め得べき方法なりと雖も尙欠くる所全く之なきに非す他なし千五百萬磅以上は必ず正金銀の準備を要すると故金融必迫の時に紙幣を發行し小銀行を救助し恐慌を鎮定すると能はず却て英蘭發行自身迄を破産の域に陥るとなしとせざればなり。故に更らに之に伸縮法を混用すれば殆んど完全に近しと雖も尙ほ英國は之を採用するに至らず但是迄

ての經驗に依れば英國は恐慌に際すれば必ず此條例を停止し紙幣の過發を許し其過發の分に對する利息は政府に徵收するを以て其例となせるか故に實際は英も伸縮法の主義を行ひ來る者と云ふて不可なきなり

第四項 北米合衆國銀行制度

米國に於ける銀行の起原も又た甚だ近かゝらす米國か殖民地として尙ほ英國に附屬したる時代よりして既に不動銀行又は正金銀行等ありて銀行業を營み紙幣も亦之れを發行し來たりたり

革命戦争後に至り合衆國にて始て設立せられたるを北米銀行と爲す此銀行は始め千七百八十年に在て計畫せられたりしが翌年十二月に至りて全く設立せられ其資本金は一千萬弗にして千七百八十二年一月を以て開業せり。千七百九十年十二月大藏卿アンキサンダー・ハミルトンは國會に於て政府か紙幣を發行すると不可なる所以を論し以て合衆國銀行を設立し其資本金を一千萬圓と爲し其四分の一は正金にて人民より募集し残り四分の三は政府か六分利付きの證書を以てし而して紙幣發行の權を此銀行に附與せんとの議案を提出したり。而して此

議案はマヂソン、マホフアン等の反對ありしにも拘はらず遂に國會を通過し合衆國銀行は千七百九十一年を以て設立せらるゝに至れり。而して此銀行は毎週一回其業務の報告を公けにすへき筈なりしか曾て此規則に遵據せず一千八百十一年の一月に至て初めて一の報告書を公けにしたるのみと云へり。元來此合衆國銀行は千八百十一年に至りて其營業期限の満期と爲る筈なりしを以て同年に至り當時の大藏大臣アルベルト、ガラチンは國會に於て務めて其營業を繼續せしめんとを主張したれども其議行はれず投票の際に及て僅々一票の差を以て國會はガラチンの議を否決し合衆國銀行も亦端なく閉店するに及びたり。斯の如く合衆國銀行北米銀行は特に合衆國政府の下に結社し銀行業を營みたれども當時一般に行れたるは各州銀行の制度此制度は千八百六十三年國立銀行條例の發布せらるゝ迄専ら米國に行はれたるにして銀行業を營む者は各々其所在の州の立法院より免許を受け以て紙幣を發行したり。然るに此時に當り恰も英國と戦端を開き千八百五十年其戦争の終る迄の間各州銀行は或は失敗倒産し或は其發行紙幣の交換を停止したるは是より後紙幣退々膨脹し加ふるに各州間

に流通せる紙幣には其性質不法の者も少なからざりしか故に忽ち其紙幣の價格は二割以上の下落を爲すに至れり。而して幣制の斯く紊亂したるは畢竟合衆國政府が各州銀行の上に監督權を有せざるに係はらず其銀行に依て戦争費用を支持せんとしたる失策に出でしに外ならざるなり。是に於て大藏大臣ダラス此幣制の紊亂財政の困難を處理せん爲め第二合衆國銀行設立案を國會に提出し而して國會は千八百十六年を以て此案を可決したり。此銀行の總資本金は三千五百萬弗にして支店を設置するを得而して政府は當時條例を以て此條例の繼續する間はヨーロッパ州近傍にて他の紙幣を發行する銀行を設立するを許さざる事とせり。

其後此第二合衆國銀行は其營業を繼續し時に正金の支拂ひを停止したる等のおれ共要するに政府は銀行の制度に必要な改革を施さざりしか千八百六十三年に至り大なる銀行制度の改革を行ひ州銀行制を改めて國立銀行制と爲すに決し遂に國立銀行條例を發布せり。蓋し米國は南北戦争の費途を支持する爲め一時莫大なる不換紙幣を發行したるか故に戦争終るに及んで政府の財政困難は

方ならず爲めに紙幣を引換ふ爲めに公債を發行し此公債を抵當として紙幣發行の銀行設立を許さんとし大藏大臣チエスは國立銀行條例案を國會に提出したりしか此案は多くの反對を受けたるも拘はらず遂ひに國會を通過したり其條例の要領大略左の如し

一 國立銀行を設立する者は政府に六分公債證書を入れ其公債證書の九割に當る紙幣を發行すると

一 國立銀行紙幣發行の最高額は三億弗を以て限りとする

一 國立銀行紙幣は若し要求を受くれば政府紙幣を以て交換するを得ると

一 國立銀行發行の紙幣は公債證書の利子及び海關稅を除くの外一般に通用す

べきと

而して此條例の結果は六分利付の公債證書の上に現はれ其價格は忽ちにして騰貴し從來七分の割引なりしも此條例の發布あるや其打歩を見るに至れり

且つ又此條例は州銀行か國立銀行に變更するを許したれども州銀行は一として變更する者なかりしを以て政府は千八百六十五年を以て州銀行の發行紙幣に一

論 行 銀

割の租稅を附加したり於是乎州銀行は相次て國立銀行に變更し米國には國立銀行制専ら行はるゝに至り而して政府は千八百七十八年を以て金貨兌換を行ひたるか故に今日は諸銀行金貨兌換の紙幣を發行するなり

米國々立銀行の紙幣發行法は右の如くなるが政府は千八百七十五年に紙幣發行額の制限を解きしが故に今日は自由之れを發行し得ると雖ども其準備には一定の制限あり。即ち銀行が紙幣を發行せんとすれば若干の公債證書を購求し之

れを抵當として政府に預けしめ政府は其公債證書の實價の或る割合に當る紙幣を發行して之れに授與す。且つ銀行には其發行紙幣の或る割合に當る準備金を

備へしめ若し其公債證書の實價にして騰貴すれば政府は預る所の公債證書の幾分を還付し其實價にして下落すれば銀行に命して更らに公債證書を増加せしめ

常に抵當證書の實價と紙幣の金額とをして一定の比例を有せしむ。而して銀行にして破産するとあれば政府は先きに抵當として預かりし所の公債證書を賣却

し其賣上金を以て紙幣を交換するなり

此方法は則ち前きに記載したる比例準備の法にして其不都合なるとは既に論し

論 行 銀

たれども茲に再び一言せんに元來此方法は銀行に命じて一定の比例に當る準備金を置かしめ以て銀行の信用を維持せんとの精神に出づる者なれども果して其目的を達すへきや否やに付ては頗る疑惑なきを得ず。夫れ社會の事物と人情とは必ずしも其均しからざるか常數なれば此地方の人民は銀行の準備が五分の一以下に減するを見るも更らに其信用を變ずるとなくとも彼の地方の人民は其準備金が三分の一より下るを見るや忽ち恐慌の情を發するとあらん。加之ならず同一の人と雖も或年は世間の無事太平なるを以て準備金か下りて四分の一と爲るも敢て疑惑を起さずと雖ども或る歳は天下騷擾なるか故に準備金か未だ二分の一より下らざるに既に周章狼狽して取付けを争ふに至るとあらん。人情既に斯くの如し然るに土地の同異を論せず時節の如何を問はず一定の比例を以て各銀行の準備を制限するは果して善良の方法と云ふを得へきか銀行家が條例に定むる所の比例に従て其準備を爲すも時節と場所とに依りては或ひは其多額に失し必要なきに空しく金銀を庫中に保藏し之に依て生すへき利息を失ふともあらん又或ひは僅少に失し世間の信用を繋ぐに足らざるもあらん。故に若し其比例

を極めて高き度に置かば銀行紙幣の安全だけは得へけれども斯く準備金を多くするは實に社會の不經濟と云はざる可からず是れ米國の方法の不可なる第一理由なり。既に前にも述べたる如く一旦準備の割合を定むるも多額なる紙幣の減ずると少額なる準備の減する割合は相同しからず紙幣の交換せらるゝ多きに從ひ比例上準備は多く減し遂に銀行者は法律に背違するに至り若し之に背違せざらんと欲せば危急存亡の場合に臨むも銀行家は準備金に手を觸る可からざるなり。是れ豈に銀行家の自由の働きを妨ぐる不便の法に非ざるを得んや是れ米國の方法の不可なる第二理由なりとす

第五項 日本銀行制度

我國に於ける銀行の創設は近く明治五六年の交に在りと雖ども今若し銀行事業の濫觴を尋ねば抑も亦た久しきなり。即ち明治維新以前と雖ども銀行者類似の商賣全く之れなきにあらずして爲替の道も亦た稍々備はれり。併しなから其財産の多少其營業の方法如何等は極めて漠然として今日之れを探求す可からず。蓋し是等銀行類似の組合にして舊幕時代より政府の出納を掌りし者は大坂に御

爲替組なる者二十四軒東京に御爲替御用達なる者十軒あり。而して是等の組合は政府の御用の外に通常の商賣人にも融通の便を與へたり且又此等組合の外吳服屋金貸商の中にて銀行類似の業を營みたる者もありたりと云へり。左れと實際銀行の名義を以て營業する者あるに至りたるは則ち明治五年國立銀行條例發布以後にありとす

明治五年に於て政府が條例を制定し以て國立銀行の設立を民間に促したる所以は商業上の必要を思惟せしが故にもあるへけれども而れども其大目的は實に政府の不換紙幣を處理せんが爲めなりしなり。思ふに明治維新の際に當りてや國費多端にして政府の歲出入は相償はず故に一時の急を凌ぐ爲めに政府は不換紙幣を發行したるが其後に至ても財政の欠乏より絶へず之れを發行したるを以て民間流通の紙幣は漸次膨脹して明治五年には其流通高無慮八千餘萬圓の巨額に達したり。抑も政府が此紙幣を發行したるは一時止むを得ざるに出しとにして久しく之れを流通せしめんとその目的にはあざりしが故に政府は初め約して曰く金銀新貨幣鑄造も近きにあるを以て其時に至らば直ちに金銀に紙幣を交換

すべし若し此事にして成らざるは則ち年六分の利子を附して紙幣を償還すべしと。然るに明治五年に至るも政府は金紙を交換し去る能はず而して紙幣引換のとも亦止むを得ず是に於て政府は銀行の設立を以て焦眉の急と爲すに至れり斯の如くにして政府は紙幣を減少する爲めには金札引換公債證書を發行すると爲したるが銀行設立のとに付ては政府に大に議論あり或は英國の銀行に倣ふへしと云ひ又或ひは米國の銀行に擬すべしと云ひ久しく決せざりしか四年の十二月に至り遂に國立銀行設立の説に決定したり但し純粹なる米國流の國立銀行制度に非らずして其實は英米の兩制を折衷して成りたる者なりしと雖も尙ほ當時直ちに條例を發布するに至らざりし

明治維新以後民間貨幣を鑄造して之れを使用するものありしか明治四年の末に至りては鑄造二分金の民間に流通すると殊に多く爲めに人民は取引上の不便甚たしきを以て之れを厭忌し却て紙幣を望むに至りしが故に現在充分の金質を有せる者と雖ども紙幣に比し却て其價格を減したるとさへあり。剩さへ明治五年の頃には金銀の我國に輸入する者多く國內金銀に欠乏せざりしが故に政府は此

際必らず銀行の營業を出願する者あるべきを思惟し明治五年八月に至りて條例を發布したり所謂國立銀行條例則ち是れなり今ま此條例の要領を按するに左の如し

- 一 銀行を設立せんとする者は其資本金の總額に對する十分の六丈けの大政官民部省若くは大藏省の札を政府に上納し金札引換公債證書を受取り銀行は此公債證書を抵當として政府に納め資本額十分の六に當る紙幣を受取るべきと
- 一 此銀行は其發行せる紙幣に對して三分の二に相當する金貨を準備として保存すべきと
- 一 五人以上組合の上銀行の設立を願ひ出づる時は必らず之れを許可すると
- 一 公債證書の利子及び海關稅を除くの外は銀行發行の紙幣は全國一般に通用すべきと
- 一 正貨と紙幣を交換せんとする者あれば銀行は何時にても之れを引換ふべく若し銀行にて引換ふるとを得されは政府にて之れを引受くると

論 行 銀

舊國立銀行條例の精神は則ち右の如くにして而して政府は當時銀行紙幣の總發行額を以て大約一億萬圓計りに限るの目的なりしなり。此故に例へは百萬圓を以て一箇の銀行を設立せんに内六十萬圓は政府の紙幣を以て金札引換公債證書を買ひ之れを抵當として政府に預け其代りに同額の銀行紙幣を受取り殘餘の四十萬圓は紙幣交換の爲めの準備として正貨を備へ置くとなり。故に銀行にては一方には紙幣を世間に出して尋常の貸金と同一の利息を得他の一方にては公債證書の利子六分を得結局二重の利益を得る姿なり。尤も殘餘の四十萬圓に之れを使用せずして單に保存するのみと雖ども六十萬圓を二重に利用するとを得るか故に彼此差引きするも銀行は尙ほ多分の利益あるとなり。而して其他の一方にては銀行設立せらるゝに従ひ金札引換證書愈増加し政府紙幣愈減少するの仕組にして銀行紙幣愈増加して一億萬圓と爲るの曉に政府發行の不換紙幣は跡を社會に絶ち金貨兌換の紙幣のみ流通するに至るなり。例之は銀行の資本金一億萬圓に至れば銀行は四千萬圓の金貨を保存し六千萬圓の政府紙幣を政府に入れ金札引換公債證書を受取り之れを抵當として更らに銀行紙幣を受取るとなるか

故に當時政府紙幣の流通高を以て二億萬圓なりしと假定すれば銀行の資本金一億六千萬圓計りに達すれば政府の不換紙幣は盡く政府に入て金札引換公債證書に化し其代り一億萬圓の銀行兌換紙幣のみ流通する等なり。左れば此條例の精神は理論上完全なりしと雖ども只夫れ當時に於ける我國の實狀に適せざりしが故に久しからずして其失敗を來すに至れり

我國銀行の創設は實に右の條例に依る者にして而して當時右の條例を遵奉して營業を願出てたる者東京に第一銀行横濱に第二銀行大坂に第三銀行新潟に第四銀行東京に第五銀行ありたり其中大坂の第三銀行は中途にして願ひ下げを爲したりと云ふ。夫れ此條例は前述の如く大に銀行の利益を保護し而して銀行が其營業に依りて得べき利益は少しと爲さざれば若し他に妨害因の存在するとなくんは銀行は各地に續々勃興すへき筈なりしなり而して遂に其勃興せざりしは何ぞや是れ亦理由なくんはあらず

抑も我國當時の狀勢たる維新革命の餘響を受け百事尙ほ未だ其緒に就くに遑あらず爲めに商業社會の秩序も混亂して金銀の價の如きも亦高低常あらず而して

一時金貨の輸入多かりし所以の者多くは政府が外國より貨幣を借り入れたるか爲めなりと云へり。且つや我國外國貿易の形狀たる夏季に於ては生糸及び茶の輸出多くして輸入品少く冬季に至れば輸出品少く輸入品多きか故に冬季は貨幣の輸出多きを常とするなり。是に於てか紙幣と金銀との間に漸く高低を生し明治七年の末に至ては金貨百圓に付き一圓五拾錢或ひは一圓二拾錢の打歩を生し八年には其差更らに甚たしく遂に五圓八圓の逕庭を見るに至りたり。是時に當り僅々二百三拾萬圓當時四銀行の發行紙幣額の銀行兌換紙幣にして焉んそ不換紙幣一億萬圓の下落を維持するを得んや銀行紙幣の一時に取付けに逢ひたる者曾て怪むに足るべきなし。而して銀行は其紙幣を金貨に交換するの義務あるとなれば勢ひ其損失あるを知らなから高價の金貨を以て紙幣に交換せざるを得ず諸銀行には政府に拜借金を得僅かに金貨交換の危急を免るゝを得たり

當時の事情正さに斯くの如し而して四銀行は止むを得ず其營業を停止したり既に銀行にして其營業を停止せば公債證書にて僅々六分の利子を得るに過ぎず斯くして豈に又銀行の營業を願ひ出づる者あるへけんや。明治七八年中銀行の

増設なきは勿論のことにして而して營業の銀行なき以上は通貨市場に不融通を來たすと亦當然の事理なるのみ。加之ならず明治七年十一月の末には小野組島田組等を始め其他重大なる商家八九軒の破産あり是れ獨り紙幣の下落のみに依るに非らず其他にも大なる原因ありたり。初め政府が此等の爲替方に金銭の出納を依托するや甚た不取締にして従つて其營業の仕方も頗ふる勝手と爲り政府の預金を以て工業等を企つるとを爲せり故に大藏省にては検査局を設置し明治五六年の頃より検査を始め七年の頃には最も嚴密を極めたり。然るに斯く窮窟なる検査を受けては到底從來の事業を維持するに由なく遂に小野組島田組は相踵で倒産したるのみならず其關係する處甚た弘きが故に商家の相率ひて破産したる者尠からず。夫れ斯くの如く銀行は其營業を停止し屈指の爲替方は倒産したるが故に通貨市場は愈不融通を致すに及びたり。況んや銀行の設立又希圖す可からざるなり。或は舊條例の主意即ち正金銀行の精

神丈けは之れを存して其手續のみを改正せんと云ひ或は夫れにては到底營業者無かるべしと云ひ種々の議ありしか結局舊條例の正金交換紙幣の主旨を變し紙幣交換のことに決せり。且つ又此時に當り政府は從來の祿制を廢し一億萬圓餘の金祿公債を發行したるか若し之れか需用の途を開くに非らされは其價格の下落或は圓る可からざる者あらんとよりして新國立銀行條例は金祿公債證書を抵當として紙幣を發行する國立銀行を設立すると許したり。新國立銀行條例は明治九年九月に發布し其規定の要旨は左の如くなり

- 一 國立銀行は政府より發行する公債證書を抵當とし之れを大藏省に預け銀行紙幣を受取り引換の準備金を設け之を發行し其業を營むものたるを得ると
- 一 國立銀行の營業期限は二十年にして其期限を過くれは繼續を出願するを得ると
- 一 國立銀行は資本金額十分の八を四厘以上の利付の公債證書を大藏省に預け同額の銀行紙幣を受取ると
- 一 國立銀行は通貨を以て其資本金額十分の二其發行紙幣に對する四分の一

を準備金に備へ置くべきと

一 國立銀行より發行する紙幣は公債證書の利子及び海關稅を除くの外全國一般に通用すべきと

一 國立銀行は其預金總額中少くも十分の二五則ち四分の一を預金返却の準備として積立て置くを要すると

改正條例の要旨は大略右の如し而して國立銀行は其紙幣の準備に充つるに通貨を以てするに至りたれば名義上こそ其紙幣は兌換紙幣なれ實際は不換紙幣に殊ならざれば此紙幣を銀行に交換を乞ふ者一人も之ある筈なし。何となれば不換紙幣を以て不換紙幣に換ふるなれば素より交換の効なればなり。故に右條例は比例準備を銀行に置かしむる者なれども銀行の準備は更らに其効なく其實準備なきも同じきなり

政府が新條例を制定したる精神は今日我輩の窺ひ知る處にあらすと雖とも其後幾くもなくして不換紙幣の大に國內に増發せらるゝに至りたるも既に此條例ある以上は誠に止むを得ざりしなり。前述のごとく舊條例の精神は金貨兌換の銀

行紙幣を發行せしめ政府發行の不換紙幣を償却するに在りたれども新條例は之れに反し却て不換紙幣を國內に増發せしむる一方法たるに過ぎず。若し夫れ新條例が銀行をして政府に預けしむる公債證書を單に金札證書に引換限りたらんには假令ひ當時の銀行紙幣をして正貨兌換の紙幣たらしむること能はざりしにもせよ銀行が準備金として積置くだけは紙幣の流通を減少するを得たりしあり。然れども之を單に金札引換公債に限らざりしか故に假令ひ一方にて銀行が準備金として庫中に保存するだけ政府の不換紙幣は流通を減するも他の一方にては金銀其他の公債證書の抵當にて發行する紙幣あるか故に結局他の公債の抵當に相當するだけは紙幣を増發する有様ならざるを得ず

條例改正せられ而して舊條例の下に結社したる者其組織を變し新たに願ひ出づるとし爲りしか此新條例は銀行をして百萬圓に付き八十萬圓の公債證書を所有する上に更らに八十萬圓の銀行紙幣を利用し結局百萬圓に付き百六十萬圓の利を得る譯なるか故に爾來大に資本家を獎勵して争ふて銀行設立するの勢向を馴致し明治九年十月第一國立銀行が東京に創設せられたるを始めとし諸地方に

銀 行 論

續々勃興し明治十年には銀行數二十六其發行紙幣千三百十六萬圓餘なりしが同十一年には行數四倍して九十五と爲り其紙幣の總額二千五百十三萬圓餘に達せり。然るに明治十年には西南の亂あり政府は其費に堪へず止むを得ず不換紙幣を増發せざるを得ざるの勢ひに臨み爲めに二千七百萬圓の紙幣を發行したるか故に政府紙幣は愈々其數を加へ同十一年には一億二千餘萬圓の巨額に上ほり一方に於ては迅速なる勢力を以て銀行紙幣の増加あり而して他の一方に於ては政府大に増發せしかば若し速かに之が處分を爲さずんば兩紙幣愈膨脹し我財政上に非常なる困累を生すべきを以て政府は戦争の終るを待つて減債法を立て二十八年を期し政府紙幣を償却するの計畫を爲せると同時に左の布令を發して銀行紙幣の増加を豫防したり時に明治十一年三月なり布令に曰く

國立銀行より發行する紙幣は資本金の十分の八たるへしと雖も大藏卿は全國に發行すへき銀行紙幣の總額を制限するとあるへきか故に新たに其資本金を制限し又は其設立を許可せざるとあるへし

斯くの如く政府は國立銀行の創設を制限し兼て紙幣の増加を豫防せんとしたれ

銀 行 論

とも未だ全く其目的を達せず則ち明治十二年には銀行數百五十有三に及び銀行政府兩紙幣の總額は明治十二年には一億四千六百餘萬圓にして同十三年には一億四千三百萬圓餘ありたり。而して明治十三年に至り政府は又國立銀行の創立を許可せざるとに決定したりと雖も然れども一旦増發せられたる紙幣は漸々其價格を減し明治十二年以來金紙の間非常なる差異を生し財政上并ひに經濟社會に大なる困厄を與ふるに至りたるも誠に止むを得ざるなり

以上に示したるか如く明治九年以來不換紙幣は大に過發せられ而して其過發の紙幣は淺少ならざる害毒を與へたるか故に政府は大に其處理方法を改め銀行制度を改革せんことを企て明治十五年に至り斷然國立銀行制度を廢して中央銀行制度に改め從來の國立銀行は其營業期限後は其繼續を許さず其紙幣も營業期限内に償却せしむることとし同時に日本銀行を東京に創立したり當時政府か日本銀行を設立したる主旨は概ね左の數條に外ならざりしと云ふ

第一 從來の國立銀行には共同の働きなきか故に日本銀行を設け各銀行を統轄せしめ此弊害を匡正すると

第二 從來の國立銀行は資本小なるか故に社會の金融を助くるに其力少きと
 第三 從來貸金資本欠乏するか故に金利も亦高し是れを以て日本銀行を設け
 此金利を低下せしむべきと

第四 海外に流出せる正貨を回収せしむると

第五 國庫金を日本銀行に取扱はしむると

右の條中には素より非常なる誤謬を包むものも之れなきにあらずと雖ども茲に
 は之れを論せざるへし

斯くして日本銀行は創立せられ明治十七年に至り兌換券條例發布せられ日本銀
 行は明治十八年を以て初めて兌換券を發行し明治二十一年に至り兌換券條例に
 改正ありたり

日本に於ける銀行制度の沿革は大畧以上の如し依て茲に現時日本銀行の兌換券
 發行の方法を述べて結末を爲すへし

兌換券發行の方法は改正兌換券條例に依るとにして其要は左の如し

一 日本銀行は八千五百萬圓迄は證券類を保證として紙幣を發行するを得る

と

二 八千五百萬圓以上に紙幣を發行せんとすれば必ず正金銀の準備を要する
 と

三 必要のときは八千五百萬圓以上と雖ども租税を納めは正金銀の準備を置
 かすして紙幣を發行するを得ると

四 右八千五百萬圓の中現時流通する國立銀行紙幣に相當する金額丈は國
 立銀行紙幣を償却するに從て發行すへきと

五 右八千五百萬圓の中二千二百萬圓は無利息にて政府に貸すへきと
 依之見之日本銀行の紙幣發行の準備法は分額準備法と伸縮發行法とを折衷せし
 ものにして我輩か前段に論したる最も弊害の少き方法なりとす

右の條中に所謂八千五百萬圓は政府か我國通貨流通の最低額と假定したる者な
 るが果して適當の假定なるや否やは實際上の問題なれば暫く之れを措き茲には
 之を論せざるべし。 偕て此の制限を適當なる假定なりとすれば第四第五二少條
 の制定あること甚た必要なりとす何となれば其當時我國に流通する紙幣は獨り

日本銀行の兌換券のみに非らず政府紙幣は小紙幣を除き大凡三千二百萬圓國立銀行紙幣は大凡二千六百萬圓計り流通せり。其内政府紙幣の準備金として一千萬圓計りは政府の掌中に存せりとなれば此兩紙幣のみにて金銀貨を代表せざる分四千八百萬圓計り流通せる譯けなり。故に若し此時に當り全然日本銀行に許すに證券保證の八千五百萬圓の發行を以てせば結局無準備の紙幣一億三千三百萬圓計りに上るとなり。若しも前述八千五百萬圓を以て我國に於ける通貨流通の最低額と假定すれば此一億三千三百萬圓の無準備紙幣は始終之を我國に維持するに由なく從て日本銀行の兌換券は何時取付けられて八千五百萬圓以下に下るとあるも知るべからず。而して八千五百萬圓を下ることあれば日本銀行は大なる困難を來たさざるを得ざるなり。故に日本銀行が國立銀行紙幣を償却し而して政府が二千二百萬圓の政府紙幣を償却するときに至て始めて日本銀行は無準備の紙幣を發行すると八千五百萬圓に至るを得るなり。但し政府は前條の如く二千二百萬圓の兌換券を日本銀行に借入れ政府紙幣を償却し而して此借金日本銀行の營業期限則ち明治四十五年迄に之れを返却する筈なりと云ふ

第三章 銀行の管理法

第一節 銀行家たるに要する諸資格を論ず

世人動もすれば曰く銀行事業の如きは進退掛引を要すると至て少なく日々繰返して同様の仕事をなすに止まるか故に此事業には左程熟練見識ある人を必用とせず何人にも少しく事務に慣るゝときは之に當ると最も容易なりと。併しなから是の説誤謬の甚しき者なるとは銀行家其人の處置宜しきを得ざりしが爲めに最近五六十年の間に歐米諸國に於て破産閉店をなせし銀行頗る夥多しかりしを見ても知るべきなり。蓋し銀行の事業も他の事業と同じく甚だ微妙の性質を有するとなれば適當の人ありて之に従事するにあらずんば直接には銀行の破滅となり間接には公衆の不幸となるを免かれず。然らば銀行家たるには如何なる資格を必要とするやと云ふに此事業に適當ならんとするには他の事業に於けるか如く世間稀有の良才あるとを要するなり。尤も専門の技藝は衆人の間に頭角を顯はす程の深きを要せず唯た何れの専門に關しても一通りの心得あるを可なりとす。或る一方に向つては夥多しく才能の發達するも他の方角に向ふては全く

欠乏し之を有形の物に喩ふれば夫の福助の如く頭顱のみ巨大にして四肢の之に稱はざるか如き有様ある専門家は銀行者たるに適當ならずして總へての方角に向ふて能力か相當の發達をなし其間に適當なる釣合ひ權衡を保つ通人こそ此事業には望ましけれ。則ち與行の深ふして間口の狭少なる詩人又は哲學家の如き理學者又は文人の如き雄辯家又は政治家の如きは固より金錢の取扱ひには宜しからず。之れに反して夫の與行は左程長からざるも間口も亦左程狭少ならず其權衡の宜しきを得て所謂普通知覺なる者に富める實際家にして始めて銀行家たるを得べきなり

斯くの如く銀行家たるには驚く可き長所あるを要せずと雖ども甚しき短所ありては大いに不都合なりと知る可し而して其最も銀行事業に當るに著しき短所たるは判斷力の乏しきにあり則ち銀行家は緊要問題の出來したるときは之れか得失を思料して迅速に曲直の判斷をなすを要するなり。蓋し優柔不斷の人は何事にも常に深思熟考の四字を口實として以て斷行を遷延すれ共然れども判斷力に乏しき人は實際に於て深思熟考をなさざるなり何となれば之を熟考するとき大

銀 行 論

銀 行 論

いに苦心焦慮を引き起こすか故に先づ暫く心を放ちて他の事件を勘考するなり若しも之を差置く能はさるときは議論の決着を遷延す可き口實をのみ種々様々に工夫し之れに一時を凌ぎ以て苟安の策をなすなり。實に不決斷の習慣を是迄て養成し來りたる者は問題の起るごとに奮て之か得失を調査し迅速に之か判斷をなすの勇氣なく常に決斷迂遠の口實を搜索するに汲々とし若し之を得れば之にて一時延引するなり是を以て遂に好機を失ふて復た恢復する能はさるに至り或は惡運已に切迫して復之を回らす能はさるとあり爲めに銀行の事務を誤る幾くなるを知らざるなり。次に此事業をなすの途前に横はりて甚だ妨げとなる惡性質は確乎不動の精神に乏しきにあり蓋し銀行家は深思熟考の上決定したる事は飽迄も之を守るの勇氣あるを要す他人若し已に反對の說を主張するとあらば之に向ふて斷然否と答ふるの勇氣なかる可からず而して一たひ否など云ひたる曉天には固く其言を守るを要するなり。又た夫の匆卒にして短氣あるとも宜しく銀行家の自ら警戒す可き所にして己れの好む所己れの僻する所に因て心を動かされ事の判斷を誤るは人情の常として有り勝ちの者なれば是も又大に銀行

家の注意す可き所なり

且つ夫れ如何なる身分如何なる職業の人にてても己れ自身を知るの明あれば甚た利益あるとなるか中に就て銀行家には此事特に甚た大切なりとす。抑も銀行家たる者は虚心に己れの長所と短所とを區別し得るを要す則ち己れの性質は餘り用心堅固一方に過ぎて事機を失ふの憂はなきや將た餘り寛裕にして不取締に流るゝの嫌ひはなきや己れの人に接する有様は果して丁寧なるや或は無愛想なるや己れの癖として事物の善惡兩面を見ることが得ずして兎角其都合善き點のみを見て其裏面に不都合なる箇條あるを遺忘する誤りはなきや又は常に其害のみを見て之に伴ふ利益あるも之を見遁すが如き過失はなきや廣く世間の人と交際をなすは己れの事業に取りて利益あるや又は却て不利益なるや銀行の顧客より進物杯受けて爲めに己れの事業の上に無理なる差繰をなし遂に大失敗を速くとなきや杯と始終自ら反省すること必要なれ。又た若しも事業上に損失をなしたるときは詳に其原因を搜索し是の失策は自然の物の勢ひに出づる乎將た又己れの性質に短所ありたるか爲めに起れるかを吟味す可し。而して事に臨んで確乎

銀行論

銀行論

不動の精神なく又は先見遠慮の策なく又は耐忍力に乏しく又は是非の判断を誤りたる場合あらは能く之を記憶に留めて將來再び同様の不都合之なき様注意すると甚た肝要なり古語に云はく人は己れを知るを要す人の賢明なる單に此一點にありと特に銀行家の記憶すへき箴言なり

併しなから銀行家たる者は自ら己れの短所を熟知せざる可らずと雖も己れの顧客の爲めに之を看破せらるゝとなき様に注意すへし。凡そ賢人は己れの欠點を知ると雖も然れども決して之を世に公にせず世に之れを公にする者は獨り愚者あるのみ。若しも銀行家の許に就て金錢を借用する顧客の中に狡猾なる者ありて銀行家の性質を洞察し或は賄賂を容れ或は諂諛をなし或は強嚇手段を用ひ銀行家の性質に應じて其れ々々の方便を使用するに於ては銀行家は全く顧客の掌上に運らされて自由自在唯其命是れ從ふと云ふ有様に陥るに至るなり。是れを以て銀行家は常に多額の金錢の借用に來る顧客とは餘り親密ある交際をなさざることを常に然る可きなり

次に銀行家たるは獨り己を知るの明ある可きのみならず又他人を見るの活眼な

きを得ざるなり先づ己れの使役する番頭手代の能不能を辨別し其れ々々事務を配分せざる可からず又適當なる人を己れの探報掛りとして一個人若しくは一商社の内情及び評判を聞知せざる可からず。且つ適當なる相談相手を撰ひ出たさゝる可からず而して此相談役には先づ己れの短を補ふを得る所の性質ある人を撰拔するを要す。而して如何なる事業に従事するに付けても己れ自ら之を擔任せずして成る可く他人を使用する方法を知らざる可からざるなり蓋し巨大なる銀行等に於ける重役人は唯だ最も肝要なる用務に當り較や不肝要なる分は之を助手に依任す可き等なるに人を打忘れ一切の事務を銀行家か盡く自ら之を擔任し爲めに己れの健康を損害し遂に不都合を引起し銀行の名譽を毀傷するに至りたるか如き例は合本銀行の歴史上に往々目撃する所なり

以上陳述せる良性質を備へ其惡性質を有せざる人こそ始めて良銀行家たるの冀望を屬す可きのみ而して此の如き人に非ざるよりは假令如何なる金科玉條を列擧するも到底之を活用する能はざるなり

第二節 銀行理事法の概畧を論ず

吾輩は既に銀行家たるに必要な根本の性質を論説したれば是より本論に入り銀行理事の規則標準を示さんと欲するなり

銀行家たる者は己れの時間を節省儉約する様注意すべきなり而して時間節省法の一は前に述べたるか如く一層下等の事務は之を他人に委任すへし會計掛りをして帳簿を預り計算をなさしむ可し秘密を要する書翰は格別なれども大抵の書翰は書記に認めしめて己れば唯だ之に署名すれば則ち可なり。又銀行内の秩序作法を維持するは之を一番々頭に委托すへし其他各事務をなさしむる爲めに鋭の人を選擇して之に當らしめ己れば只だ大體の監督取締の義務を盡せば充敏分なり。且つ其れ々々の掛りに其れ々々の長を置き而して是等の人々には較や廣濶なる獨斷の權を與へ瑣々たる細事までも一々銀行家の指揮を待つか如き習慣を養成せざるこそ肝要なれ。之れに反して若しも銀行家に於て餘り役人の仕事に干渉をなすときは皆な自ら考案を出たす能はざるに至り責任を重んずるより起るべき苦慮焦心をなさざるに至り事に臨んで自から決する能はず皆な銀行家

の裁定を仰くととなりて其結果銀行家の繁忙言ふ可からず。故に斯の如くならば現時の役目をなさしむるも左程銀行家の手助けならず况んや之を一層肝要の地位に進むるか如きは到底冀望す可からざるなり

時間節省の第二は一定の順序によりて事務を取るにあり毎日一定の時刻を期して銀行に至り又種々の事務を取るにも日々同様の順序に従ふを要す而して銀行より退散するにも必らず一定の時刻に於てすべきなり。此の如き定規を遵守するときは其都度々々に一々事を執る順序を定むるを要せず又日々出入の時間を定むるを要せず自然機械の働きの如く爲めに精神を費さるに至るを以て時間を節省する鮮少にあらず

時間節省の第三法は顧客との應接を成る可く速かに切り上くるにあるなり用事ありて客の尋ね來りたるときは其用談より他の事件に談話を移す可からざるなり。又銀行家の客に應接するや寧ろ立ちなから之と相談すへし左すれば客の方にてても自然に立ちなから挨拶するを以て速かに退散するものなり則ち己れに於て泰然として椅子に倚るときは客も又た悠々として椅子に倚るか故に兎角長坐

の傾向あれども双方共に椅子に倚らず立談をなす時は迅速に辭し去るものあり。又た冬分に於ける客をして暖室爐の側に着席せしめは温暖にして心地宜しきか爲めに輒もすれば長坐をなすの恐れあるにより應接所の道具の裝置に注意して客の坐席は成る可く入口の近傍に設置して一とつには温暖ならしめす又た一とつには客が出でんと欲すれば直ちに出づるを得る様便利を與ふ可し是も來客の長坐を豫防する一方なり。且つ又應接所の位置は其一方の戸口は往來に面せしめ他の一方の戸口は事務所へ通せしむるを要す斯くの如くするときには假りに來客あり金子借用を申し込み應否の返答をなすと甚だ六ヶ敷とありとすれば容易に事務所に入りて自ら思案を廻らす可く或は來客の貸借の帳簿を調査して判斷をなし後ち客に向つて應否の返答を言ひ放ち得るなり。若し然らずして巨額の手形の割引を請求する客あるが如き場合に其面前に於て之か決定をなし其深思熟考孤疑躊躇の有様皆な之れを來客に目撃せらるゝに於ては此間に客の方より言語を交へ或は歎願し或は議論し或は脅嚇し或は諛諂し種々方便を逞ふするを以て一々之れに應ずるとは甚だ面倒なるのみならず大に時間を浪費するの恐れ

あり。故に判断は隣室に於てし安に對しては只た請否の挨拶をなすのみにて成るべく之と問答せざるを可とす。若し夫れ銀行家は直接に顧客に面會せず番頭をして手形を受け取りて銀行家の居室に持參せしめ應否の返答を傳言せしむる慣習を養成し而して顧客の方にて之を以て不愉快の感覺を起すことなきに至れば更らに妙きなりと云ふ可きなり

銀行家は己れの事業に關係する報告を蒐集し之を帳簿に登録せざる可からざるなり尤も前にも云へるか如く銀行家自ら帳簿に記入をなすは不可なり併しなから番頭或は書記をして諸種の帳面を製し或は己れの顧客の性質を詳細に記載し或は己れの顧客にあらざる一商人又は一商社の名前ある爲替手形の金額を記入し或は己れの顧客の爲めに割引又は貸金をしたる金額を登記し或は顧客が日々銀行に對して有する貸金の多寡を記入し或は銀行家が顧客と結締したる特別の約束を記載し或は銀行全体的の出入を記載せざる可からず。而して職業に因て部門を分ち之に由て顧客の姓名簿を製するも必要なり何となれば若し或る大事件出來して或る職業に従事する者は相率ひて困難に陥ひるとか又は幸福を享取す

るとか何れにも一大影響を蒙むるあらは此姓名表に因て己れの顧客の中には果して幾人程其影響を蒙むるやを判定するに足るの標準あればなり

以上は何れも大切の帳簿なりと雖ども中に就て尤も肝要なるは顧客の身分性質を詳録するの帳簿なりとす勿論熟練経験の銀行者にして而かも記憶力強盛なる者は己の平生取引をなす諸商人諸會社の地位性質を熟知して之を胸中に記憶し居るなり。併し斯かる人に對しても尙ほ右の如き帳簿の必要之なしと斷言する能はざるなり何となれば銀行家の記憶か如何に強大なりと雖ども數多き顧客の事なれば大事なる場合に當て之を忘却して思ひ出す能はざるか如きとあるを免かれさればなり。且つ又銀行家は絶へず銀行に出勤すと云ふ次第にも行かす時として用向きの爲めに旅行し或は疾病等にて不參するともあらん此時に當り若し代理を置くとせんには其代理人は右の帳簿あれば之に因て顧客の性質を知り得べきも之なきときは其由る所更に之なければなり。或人曰へらく商人商社の有様は絶へず變更して一定せざるが故に帳簿に記載する所も亦た甚だ依頼し難しと然れども是は不通の難問のみ顧客の有様に變更あれば一々其變更の模様を

記臆すれば参考の爲めに其重寶なると夥多しきなり

さて新たに己れの顧客とならんとする者の真情内幕を探索するに就いては何物に就て之か報告を集むるを得べきやと問ふに兼て其人か取引をなせる他の銀行家に依頼すれば大抵分明なる可し。獨り此に注意すべきは兎角銀行家は只た顧客の預け金の額のみによりて其人の性質を判断し他の關係に於て如何なる不都合あるをも顧みずして頻りに之を稱揚することもあり或は平生取引をなして多少親密の情あるを以て之を庇保し不都合あれども之を隠蔽すると云ふ事情なきにあらず去れば他の銀行より聞き取りたるも多少斟酌したる上にて信用を置くべき者は置くことすへし。次に此の種の報告を得る泉源は其人の同職同業者に問ひ合はするに如かず同事業に従事する以上は相互の内情を知る者にして問屋は小賣商の内幕を知り小賣商は問屋の真情を知り又問屋の中にも小賣商の中にも互に之を了知せる故に他商賣の人に於ける如く又隠蔽すると能はさるなり。而して銀行家は己の顧客の内には必ず千差萬別の事業家あるに由り之に就て尋問する時は如何なる商家の有様と雖も推測し能はざるとなきなり。且つ

又始めて取引を約束するときに然る可き紹介人を要し之より詳細に顧客の性質營業の模様を聴取る可し若し相當の紹介人なくは顧客自らをして之を辯明せしむ可し

已に顧客となる以上は顧客の帳簿に就て察知し得べし振出手形預り帳を一見すれば其取引の分量を測るを得べく日計帳を見れば銀行に對して幾何の貸金あるやを推す可く其割引の爲めに持參する爲替手形の多寡及び性質を見れば其平生信用する所は如何なる商家なるやを知る可く又他人が己れの顧客に宛て發行したる手形を持參するときには顧客の平生取引する人民は如何なる種類にして顧客に信用を置く人々は如何なる人種なるやを知り得べきなり。而して此他にも其性質を知る一大方便あり他なし其人に面會して其態度を見ることが是れなり此方法も他の方法の如く往々非常の間違ひを引き起すことありて現に人は見掛けに由らぬ者なりとは世人の唱ふる所なれども大跡より言へば人の外貌は以て其内情を示すに足るなり。或る商社にては始めより番頭手代を以て銀行に割引を依頼するとあるか是も通例の高なれば左程懸念を起すにも及ばず然れども若し